

新市まちづくり計画

米原市・近江町



(第1回変更：平成24年3月 米原市)

(第2回変更：平成27年3月 米原市)

(第3回変更：令和2年6月 米原市)

米原市・近江町合併協議会

◇ 目 次 ◇

第1章	序論	1
1	合併の必要性	1
	(1) 地方分権・地域自立のために	
	(2) 社会資本をより広く活かすために	
	(3) 少子高齢化にしっかりと対応するために	
	(4) より確かな行財政基盤確立のために	
2	1市1町合併の意義と効果および留意点	3
	(1) 1市1町合併の意義	
	(2) 合併による効果	
	(3) 合併に関する留意点	
3	計画の策定方針	7
	(1) 計画の趣旨	
	(2) 計画の構成	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画策定の指針	
第2章	1市1町の特性と課題	8
1	1市1町の概要	8
	(1) 位置と地勢	
	(2) 自然と歴史	
	(3) 交通	
	(4) 人口	
	(5) 産業	
	(6) 土地利用	
	(7) 生活基盤	
	(8) 財政	
	(9) 大規模プロジェクトの動向	
	(10) 広域行政	
2	関連計画	17
	(1) 広域的な位置づけ	
	(2) 米原市と近江町の総合計画の把握	
3	住民アンケート調査結果の概要	22
	(1) 住んでいるまちの評価	
	(2) 新市のイメージ	
	(3) 新市の将来像	
	(4) 新市のまちづくりにおいて重要な施策	
4	新市まちづくりの課題	28
	(1) 交流中核都市としての確かな成長	
	(2) すべての人に配慮した都市基盤の整備	
	(3) 防災対策の推進	
	(4) 少子高齢社会への対応と医療・福祉体制の充実	
	(5) 良好な自然環境と景観の保全・継承	
	(6) 産業の活性化と交流型産業基盤の整備	
	(7) 生涯学習と新時代を担う人材育成の推進	
	(8) 住民と行政とのパートナーシップの確立	
	(9) 行財政改革の推進	

第3章	主要指標の見通し	32
1	人口の見通し (1) 総人口 (2) 年齢3区分別人口	32
2	世帯数の見通し	32
3	就業人口の見通し	33
4	交流人口の見通し	33
5	主要指標の見通しまとめ	34
第4章	新市の将来ビジョン	35
1	新市の基本理念と将来像 (1) 基本理念 (2) 将来像	35
2	新市まちづくりの基本方針 (1) 「らしさ」を活かすオンリーワンのまちづくり (2) どこでもキャンパスのまちづくり (3) 安心ネットワークのまちづくり (4) まるごと自然公園のまちづくり (5) ほっとする快適空間のまちづくり (6) 元気な交流活力のまちづくり (7) 4万人の市民自治のまちづくり	38
3	新市の都市構造 (1) ゾーン別の整備方向 (2) 交流軸の整備方向	46
第5章	新市のまちづくり施策	48
1	新市の主要施策の体系	48
2	新市の主要施策 (1) 「らしさ」を活かすオンリーワンのまちづくり (2) どこでもキャンパスのまちづくり (3) 安心ネットワークのまちづくり (4) まるごと自然公園のまちづくり (5) ほっとする快適空間のまちづくり (6) 元気な交流活力のまちづくり (7) 4万人の市民自治のまちづくり	51
3	ゾーン別の主要な施策	85
4	市民・地域・企業ができること	86
5	滋賀県事業の推進	88
6	公共的施設の統合整備	90
第6章	財政計画	91
1	前提条件の設定	91
2	歳入・歳出の見通し	92
	用語説明	94

第 1 章 序論

1 合併の必要性

米原市・近江町は、古来からヤマトタケルの神話や息長族の繁栄、交通の要衝としての中世・近世の歴史など、文化・経済にわたって強い結びつきをもっており、住民の日常生活でも相互の交流が活発な地域です。

一方、加速度的に変化する時代の潮流の中で、地方分権^{*}の進展、少子高齢化の進行、多様化・高度化する行政ニーズ、国・県における構造改革などに対応するため、市町村においては、住民と行政とのパートナーシップ^{*}のもと、効率的・効果的な行政運営が求められています。

自己決定・自己責任の原則に立つ地方分権時代においては、自分でできることは自分でする、地域でできることは地域で行う、それではできないことは行政が支援するという役割分担と連携が必要となります。

1市1町の合併は、このような行財政改革と特色ある地域づくりのための有効な手段と考えられます。

（１）地方分権・地域自立のために

①地方分権への対応

地方分権時代がスタートした現在、市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、自己決定・自己責任の原則を基本として、地域の個性を活かした自立的な行政の運営が求められています。

市町村は多くの権限を得るかわりに、高度な行政判断を要する事務事業が増えるため、専門的な知識や政策形成能力のある職員の育成と行政需要に的確に対応できる行財政基盤の確立が必要となります。

②多様化・高度化する行政ニーズへの対応

住民生活の質的な変化に伴って住民ニーズが多様化・高度化しているだけでなく、今後の社会潮流をふまえば、福祉、環境、教育など住民に身近な分野で、たえず新たな行政課題が生まれることが予想されます。

このため、専門職員の育成や一人ひとりの職員の能力向上により、自立的な行政運営を推進する必要があります。

③地域自立と個性ある地域づくり

地方分権時代の中で、市町村は、地域の特色を活かしながら、都市としての魅力を高め、地域間競争の時代※を切り拓いていかなければなりません。

このため、住民と行政とのパートナーシップ※のもとに、地域の人材や資源を活かす総合的なまちづくりを推進することによって、より自立的で個性のある地域づくりを進める必要があります。

(2) 社会資本をより広く活かすために

住民の日常生活圏が拡大するとともに、地域の経済活動もますます広域化しています。

本地域に整備された高速道路や新幹線などの広域交通網や福祉・教育・文化等の公共施設などを活かして、住民の生活行動範囲に対応し、より活力ある地域基盤を形成するためには、広域的な視点に立ったまちづくりを展開する必要があります。

(3) 少子高齢化にしっかりと対応するために

全国的な少子高齢化の進行は本地域でも例外ではなく、高齢化傾向は全国や滋賀県の水準を上回っています。

このため、少子高齢化に伴って多様化・高度化する保健・医療・福祉・介護ニーズに的確に対応し、子どもの健やかな育成を支援する環境づくりや若者の定住促進、いつまでも元気に暮らせる地域づくりなど、より高度で一体的なサービスを提供できる体制の確立や専門的な人材の確保を図る必要があります。

(4) より確かな行財政基盤確立のために

国・県における「構造改革」の取り組みは、大幅な財政赤字に対応しながら、経済を活性化させるためにも必要不可欠な課題となっており、国においては「三位一体の改革※」として国庫補助金や地方交付税※制度の改革が進められています。

今後は、これまでのような依存財源※の確保が期待できない状況にある中で、行政サービスを低下させることなく経費を削減し財源を生み出す必要があります。行政改革のための有効な手段として合併を取り入れることにより、住民本位の行政サービスを提供していくためのより確かな行財政基盤を確立する必要があります。

2 1市1町合併の意義と効果および留意点

(1) 1市1町合併の意義

1市1町が合併することには、次のような意義があると考えます。

①歴史や住民の日常生活のつながり

1市1町は古くから交通の要衝として栄えた地域で、歴史的・文化的なつながりを持っているとともに住民同士の日常生活での行き来は活発であり、一体的なまちづくりについて議論を深めやすい地域です。

②住民と共に取り組めるまちづくり

1市1町を合わせた面積は約 223 km² となり、まとまりのある地域であることから、住民の顔の見える行政サービスの提供が可能であり、今まで以上の住民参加や住民自治の推進を図りやすく、住民と行政とのパートナーシップ※によってまちづくりに取り組める地域です。

③個性ある地域の融合による魅力的な都市の実現

地域の独自性を発揮しやすい規模であり、1市1町それぞれの豊かな地域資源や個性を融合することによって、魅力的な都市づくりが可能な地域です。

(2) 合併による効果

1市1町のまちづくりを展望する中で、次のような合併による効果が期待できます。

①交通の要衝を活かす一体的な取り組み

交通の要衝という立地条件を活かし、多くの人が必要経路する交流拠点のような地域づくりをめざす上で、都市基盤・情報基盤・交流基盤の強化と産業の振興、そこから交流の輪が広がるまちづくりなど、1市1町の個性を活かした一体的な取り組みが期待できます。

②広域的な視点にたったまちづくりの展開

合併することにより、1市1町の歴史や住民の日常生活のつながりをふまえた広域的な視点から、まちづくりを展開することが可能となります。

道路について、より広域的な視点から、新市域を一体的、体系的に結ぶ整備が可能となります。

公共施設について、既存施設を有効活用しながら、地域の特色とバランスに配慮し、効率的で適正な配置が可能となります。

③顔の見える住民自治の推進

人口約4万人という比較的まとまった都市となることから、互いに顔の見える範囲で、ぬくもりのある住民自治を一層推進することが期待できます。

④住民参加と専門職員の確保で地域福祉を高める体制強化

1市1町の保健・医療・福祉・介護の基盤と人材を共有するだけでなく、新たに専門的な人材を確保することにより、より高度で一体的なサービスを提供できる体制の確立と住民主体の健康づくりや子育て、高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進が期待できます。

⑤生涯学習・生涯スポーツや教育環境の向上

1市1町に整備された既存施設について、類似するものは機能分担とネットワーク[※]化を図り、独自のものは住民の広域利用を可能にすることによって、生涯学習やスポーツの場が広がり、これまで以上に多彩な生涯学習・生涯スポーツの機会が創出できます。

また、1市1町の教育文化施設を新市の学校教育の中で有効利用することにより、教育環境の向上が期待できます。

⑥地域のイメージアップと地域総合力の向上

1市1町の個性を融合し、新たな投資を行うことによって、地域の価値が高まり、地域イメージの向上と情報発信力の強化が期待され、産業振興や企業誘致にも有利となり、魅力的な都市として地域総合力の向上が可能となります。

また、福祉の分野など住民に身近な事務は、市で処理できることになり、迅速かつ的確な対応ができます。

⑦多彩な地域資源をネットワークした観光・交流の振興

1市1町の豊かな地域資源と人材を共有できることの効果を活かし、新たな交流促進の仕組みを確立することによって、多彩な地域資源をネットワーク[※]化した観光・交流の一層の振興が期待できます。

⑧より効果的なまちづくりを進める政策形成能力の向上

住民と行政とのパートナーシップ[※]の確立と、行政ニーズの多様化・高度化への対応が求められる中で、企画部門の充実と各部門における課題把握・問題解決能力の向上によって、政策形成能力の向上が可能となります。

⑨行財政の効率化と重点的・効果的な投資

住民本位の行政サービスをしっかり提供していくための確かな行財政基盤を確立するため、スリムで政策形成能力の高い体制づくりによって、費用対効果の高い行財政システムの確立が可能となります。

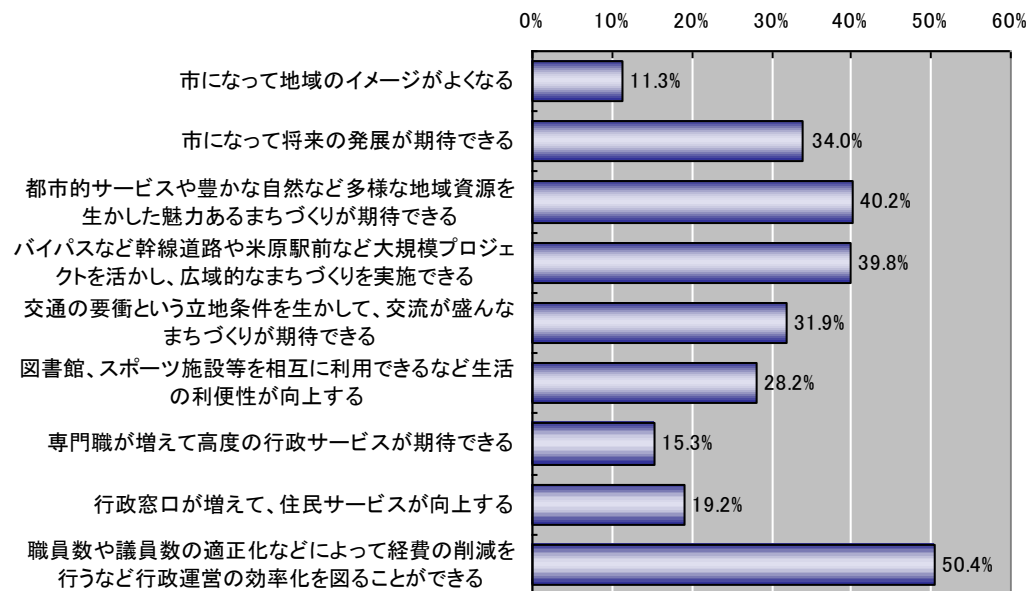
また、地域の課題や住民ニーズを的確にとらえながら、地域全体の均衡ある発展をめざした新しい拠点整備や産業振興などに重点的な投資が可能となります。なお、これに当っては、将来の財政を圧迫しない健全な行財政運営に配慮したプロジェクトの展開を図る必要があります。

なお、住民アンケート調査によると、「行財政運営の効率化」「多様な地域資源を活かした魅力あるまちづくり」「広域的なまちづくり」「市になって将来の発展」「交通の要衝という立地条件を活かして交流のさかんなまちづくり」（いずれも 30%以上）などができると期待されています。

また、中学生アンケート調査によると、「便利な施設や楽しい公園がある魅力的なまちづくりができる」「市になってイメージがよくなったり、もっと発展する」「税金が安くなる」「図書館や体育館、運動場などお互いに利用できるのも便利になる」（いずれも 40%以上）ことなどが期待されています。

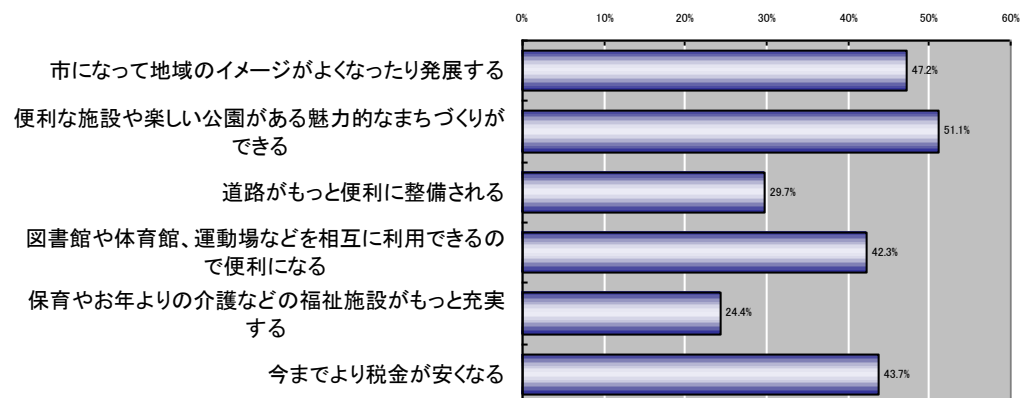
（アンケートは、米原市は平成 15 年 11 月、近江町は平成 16 年 11 月に実施したものです。）

合併に対する期待



（複数回答）

合併に対する期待（中学生）

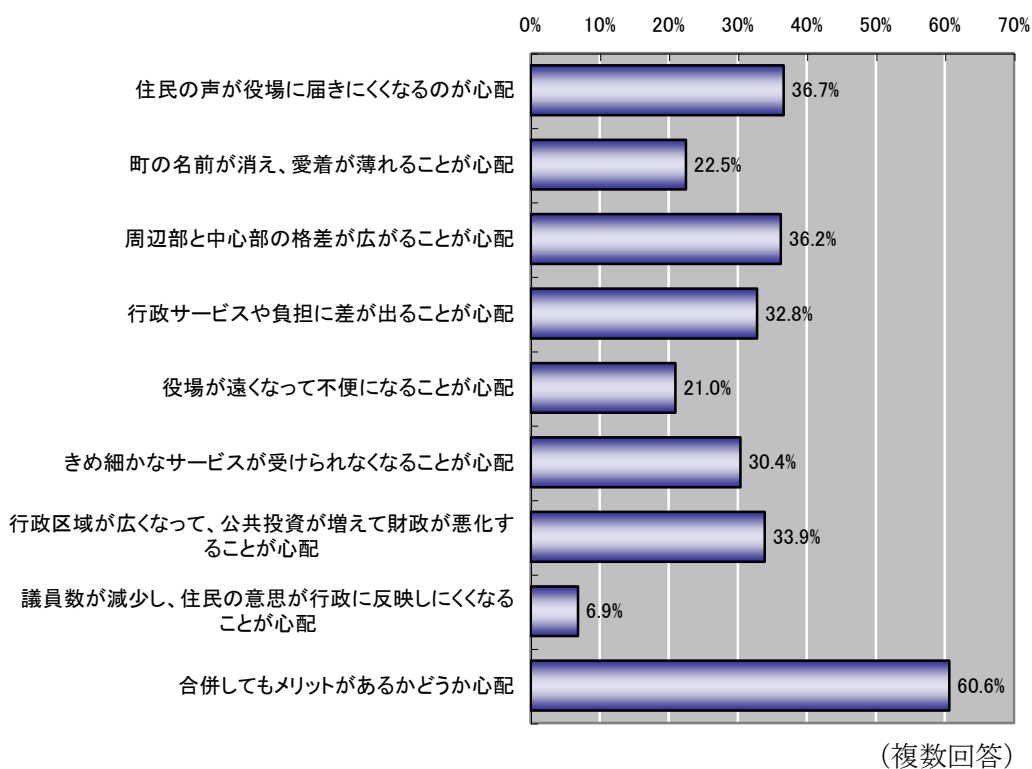


（複数回答）

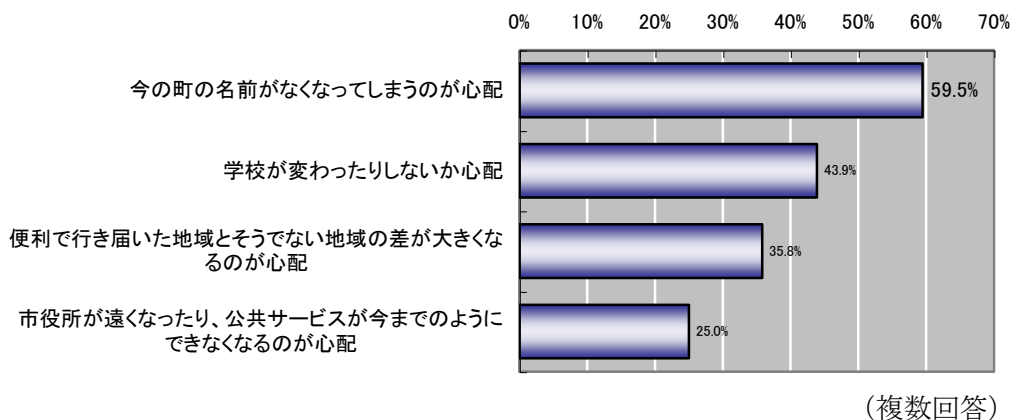
（３）合併に関する留意点

住民アンケート調査では、合併に対する心配として、「メリットがあるかどうか」「住民の声が役場に届きにくくなる」「周辺部と中心部の格差が広がる」「公共投資が増えて財政が悪化する」「行政サービスや負担に差が出る」「きめ細かなサービスが受けられなくなる」（いずれも 30%以上）こと、また中学生アンケート調査では、「今の町の名前がなくなってしまう」「学校が変わったりしないか」などをあげています。合併を進めていく上で、これらの懸念を払拭できるよう対策を講じていく必要があります。

合併に対する心配



合併に対する心配(中学生)



3 計画の策定方針

(1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画は、米原市・近江町の合併後の新市を建設していくための基本方針とこれに基づくまちづくり計画を策定し、その実現を図ることにより、1市1町の速やかな一体性の確立を促進するとともに、地域の個性を活かしながら、均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

新市まちづくり計画は、新市を建設していくための基本方針、それを実現していくための主要事業、公共的施設の統合整備および財政計画を中心にして構成します。

(3) 計画の期間

新市まちづくり計画は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く20年度の令和7年度までの期間について定めるものとします。

(4) 計画策定の指針

新市まちづくり計画の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

策定にあたっては、主要事業の緊急度・重要度・優先度、合併により期待できる効果などを十分に検証します。また、合併後のソフト、ハード両面を含めたまちづくり全般のマスタープランに位置づけます。

公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら、逐次統合整備していくものとします。

財政計画については、地方交付税※、国や県の補助金、地方債※などの依存財源※を過大に見積もることなく、新市においても健全な財政運営が行えるよう十分留意して策定するものとします。

内容の検討に際しては、住民意向を踏まえるために住民説明会を実施するとともに、合併効果の最大活用および合併に伴う懸念事項への適切な対応に十分留意して策定するものとします。

第2章 1市1町の特性と課題

1 1市1町の概要

(1) 位置と地勢

- ・ 1市1町は、滋賀県東北部地域の中心に位置し、面積は223.1km²で、県土全体の5.6%を占めています。
- ・ 地勢的には、日本百名山のひとつである伊吹山と京都府との南には霊仙山がそびえ、総面積の約7割を占める森林にたくわえられた水は、清流姉川や天野川となって地域を流れ、母なる琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。



(2) 自然と歴史

- ・ 1市1町には伊吹山と琵琶湖という地形上のつながりがあります。そこには伊吹山のお花畑、姉川の清流、三島池のマガモ、天野川などのホタル、鮎、醒井のハリヨと梅花藻、オムラサキや里山など美しい自然があり、貴重な動植物の宝庫となっています。
- ・ 気候は、日本海型気候で、晩秋にはしぐれ、冬季には北西の季節風と積雪がみられます。湖岸部は年間の降水量が比較的少ない内陸性盆地気候であるのに対し、中山間部は1m前後の積雪のある県下有数の豪雪地帯であり、気候的にも変化に富んだ地域です。
- ・ 伊吹山と醒井の居醒の水を舞台にしたヤマトタケル伝説や、古代豪族息長氏の舞台となるほか、中山道と各宿場など古くから歴史文化のつながりをもっていました。

(3) 交通

- ・ 東海道本線、北陸本線、東海道新幹線、近江鉄道という鉄道網があり、県下で唯一の新幹線停車駅があります。
- ・ 名神高速道路と北陸自動車道の2つの高速道路とそのジャンクションおよびインターチェンジがあります。また、一般国道としては8号、21号、365号が通過しています。
- ・ これらによって京阪神、中京圏、北陸圏を結ぶ交通の要衝となっています。

地域の特徴

美しい自然と共に 息づく地域

東部に伊吹山・南部に霊仙山がそびえ、総面積の約7割を占める森林にたくわえられた水が、姉川や天野川となって流れ琵琶湖に注ぐという、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。

良好な環境の指標として知られる多様な生き物たちの姿がみられ、私たちの暮らしにうるおいや恵みをもたらしています。

歴史文化を大切に 共有してきた地域

ヤマトタケルの神話や古代豪族息長氏の舞台となるなど、古来から歴史を共有してきた地域です。

中世・近世の歴史の舞台にも度々登場し、平安時代の高僧・最澄、室町時代の大名佐々木道誉（京極高氏）、戦国時代を代表する秀吉と三成などが活躍し、数多くの史跡を残しています。

人と人とのふれあいを 大切にする地域

人を大切にし合う豊かな心や、コミュニティを支える厚い人情が息づいている地域で、ふれあい豊かなコミュニティは、自らの地域課題を自ら解決していくエネルギーをもってしています。

このような人を大切にする風土は、ふるさと音楽祭やミュージカル、地区公民館活動など活発な生涯学習・文化活動を生んでいます。

自然や歴史を活かした 交流がさかんな地域

豊かな自然や歴史に惹かれて年間212万人の観光客が四季を通じて訪れる地域です。

また、関西のスキー発祥の地であり、マウンテンバイク、パラグライダーなどのアウトドアスポーツも盛んであるほか、四季を通じた多彩なイベントや農業体験ツアーなど都市と農村の交流が繰り返されています。

近畿・中部・北陸を結ぶ 出会いの地域

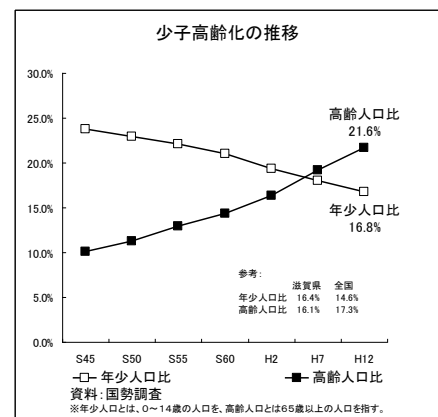
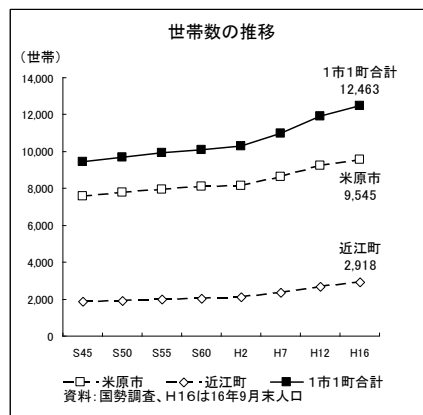
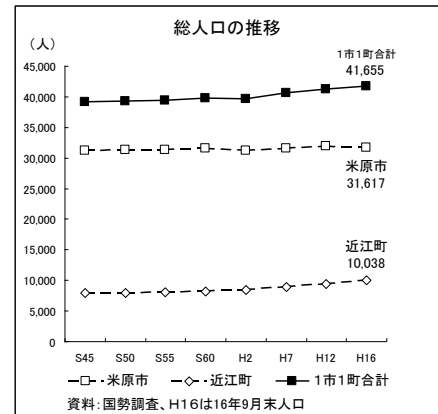
近畿・中部・北陸を結ぶ要衝にあり、古くから中山道、北国街道、北国脇往還などを使って人とモノと情報が活発に行き来した地域です。

現代でも、名神高速道路・北陸自動車道、東海道新幹線・東海道本線・北陸本線、近江鉄道などの広域交通網が集中しており、多くの人が集まりやすく、将来の発展に向けて高い可能性をもった地域です。



(4) 人口

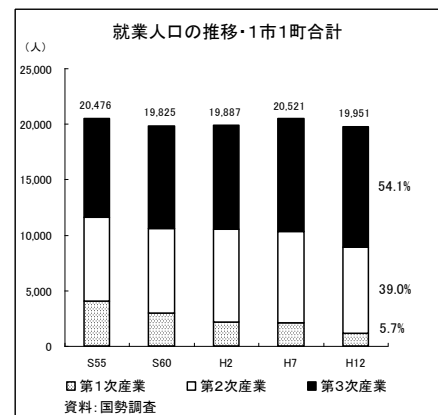
- ・ 1市1町全体の人口は増加傾向です。
- ・ そのうち、近江町は宅地供給によって人口増加の傾向にありますが、米原市は近年横ばいの傾向にあります。
- ・ 世帯数は核家族化や単身世帯の増加などにより増加傾向にあります。
- ・ 少子高齢化の傾向については1市1町同様の傾向を示しており、特に高齢化率は、平成12年現在21.6%で滋賀県の16.1%、全国の17.3%を上回っています。



(5) 産業

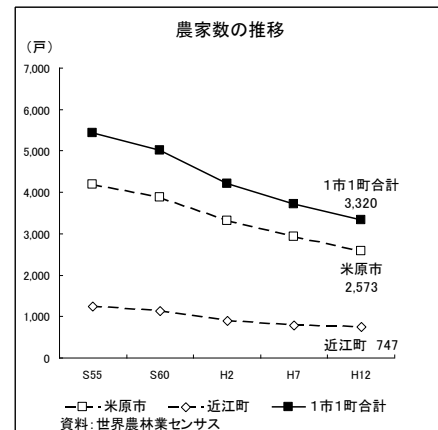
<就業構造>

- ・ 産業別就業構造については、1市1町とも第3次産業が多く、第1次産業は減少しています。また、第2次産業において米原市(山梨地域)では増加の傾向にあります。



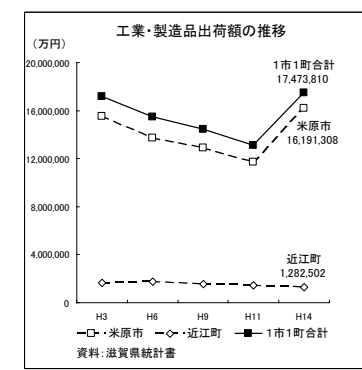
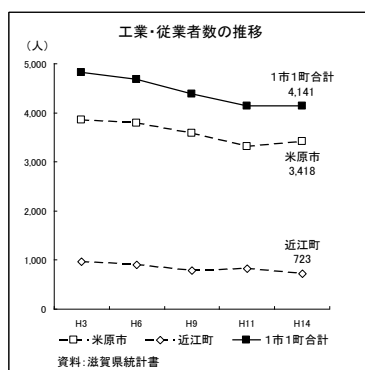
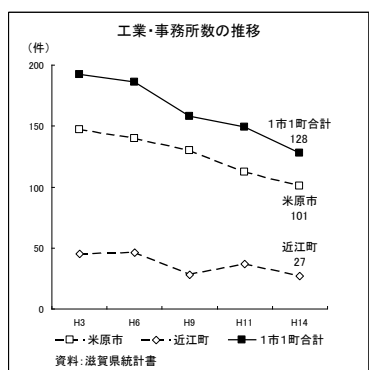
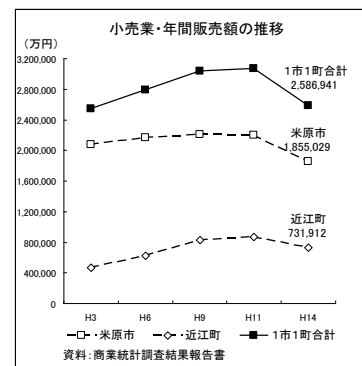
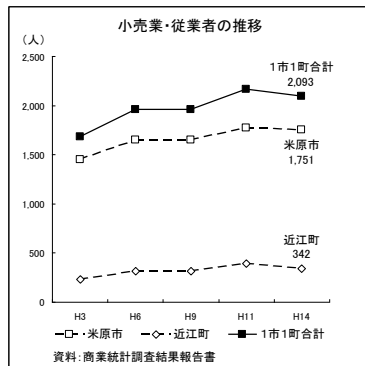
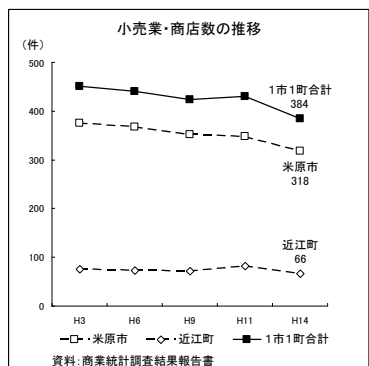
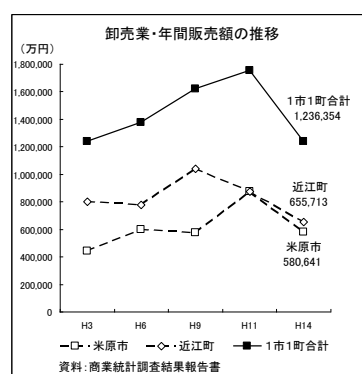
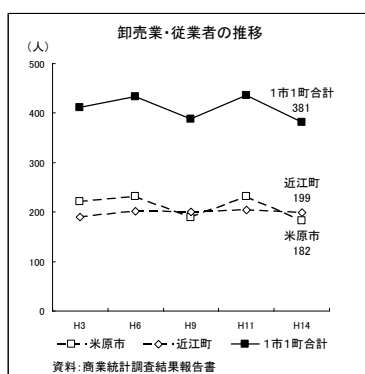
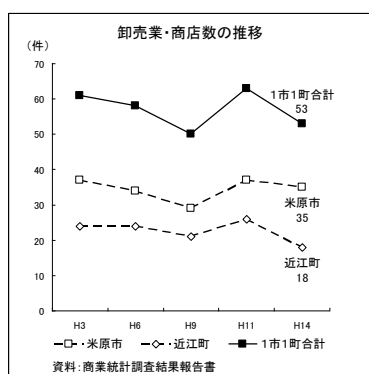
<農林水産業>

- ・ 農林業は農家数、林家数、農業粗生産額ともに減少傾向にあります。
- ・ 森林は総面積の71%を占め、そのうち人工林率は43.8%でその保育が課題になっていると思われます。
- ・ 琵琶湖などにおける水産業は就業者の減少が著しくなっています。



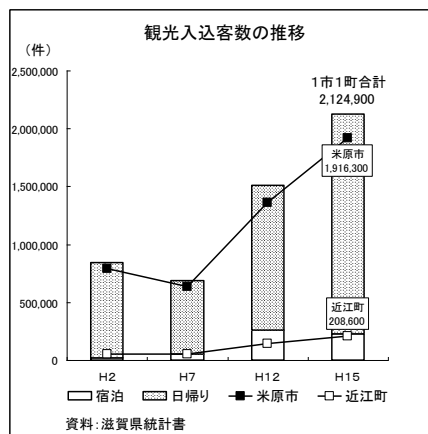
<商工業>

- ・商業は長浜と彦根という商業圏にはさまれて、約 382 億円の年間販売額にとどまっています。卸売業は、平成 11 年に約 175 億円であった年間販売額が平成 14 年には約 120 億円にまで減少しています。また、小売業も微増傾向にあった平成 11 年の約 310 億円から、近年の経済情勢や郊外型大型店舗の進出などにより平成 14 年には約 260 億円に減少し、厳しい状況となっています。
- ・工業は 1,750 億円の製造品出荷額等があります。そのうち、米原市（米原地域）への企業進出により、平成 14 年の伸びが顕著です。従業者数も平成 14 年には増加に転じ、雇用の創出に一定の効果があったものと思われます。



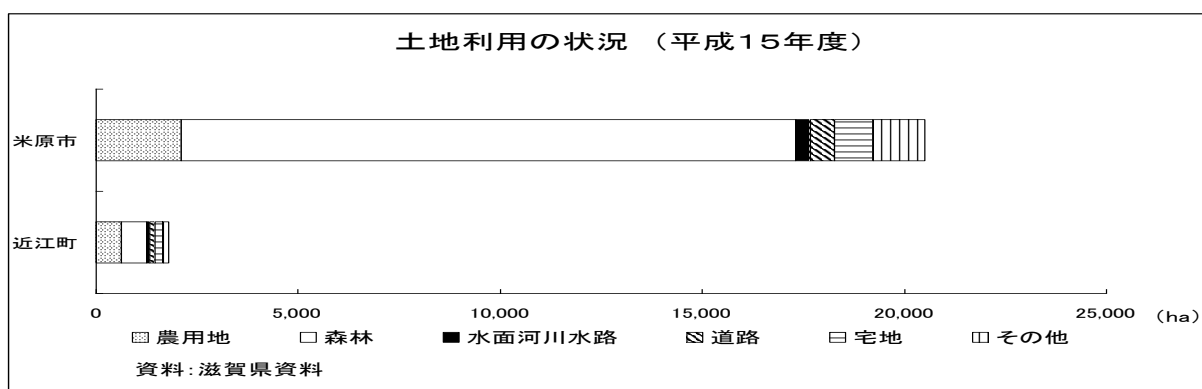
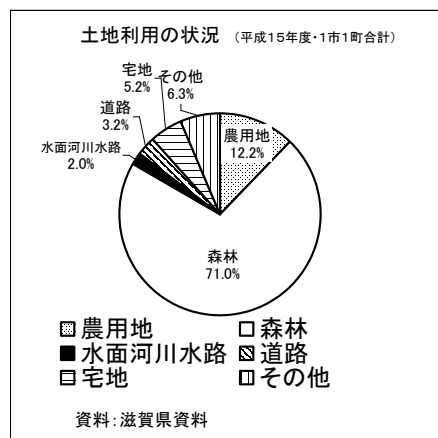
<観光>

- 観光入込客数は近年著しい伸びを示しており、平成 15 年で 212 万人に達しています。そのうち、米原市（伊吹地域）は約 92 万人を示しています。1 市 1 町とも観光交流施設、イベントの充実を反映しているものと思われます。



(6) 土地利用

- 1 市 1 町の土地利用状況は、森林が 71.0%と多くを占め、農用地、水面・河川・水路などの自然的な土地利用が 9 割近くを占めています。一方、宅地が 5.2%、道路が 3.2%となっています。その他の 6.3%の多くは公共施設用地です。



（７）生活基盤

＜生活環境施設＞

- ・長年、住民の要望が強かった下水道については、近い将来完成する見込みです。
- ・公園については、都市計画に位置づけられた都市公園や、農村公園が整備されています。

＜教育施設＞

- ・学校教育施設については、幼稚園 6 園、小学校 13 校、中学校 8 校があります。
- ・1 市 1 町には県立の高等学校が 2 校あります。

＜複合施設＞

- ・米原市には図書館やホール、保健福祉機能を備えたルッチプラザ、公民館、ホール、薬草風呂などの複合施設としてジョイいぶき、県立産業文化交流会館、湧水ギャラリーや地場産品販売拠点としての醒井水の宿駅が、近江町には伝統工芸品の展示や宿泊研修施設、物産品の販売など憩いの場として道の駅近江母の郷があります。

＜スポーツ施設＞

- ・体育館、プールなどのスポーツ施設は米原市（山東地域、伊吹地域）に集積しています。

＜保健・医療・福祉施設＞

- ・福祉施設については、上記複合施設のほか、保育所 11 箇所や、米原市に健康プラザ愛らんど、ゆめホール、近江町にやすらぎハウスなどがあります。
- ・保健センターが 1 市 1 町に設置されているほか、診療所が 8 箇所あります。

■ 公共施設等の状況

(単位：件)

区 分			米 原 市				近江町	1 市 1 町 合 計
			山東	伊吹	米原	合計		
官公庁	庁 舎	箇所	1	1	1	3	1	4
	支所・出張所	箇所	0	1	2	3	0	3
地域施設	公民館	箇所	1	1	1	3	1	4
	隣保館	箇所	0	0	2	2	0	2
	公営住宅	戸	0	0	1 1 3	1 1 3	0	1 1 3
教育施設	幼稚園	園	1	2	2	5	1	6
	小学校	校	4	4	3	1 1	2	1 3
	中学校	校	2	3	2	7	1	8
	高等学校	校	1	0	0	1	1	2
文化・スポーツ施設	文化・交流施設	箇所	1	1	1	3	1	4
	図書館	箇所	1	0	0	1	1	2
	運動広場	箇所	1	1	0	2	1	3
	体育館	箇所	2	1	0	3	1	4
	プール	箇所	1	1	0	2	0	2
福祉・保健・医療	保育所	箇所	3	1	5	9	2	1 1
	児童館	箇所	0	0	1	1	0	1
	老人憩いの家	箇所	0	6	3	9	0	9
	保健センター	箇所	1	1	1	3	1	4
	診療所	箇所	2	4	1	7	1	8

資料：平成16年度各町調べ

※：小・中学校は各校の分校を含む。

高等学校は県立校。

保育所は、民間施設を含む。

体育館は、財団施設を含む。

（８）財政

- ・財政上の自立の程度を示す財政力指数※をみると、米原市は 0.544 で近江町は 0.479 となっています。
- ・経常収支比率※は、財政構造の弾力性を判断するための比率で、一般的には都市にあつては 75%、町村にあつては 70%程度が妥当と言われています。近年では全国的に経常収支比率が高まっているものの、1市1町の 81.9%という水準は、財政の硬直化の兆しをうかがわせます。

■ 1市1町の財政状況

（単位：千円）

	山 東	伊 吹	米 原	米原市	近江町	1市1町合計
積立金現在高	1,427,373	2,014,248	2,677,097	6,118,718	1,516,616	7,635,334
地方債現在高	6,001,765	3,648,356	6,330,309	15,980,430	4,108,740	20,089,170
地方債許可制限比率※1 （3カ年平均）	6.1	7.1	11.1	8.2	8	8.1
経常収支比率	79.9	83.9	85.5	83.1	78.4	81.9
財政力指数（3カ年平均） 【一本算定】※2	0.542	0.383	0.681	0.544 【0.615】	0.479	0.530 【0.621】

資料：平成15年度決算（普通会計）

※1 地方債許可制限比率：20%を超えると地方債の許可が制限される。

※2 1市1町が合併したと想定して算定を行った試算（平成16年度）

（９）大規模プロジェクトの動向

- ・1市1町をとりまく大規模プロジェクトは、次のような事業・構想があり、地域の活性化へ向けて、その推進が期待されています。

①米原駅周辺整備事業

近畿・中部・北陸を結ぶ広域交通の結節点である米原駅の東部において、土地の有効利用ならびに滋賀県の東の玄関口・北陸への玄関口としての基盤整備を行い、都市構造の再編成を図ろうとする事業です。

②いぶき山麓薬草共和国構想

伊吹山麓に広がり、「伊吹山薬草サミット」などを通じて交流している滋賀県および岐阜県の市町村において、地域の共有財産である「薬草（文化）」を活かし、関連地域がゆるやかに「連携」しながら、域内外の「交流」を深め、地域が「共生」していくことをめざす構想です。

③国道 21 号バイパス等の整備

中部とを結ぶ国道 21 号バイパスや県道山東本巣線などについては、期成同盟会を結成し、ルート決定と早期建設を促進しているところです。また、京阪神と北陸を結ぶ国道 8 号における円滑な自動車交通を実現するため、長浜バイパスから彦根市佐和山付近の現道までを米原バイパスとして整備中で、早期完成をめざしています。

④山東・伊吹エコミュージアムプログラム

伊吹山麓一帯をまるごと自然博物館とする「山東・伊吹エコミュージアム」は、豊かな自然環境・伝統文化と地域に暮らす活力のある人々の営みを組み合わせ、体験プログラムというメニューや特産品を生み出し、これを都市住民に提供することにより、地域経済の活性化と雇用の創出をめざします。

(10) 広域行政

- ・ごみ・し尿処理、火葬場、休日診療については湖北広域行政事務センターにおいて、消防および心身障害児通園事業などについては坂田郡広域行政組合において実施しています。また、介護認定事務に関しては長浜市とともに機関の共同設置を行っています。
- ・1市1町で取り組んできた共同事務は、新市で行うものとし、その他の広域的に行ってきた共同事務は、今後も継続して推進します。

		米原市	近江町	長浜市	浅井町	虎姫町	湖北町	びわ町	高月町
ごみ	焼却				湖北広域行政事務センター				
	粗大				湖北広域行政事務センター				
	埋立				湖北広域行政事務センター				
ごみ処理施設・RDF施設※				湖北広域行政事務センター					
粗大・不燃ごみ処理施設				湖北広域行政事務センター					
最終処分場				湖北広域行政事務センター					
し尿処理				湖北広域行政事務センター					伊香郡プラント組合
消防		坂田広域行政組合		単独	東浅井香広域行政組合				伊香郡消防組合
火葬場					湖北広域行政事務センター				
休日診療		湖北広域行政事務センター			単独	湖北広域行政事務センター	単独		伊香郡消防組合
心身障害児通園施設		坂田広域行政組合		単独	東浅井郡広域行政組合				伊香郡病院組合
介護認定事務		長浜坂田介護認定審査会			東浅井郡広域行政組合				伊香郡病院組合

2 関連計画

(1) 広域的な位置づけ

①国および滋賀県における地域の整備方向

国の第5次の全国総合開発計画・近畿圏基本整備計画（第5次）・中部圏基本開発整備計画（第4次）および滋賀県中期計画では、1市1町をとりまく地域の整備方向について次のように位置づけており、本地域は近畿圏と中部圏の重なる重要な地域とされています。

国・滋賀県の計画の概要

	全国総合開発計画	滋賀県中期計画
策定期期	平成10年3月	平成15年10月
基本目標	多極型国土構造の形成をめざす「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。	自然と人間がともに輝くモデル創造立県・滋賀
地域の整備方向・基本戦略	<琵琶湖などの地域の将来像> 関西との適切な機能分担と連携を図り、経済、文化、学術、研究開発、観光などの様々な面で緊密なネットワークを形成しながら、地域の自立的発展を促進することにより、西日本国土軸の形成に資する	<基本戦略> ○流域全体で取り組む琵琶湖とその生態系の保全・回復 ○ゼロエミッション[※]型地域モデルの構築 ○環境こだわり農業への転換と農山村風景の保全 ○大学の集積を活かした滋賀3K産業[※]・BI産業[※]の創出 ○自然と人にマッチした交通・情報基盤の整備 ○自然の力を活かした新エネルギーの開発・導入 ○自然や地域に学び世界にはばたく人材の養成 ○健康いきいきクオリティライフ[※]の創造 ○子どもと障害者や高齢者が輝く地域社会の構築 ○犯罪に遭いにくく、災害への備えのある安全な地域社会の構築
近畿圏および中部圏整備計画		
策定期期	平成12年3月	
連携軸の形成	<福井・滋賀・三重連携軸の形成> 福井から琵琶湖周辺を経て伊勢湾に至る地域については、交通利便性・産業集積・自然環境などを活かし、都市機能・産業機能・学術研究機能などの諸機能の充実とそれぞれの連携の強化によって、地域の活性化、近畿圏と中部圏の連携の強化を図り、福井・滋賀・三重連携軸を形成する。	

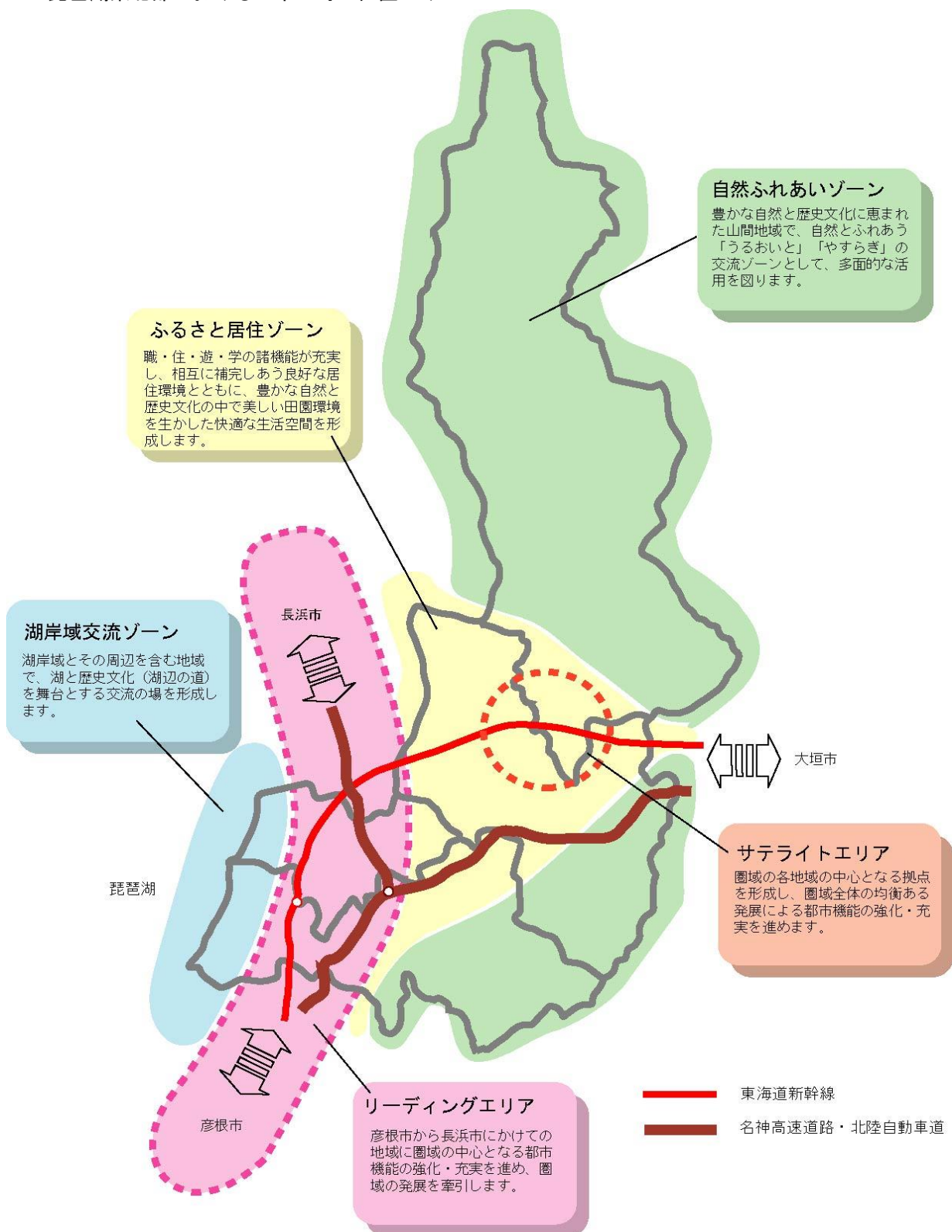
②琵琶湖東北部地域における位置づけ

琵琶湖東北部新広域市町村圏計画および琵琶湖東北部地方拠点都市地域基本計画の中で、1市1町は、長浜市と彦根市の間に位置し、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジ、東海道新幹線停車駅を有し、琵琶湖東北部地域の中でも中核的な立地の優位性をもっていることから、中心的な都市機能の強化を図る「リーディングエリア」の真ん中に位置づけられるとともに、その東西を「湖岸域交流ゾーン」、「サテライトエリア」、「ふるさと居住環境ゾーン」、「自然ふれあい交流ゾーン」が位置づけられ、これらが調和した魅力的な地域として期待されています。

琵琶湖東北部新広域市町村圏計画の概要

策定期	平成13年3月	
対象地域	山東町・伊吹町・米原町・近江町、 彦根市・長浜市・愛東町・湖東町・秦荘町・愛知川町・豊郷町・甲良町・多賀町・ 近江町 ・ 浅井町・虎姫町・湖北町・びわ町・高月町・木之本町・余呉町・西浅井町	
将来像	自然と歴史・文化が息づく心ふれあう環境創造圏	
目標人口	平成22年 およそ35万人	
基本となる 6つの目標	ひとと自然が共生する圏域づくり ひとにやさしく、人権文化が息づく圏域づくり 豊かな地域資源を活かし、ひとを育み、文化の輪が広がる圏域づくり 活力に満ちた魅力あふれる圏域づくり やすらぎとゆとりを実感できる心ふれあう圏域づくり 快適な都市空間の創造による自立した圏域づくり	
ゾーン別の整備 方向	都市創造ゾーン	
	リーディングエリア	彦根市から長浜市にかけての地域に、圏域の中心となる都市機能の強化・充実を進め、圏域の発展を牽引する。
	サテライトエリア	圏域の北部、中部、南部に各地域の中心となる拠点を形成し、圏域全体の均衡ある発展による都市機能の強化・充実を進める。
	ふるさと居住環境ゾーン	良好な居住環境とともに、豊かな自然と歴史文化の中で美しい田園環境を活かした快適な生活空間を形成する。
	自然ふれあい交流ゾーン	豊かな自然と歴史文化に恵まれた山間地帯で、自然とふれあう「うるおい」と「やすらぎ」の交流ゾーンとして、多面的な活用を図る。
	湖岸域交流ゾーン	湖岸域とその周辺を含む地域で、湖と歴史文化（湖辺の道）を舞台とする交流の場を形成する。

■ 琵琶湖東北部における１市１町の位置づけ



資料：「琵琶湖東北部新広域市町村圏計画」より作成

(2) 米原市と近江町の総合計画の把握

	米原市			近江町
	第5次山東町総合計画	第4次伊吹町総合発展計画	第4次米原町総合発展計画	第4次近江町総合計画
まちの特性・まちづくりの成果と問題点	1. 鴨とホテルに代表される自然と、人間とが共生するまち 2. たくさんの山々の緑と水に包まれた自然豊かなまち 3. 歴史文化を大切に積み重ねてきたまち 4. 人とひととのふれあいを大切にするまち 5. 東と西の文化が出会い溶け込むまち	1. 伊吹山に抱かれた、特徴ある自然豊かなまち 2. 近畿・中部・北陸の中央に位置するまち 3. 人情豊かな新しいコミュニティーを形成するまち 4. 歴史的人物が活躍したまち 5. 都市からの交流人口の多いまち 6. アウトドアスポーツの盛んなまち	1. 水の郷醒井に象徴される豊かな水と緑に恵まれたまち 2. 交通の要衝のまち	1. 広域交通体系上の結節地域として、古くからの交通の要衝のまち 2. すこやかに安心して暮らせるまち 3. 人と自然が共生するまち 4. こころふれあう交流のまち
まちの課題	1. 安全性と利便性の高い都市基盤の整備 2. 健康・いきがいを皆で支える仕組みづくり 3. 計画的土地利用と環境の保全 4. 活力の再生と若者の活躍の場づくり 5. 個性ある地域づくりと新しい文化の創造	1. 健康で誰にも住みよいまちづくり 2. 良好な自然環境の継承と景観の保全 3. 安全で快適な生活環境のまちづくり 4. 豊かな資源を活用した元気な伊吹の創造 5. いきいきとした産業基盤の整備 6. 人材の育成を促進するまちづくり 7. 情報通信の活用 8. 新しいまちづくりのためのシステムの確立	1. 人権の尊重とボランティア社会の醸成 2. 住民・事業者・行政が一体となった環境問題への取り組み 3. ユニバーサルデザインの視点にたった社会資本の整備 4. 少子高齢化が進んでも安心な住民参加の自立支援 5. 生涯にわたって成長する学習ネットワークの形成 6. 中核都市としての確かな成長 7. 住民と行政のパートナーシップ	1. 少子高齢化を踏まえたまちづくり 2. 住まう魅力を高めるまちづくり 3. 自然環境を活かしたまちづくり 4. パートナーシップによるまちづくり
時代の潮流	地球の時代 高度情報化の時代 自己実現の時代 ゼロ成長の時代 長寿社会・少子化の時代 地方分権の時代	環境に対する意識の変化 多様化・高度情報化の進展 地域と人の個性化 転換が進む産業環境 進む少子・高齢化 求められる地域の自立 国際化と交流の時代 共生社会の実現	自然との共生に向けた循環型社会の実現 情報通信技術革命に応じた社会システムの整備 少子高齢化の進行と男女共同参画社会の実現 地方分権と行財政改革の推進 高速移動と交流の活性化 人権の世紀	少子高齢化の進行 環境共生、持続可能な社会に向けた取り組み 地方分権の時代 学校・社会教育の充実と自己実現の時代 高度情報化社会の時代

	米原市			近江町
	第5次山東町総合計画	第4次伊吹町総合発展計画	第4次米原町総合発展計画	第4次近江町総合計画
基本理念	1. 美しいひと・・・過去とこれからの時代を見据えて、自然と風土に息づいた思いやりをもって、美意識のある生き方のできる人 2. 美しいまち・・・美しい人々の協働によって創られる、愛着のわく、一人ひとりの輝きを包み込むまち 3. 美しいくらし・・・美しい人々と美しいまちの関わりの中で、自然と風土に息づいた心豊かな暮らし	1. かな自然に癒され豊かな自然の調和を図り、伊吹山系を中心とした“伊吹山系エコミュージアム構想”の推進 住民が求める住みよい自然環境の保護・保全のための施策 2. 「元氣宣言」のまち伊吹 人情豊かな特性をいかし、子どもから高齢者まで元気にまちづくりに参加して活力とうるおいのある暮らしをめざす	1. 人権が尊重され、だれもが平等に参加できる社会（ノーマライゼーション） 2. 若い力が育ち、幸せになるための夢がもてるまち（幸福追求支援） 3. 自然と共生し、豊かな質をともなったゆるやかな成長（環境保全と成長管理）	1. 郷土を愛し緑につつまれたすみよいまち 2. 教養を高め文化の高いゆかしいまち 3. 決りを守り心のかよう明るいまち 4. 仕事にはげみ活気あふれるゆたかなまち 5. からだをきたえ福祉をねがうすこやかなまち
まちの将来像	『水やさしく光まうまち 美しい山東 （ひとまちくらし）』	『豊かな自然に癒され うるおいとやすらぎが 満ちあふれる 「元氣宣言」のまち伊吹』	『ひと輝き、自然やすらぎ、 夢ひろがるまち』	『ひとが輝き、 人が活きるまちおうみ』
基本指標	定住人口 平成18年 15,000人 交流人口の増加	定住人口 平成22年 6,300人 交流人口 平成22年 200万人	定住人口 平成22年 15,000人	定住人口 平成22年 12,000人
基本施策・施策の大綱	新しい時代を切り開く 世界に羽ばたく人を育てる 活力ある産業を創る 安心で幸せな社会を築く 都市型基盤を充実する	豊かな自然と美しい景観のまちをめざす 自己実現を達成するまちをめざす 豊かでうるおいのあるまちをめざす 健康福祉・やすらぎのまちをめざす 快適・安全なまちをめざす	水清く緑あふれ、美しく住みよいまち 子どもから高齢者まで、学び合い高め合うまち 交流と連携でにぎわい、活力みなぎるまち 安心を支え合い、いきいきと暮らせるまち 人が集まり、未来に夢がひろがるまち 互いを尊重し、ともに参画するまち	人とひとが互いにふれあい、認めあえるまち みずみずしい感性・心豊かな人を育てるまち 誰もが安心して暮らすことのできるあたたかいまち ひと、自然、暮らしが調和する快適なまち 多様な交流のための基盤を整えたまち 多彩な機能を活かし、活力と魅力にあふれたまち
構想実現のために	1. 住民参加のまちづくり 2. 行財政の健全運営 3. 広域行政の推進	1. 住民参加のまちづくり 2. 迅速な行財政運営 3. 広域行政の推進	1. 行財政改革の推進 2. コミュニティの育成 3. 住民と行政のパートナーシップ 4. 総合計画の推進と進行管理	1. 町民・事業者・行政の協働体制の推進 2. 計画的、効率的な行政運営の推進 3. 健全な財政運営の推進 4. 広域的な連携の充実
重点施策・重点プロジェクト	1. 生涯学習が人を活かすまち 2. 健康と福祉の輪のあるまち 3. 若者が活躍できるまち 4. みんなが考え行動するまち 5. 心にしみる風景のあるまち 6. 自然と共に生きるまち 7. 快適な暮らしがはずむまち 8. 東西文化の交流拠点のまち 9. 自立する産業おこしのまち 10. また来たくなる出会いのまち	1. 吹山系エコミュージアム構想の策定と推進 2. 歴史文化の薫る美しい街並みづくりの推進 3. 地域保健・医療体制の確立 4. ふれあい交流活動の推進 5. 新しい農業づくりの取り組み 6. 地域のイメージアップ事業の推進 7. 地域情報化の推進 8. 活力ある地域づくりと新しいコミュニティ活動の推進 9. 町内各地区計画の推進	1. にぎわいと交流の駅と街づくり 2. まるごと自然公園のまちづくり 3. ボランティア活動が根つき、歩いて暮らせる生活福祉ネットワーク 5. 来を創造する人材育成 5. 循環型社会へのモデル的な取り組み	1. 生涯生きがいをもって暮らせる環境づくり 2. こころとからだのバランスよく育つ環境づくり 3. 総合的な福祉の充実 4. 福祉インフラの充実整備 5. 人と自然が共生したアメニティ空間創出 6. 環境保全型の町民文化の形成 7. 環境負荷の軽減 8. 個性あふれる地域コミュニティの形成・交流 9. 町民、事業者、行政の連帯協働化の促進

3 住民アンケート調査結果の概要

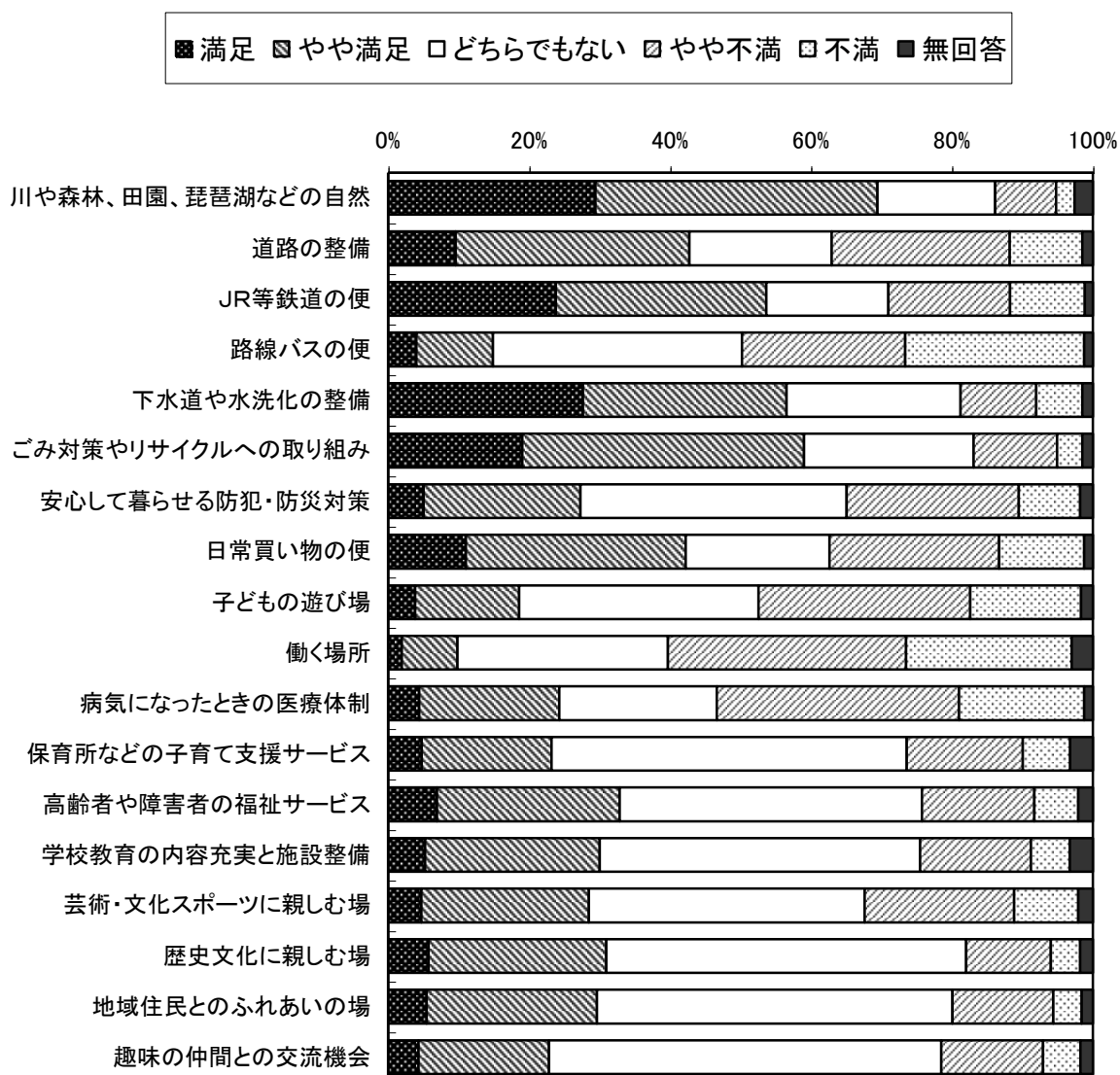
(1) 住んでいるまちの評価

住んでいるまちの評価のうち、「川や森林、田園、琵琶湖などの自然」「下水道や水洗化の整備」「ごみ対策やリサイクルへの取り組み」「ＪＲなど鉄道の便」については満足が不満より多くなっています。

逆に、「働く場」「路線バスの便」「医療体制」「子どもの遊び場」「防犯・防災対策」については満足より不満が多くなっており、今後の対策が必要です。

(アンケートは、米原市は平成 15 年 11 月、近江町は平成 16 年 11 月に実施したものです。)

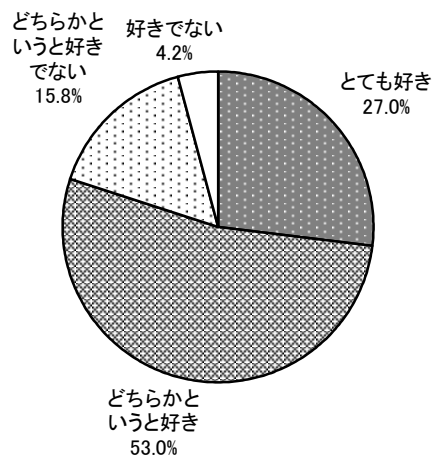
住んでいるまちの評価



また、中学生アンケート調査では、「とても好き」「どちらかというと好き」が多くなっており、その理由としては、「たくさんの自然があるから」「今住んでいるまちに愛着があるから」「みんなで楽しんだり、遊んだりできる場所があるから」「文化やスポーツの楽しい行事、イベントがあるから」（いずれも 30%以上）などをあげています。

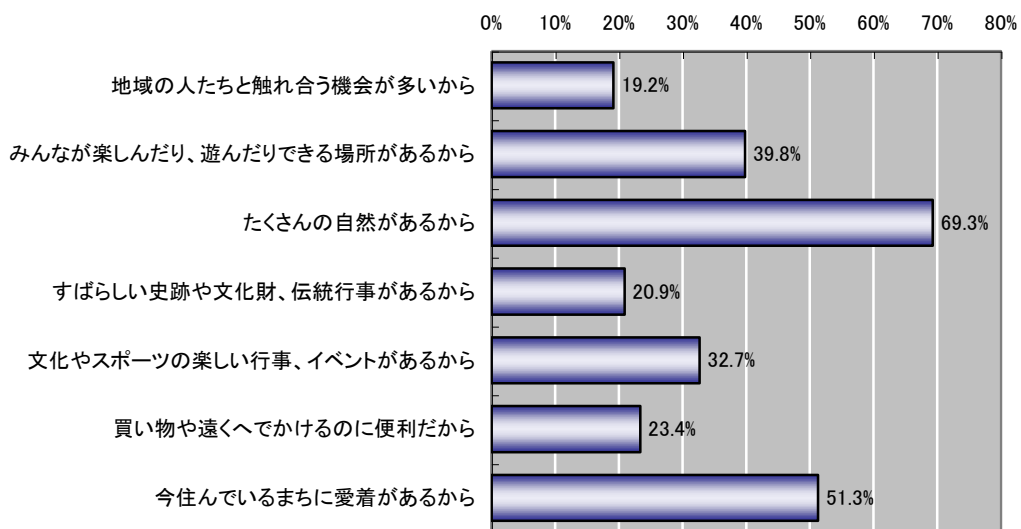
一方、好きでない理由としては、「買い物や遠くへでかけるのに不便だから」「ほかのまちに魅力を感じるから」「みんなで楽しんだり、遊んだりできる場所が少ないから」（いずれも 30%以上）などをあげています。

今住んでいるまちが好きですか（中学生）



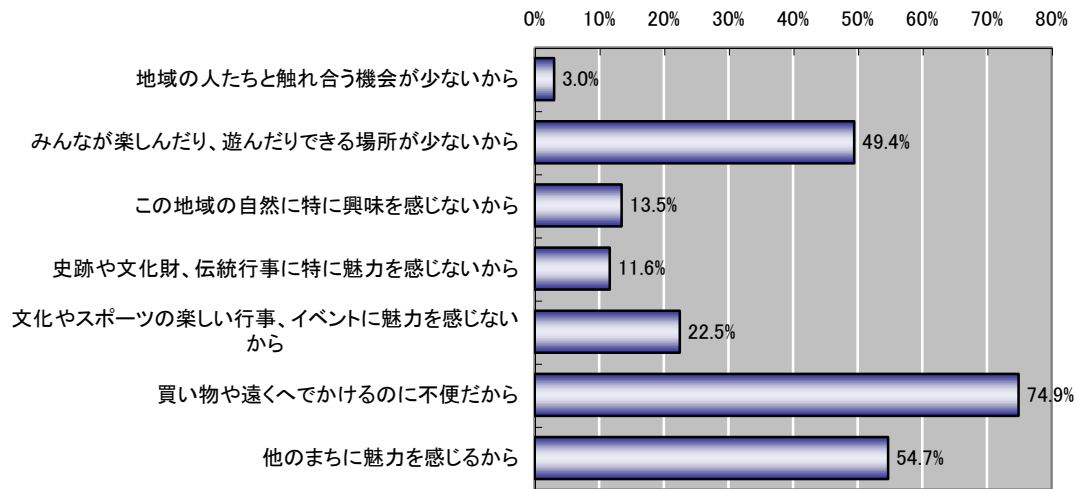
（複数回答）

今住んでいるまちが好きな理由（中学生）



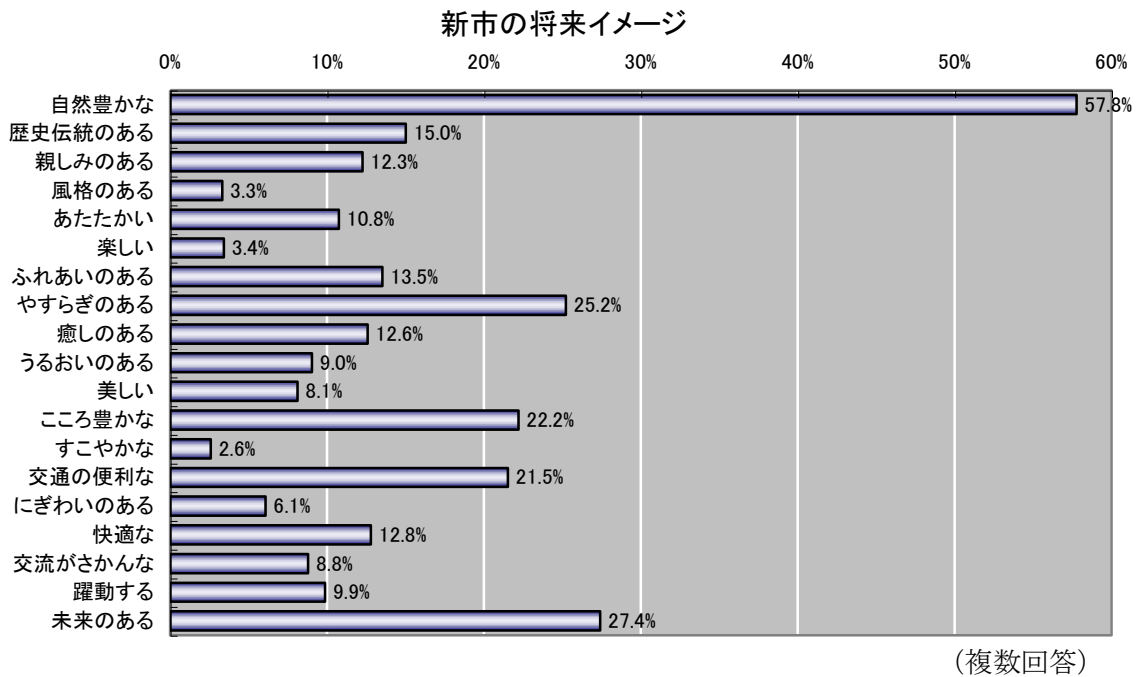
（複数回答）

今住んでいるまちが好きでない理由(中学生)



(2) 新市のイメージ

新市の将来イメージについては、「自然豊かな」が最も多く、次いで「未来のある」「やすらぎのある」「こころ豊かな」「交通の便利な」が20%台で、また、「歴史伝統のある」「ふれあいのある」「快適な」「癒しのある」「親しみのある」「あたたかい」が10%台で続いています。

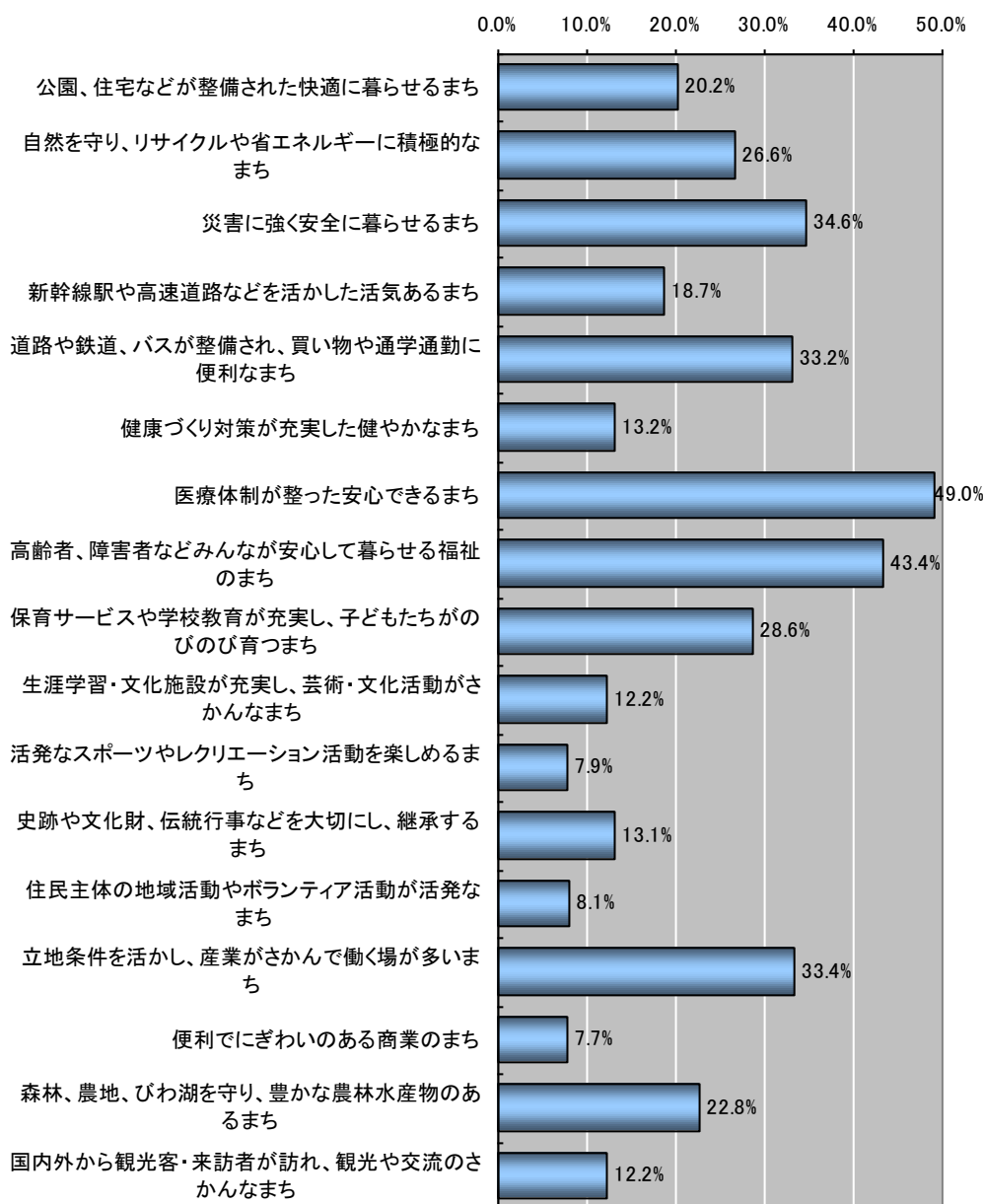


この結果から、新市の将来イメージとしては、自然豊かでやすらぎがあり、こころ豊かな都市というイメージと、交通が便利で未来のある都市というイメージが浮かび上がってきます。

（３）新市の将来像

将来どんなまちになればよいと思うかについては、「医療体制が整った安心できるまち」「高齢者、障害者などみんなが安心して暮らせる福祉のまち」が40%台で最も多く、次いで「災害に強く安全に暮らせるまち」「立地条件を活かし、産業がさかんで働く場が多いまち」「道路や鉄道、バスが整備され、買い物や通勤通学に便利なまち」が30%台で続いています。

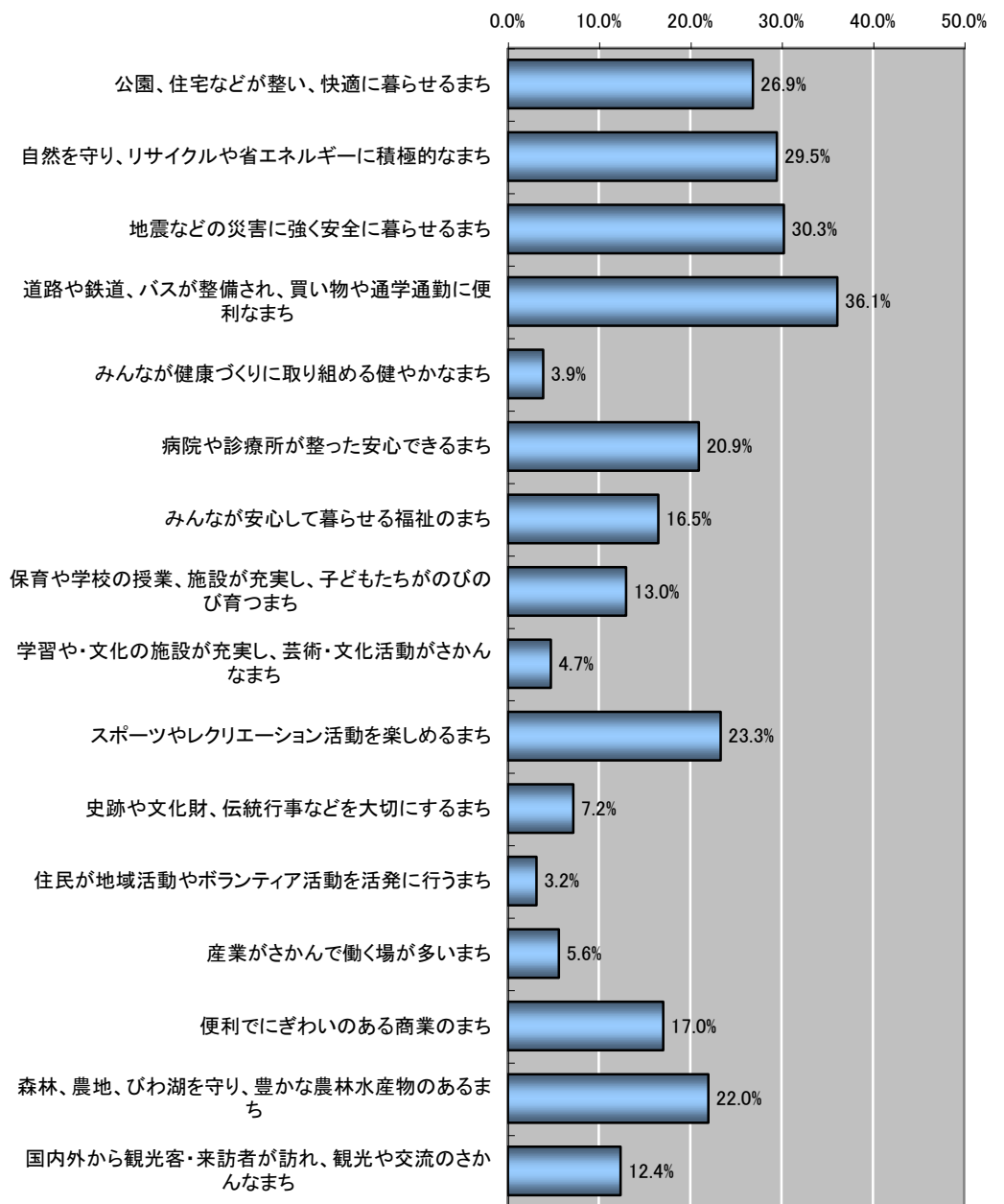
将来どんなまちになればよいと思いますか



（複数回答）

一方、中学生アンケート調査では、「道路や鉄道、バスが便利で買い物や通勤通学がしやすいまち」「地震などの災害に強く安全に暮らせるまち」が 30%台で最も多く、次いで「自然を守り、リサイクルや省エネルギーに積極的なまち」「公園、住宅などが整い、快適に暮らせるまち」「スポーツやレクリエーション活動を楽しめるまち」「森林、農地、びわ湖を守り、豊かな農林水産物のあるまち」「病院や診療所が整った安心できるまち」が 20%台で続いており、16 歳以上のアンケート結果と傾向がかなり異なっています。

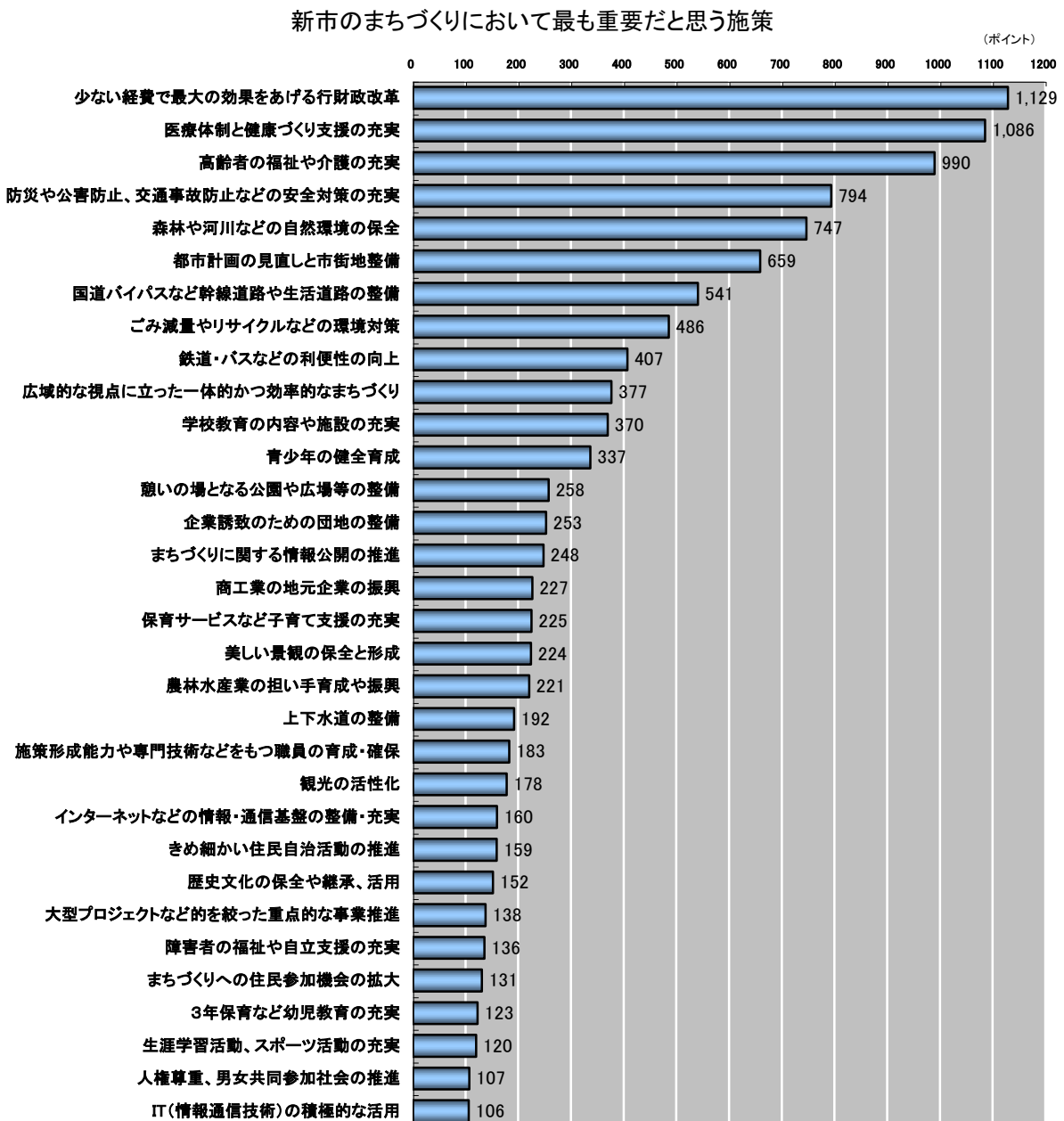
将来どんなまちになればよいと思いますか(中学生)



(複数回答)

（４）新市のまちづくりにおいて重要な施策

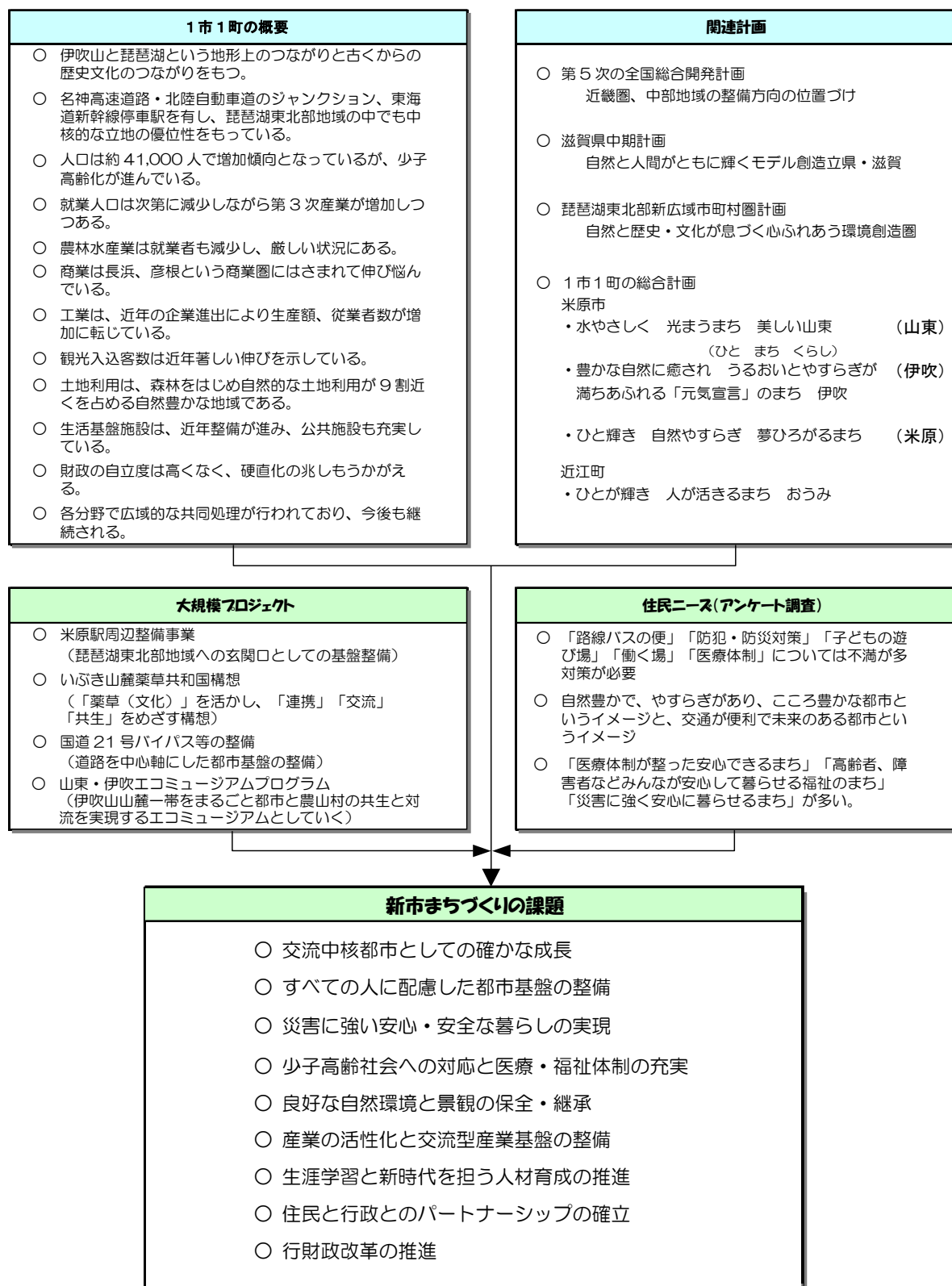
新市のまちづくりにおいて最も重要だと思う施策については、「少ない経費で最大の効果をあげる行財政改革」が 1,000 ポイント以上で最も多く、次いで「高齢者の福祉や介護の充実」「防災や公害防止、交通事故防止などの安全対策の充実」「森林や河川など自然環境の保全」「都市計画の見直しと市街地整備」「国道バイパスなど幹線道路や生活道路の整備」が 500 ポイント以上と多くあげられています。



※ グラフは 100 ポイント以上の項目だけを示しています。

※ ポイントは、1 位＝4 ポイント、2 位＝2 ポイント、3 位＝1 ポイントとしています。

4 新市まちづくりの課題



（１）交流中核都市としての確かな成長

新市は、長浜市、彦根市、大垣市の間に位置し、名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジや東海道新幹線停車駅とＪＲ・近江鉄道の各駅を有する立地条件に恵まれたまちです。しかし、その高い可能性を十分活かしきれていないといえます。

近畿・中部・北陸を結ぶ交通の要衝という立地条件と文化交流の結節点という特徴を活かし、産業交流施設・商業施設・住宅などの基盤整備とそれに関連する道路整備を進めるなど、琵琶湖東北部の交流の結節点として確かな成長を生むまちづくりに取り組む必要があります。

（２）すべての人に配慮した都市基盤の整備

新市は、豊かな水と緑に包まれ、多彩な自然特性をそなえたまちです。今後も、ゆとりと潤いのある定住の場として発展していくためには、地域特性や新たなニーズに対応しながら安全で快適に安心して暮らせる居住環境と都市基盤を築く必要があります。

だれもが居心地がよく、利用しやすく、出かけやすいといった視点に立ちながら、にぎわいのある市街地と、利便性の高い道路や高齢者も安心して外出できる地域交通体系の整備を進める必要があります。また、良好な居住環境を築くため、情報通信技術（ＩＴ※）の利用の格差を解消し、快適な生活を支える上下水道、公園などの整備を進めるとともに、地域特性に対応した利雪・克雪対策を推進する必要があります。

（３）災害に強い安心・安全な暮らしの実現

新市は、豊かな自然環境に恵まれ、今後も、その自然と共生しつつ安全で安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。

だれもが安心して生活できるよう、東南海・南海地震防災対策推進地域*に指定されたことをはじめ、水害からの災害からも、住民の生命と財産を守るため、災害に強い防災のまちづくりに取り組む必要があります。

その中で公共施設などの避難施設の耐震機能を整備充実し、子どもから高齢者までのすべての住民を対象とした防災に関する啓発や情報提供を積極的に進め、住民主体の自主防災組織の育成を推進するなど、危機管理体制の充実に取り組む必要があります。

（４）少子高齢社会への対応と医療・福祉体制の充実

新市の高齢化率は、全国や滋賀県の水準を上回っており、今後も高齢者の割合が増加していくことが予想されます。これまで介護予防や自立支援、生きがい交流の場など一定の整備を進めてきましたが、高齢者だけでなく、すべての住民が健康を守り安心して暮らすための環境が十分整っているとはいえません。特に住民アンケートの結果からも、医療体制の充実と高齢者などの福祉に対するニーズや期待は、非常に高いものがあります。

できるだけ多様な保健・医療・福祉・介護サービスが受けられるよう、基盤・人材・体制面での強化を図るとともに地域をつなぐ安心・安全のネットワーク※を築くなど、総合的な保健・医療・福祉・介護サービスを実現していく必要があります。

また、少子化対策として、若者や子育て家庭に対する施策が課題となっており、安心して子どもを生み育てられるとともに若者が定住できるまちづくりを推進する必要があります。

さらに、地域コミュニティへの参加という視点に立って、健康づくりや子育て、高齢者や障害者の自立支援と社会参加の促進を取り巻く住民主体の地域福祉※の充実に取り組む必要があります。

（５）良好な自然環境と景観の保全・継承

新市は、水と緑に包まれ、貴重な生き物たちが生息する自然豊かなまちです。しかし、開発や生活排水・農業排水の影響などによって、森林や河川の環境の悪化が懸念されています。また、人工林の保育不足から荒廃している森林もみられます。

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活様式のもとで、地域から地球的規模まで様々な環境問題が深刻になっている今日、私たちは、もう一度先人たちの知恵に学び、住民・事業者・行政が一体となって、資源循環型社会※の構築をめざす必要があります。

そして、美しく豊かな自然環境を後世に引き継ぐため、住民意識の高揚と生活スタイルの構築、調和のとれた土地利用や景観に配慮したまちづくりに取り組む必要があります。

（６）産業の活性化と交流型産業基盤の整備

新市の産業構造は、農林水産業への就業が減少している反面、製造業などの第２次産業やサービス業などの第３次産業への就業が増加しています。農業は兼業農家が多く、林業、水産業ともども取りまく環境は厳しい状況にあります。商業は長浜・彦根・大垣の商業圏にはさまれて、独自の商圈を形成しにくくなっています。工業は近年の企業進出によって生産額の増加をみることができましたが雇用は微増にとどまっています。

若者の多くが地域外に働く場を求めている現状をふまえながら、交通の要衝を活かした交流型産業※振興と観光・交流との連携によって、環境ビジネスや各種サービス業などの誘致・育成、農林水産業や商工業などの振興に取り組む必要があります。

（７）生涯学習と新時代を担う人材育成の推進

1市1町はこれまで、まちづくりは人づくりという視点のもとに、生涯学習のまちづくりを積極的に推進してきました。その拠点となる図書館・ホールなどの整備はもちろん、住民主体の生涯学習・生涯スポーツ活動を支援する人材の確保や仕組みづくりなどに取り組み、その結果多彩な住民活動グループが誕生し、意欲的に活動しています。

今後も、一人ひとりが生涯にわたって学び、充実した暮らしや生きがいのある仕事、自分に合ったボランティア活動や個性ある地域づくりに役立てられるよう、家庭・地域・学校・職場などあらゆる場における主体的な生涯学習を推進し、地域文化の継承と創造を担う豊かな人材育成に取り組む必要があります。

（８）住民と行政とのパートナーシップの確立

地方分権の進展や厳しい財政状況の中では、「自分でできることは自分でする、地域でできることは地域で行う、それでできないことは行政が支援する」という自己決定・自己責任の補完性の原理に立ちながら、共に考え共に取り組む住民と行政とのパートナーシップ※による「開かれた」まちづくりがこれまで以上に必要となります。そして行政の推進については、多様な住民参加を図る必要があります。

私たちは、集落を単位として、互いの顔がみえるぬくもりのある住民自治を大切にしてきました。しかし近年、個人が活かされ楽しめる環境を求める人も増えている中で、意識の多様性を認め合いつつ、やるべきことは地域で話し合って決めていくという、成熟したコミュニティづくりが求められています。

また、自発的な関心や参加意欲に基づいたボランティア※活動やNPO※（民間非営利組織）、グループ活動などについても、まちづくりの活性化の上で役割を担っており、広域的な生活圏の中で活躍できる環境づくりが必要です。

（９）行財政改革の推進

少子高齢化の進行や地方税財政に関する「三位一体の改革※」などに伴って財源確保が厳しくなっていく中で、これまで以上に行財政運営の効率化が求められています。特に住民アンケートの結果からも、行財政改革の推進や行財政運営の効率化を望む声と期待は非常に高いものがあり、最重要課題として取り組む必要があります。

住民にとって最適なサービスを提供するために限られた財源を効果的に使うことを基本として、行政が受け持つ役割を明確にしながら、合併による効果を最大限活かしていかなければなりません。

スリムで政策形成能力の高い行政機構の確立と職員資質の向上を図るとともに、成果志向に立ちながら資金・人材・資源を最大限に有効活用する新たな行財政システムの構築に取り組む必要があります。

第3章 主要指標の見通し

1 人口の見通し

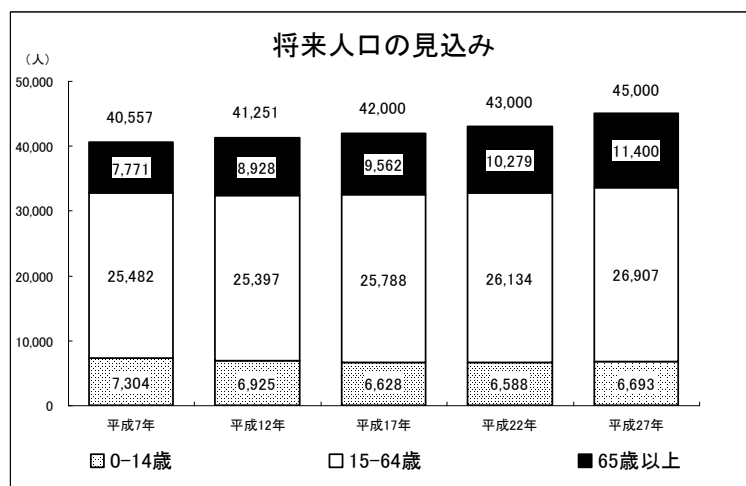
(1) 総人口

平成7年と平成12年の国勢調査による人口をもとに、コーホート要因法※によって将来人口を推計した結果、平成12年の41,251人から、平成22年に41,755人に増加後、平成27年には41,542人になるという結果となりました。

しかし、今後、交流中核都市としての基盤整備、定住の場としての生活環境の整備、安心・安全の確保、産業の活性化と交流型産業基盤の整備などによって定住の促進を図るものとし、目標年次である合併10年後の人口見通しを45,000人と想定します。

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別の人口構成割合は、コーホート要因法による人口推計の結果、年少人口14.9%、生産年齢人口59.8%、老年人口25.3%となり、少子高齢化が進むと見込まれます。



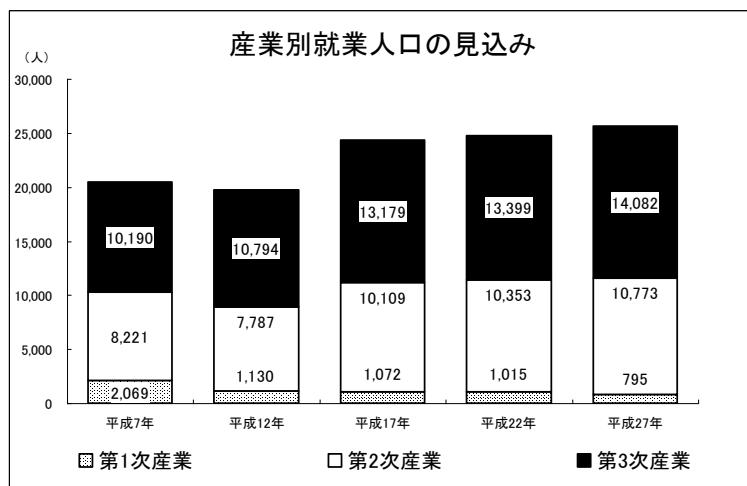
2 世帯数の見通し

世帯数については、「総人口の見通し」を「世帯規模（1世帯当たり人員）の見通し」（平成27年には3.16人）で除して求め、目標年次には約14,200世帯と想定します。

3 就業人口の見通し

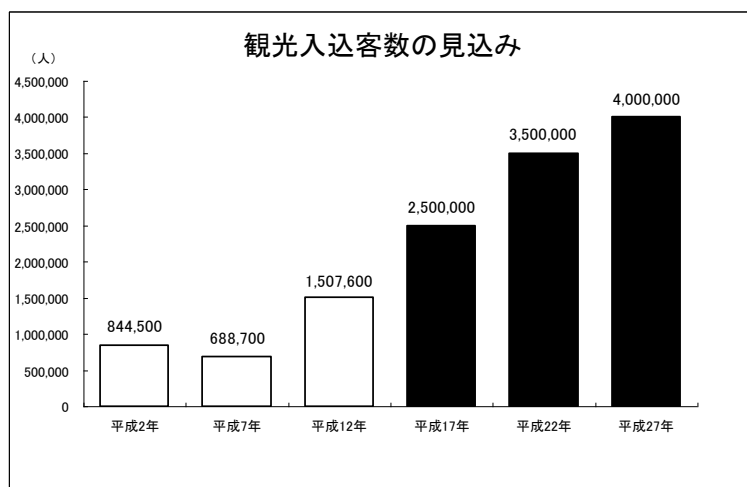
就業人口の見通しについては、15歳以上人口の見通しに、就業率（15歳以上人口に対する就業者総数の比率）の見通しを乗じて求めます。また、産業別就業者数は、就業人口の見通しに、各産業ごとの就業割合の見通しを乗じて求めます。

その結果、目標年次における第1次産業就業者数 795 人、第2次産業就業者数 10,773 人、第3次産業就業者数 14,082 人と想定します。



4 交流人口の見通し

交流人口の柱となる観光入込客数については、今後も施設の充実を図るとともに、豊かな地域資源を組み合わせた多彩なもてなしを創出することによって近年の伸び率が続くものと見込み、目標年次には約400万人となると想定します。



5 主要指標の見通しまとめ

主要指標の見通し

区分		単位	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総人口		人	40,557	41,251	42,000	43,000	45,000
年齢 3 区 分 別 人 口	年少人口	人	7,304	6,925	6,628	6,588	6,693
	(0-14 歳)	%	18.0%	16.8%	15.8%	15.3%	14.9%
	生産年齢人口	人	25,482	25,397	25,788	26,134	26,907
	(15-64 歳)	%	62.8%	61.6%	61.4%	60.8%	59.8%
	高齢人口	人	7,771	8,928	9,562	10,279	11,400
	(65 歳以上)	%	19.2%	21.6%	22.8%	23.9%	25.3%
世帯数		世帯	10,962	11,890	12,353	13,110	14,241
1 世帯当たり人員		人	3.70	3.47	3.40	3.28	3.16
就業人口		人	20,521	19,951	24,360	24,768	25,650
就業率		%	61.7%	58.1%	58.0%	57.6%	57.0%
産業別 就業者数	第 1 次産業	人	2,069	1,130	1,072	1,015	795
	(構成比)	%	10.1%	5.7%	4.4%	4.1%	3.1%
	第 2 次産業	人	8,221	7,787	10,109	10,353	10,773
	(構成比)	%	40.1%	39.0%	41.5%	41.8%	42.0%
	第 3 次産業	人	10,190	10,794	13,179	13,399	14,082
	(構成比)	%	49.7%	54.1%	54.1%	54.1%	54.9%
交流人口 (観光入込客数)		万人	68.87	150.76	250.00	350.00	400.00

※平成 7 年、12 年の産業別割合は分類不能の就業者を除いているため、合計は 100%にならない。

■コーホート要因法による推計人口

区分		単位	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
総人口		人	40,557	41,251	41,666	41,755	41,542
人口 年 齢 3 区 分 別	年少人口	人	7,304	6,925	6,575	6,397	6,179
	生産年齢人口	人	25,482	25,397	25,605	25,377	24,839
	高齢人口	人	7,771	8,928	9,486	9,981	10,524

第4章 新市の将来ビジョン

1 新市の基本理念と将来像

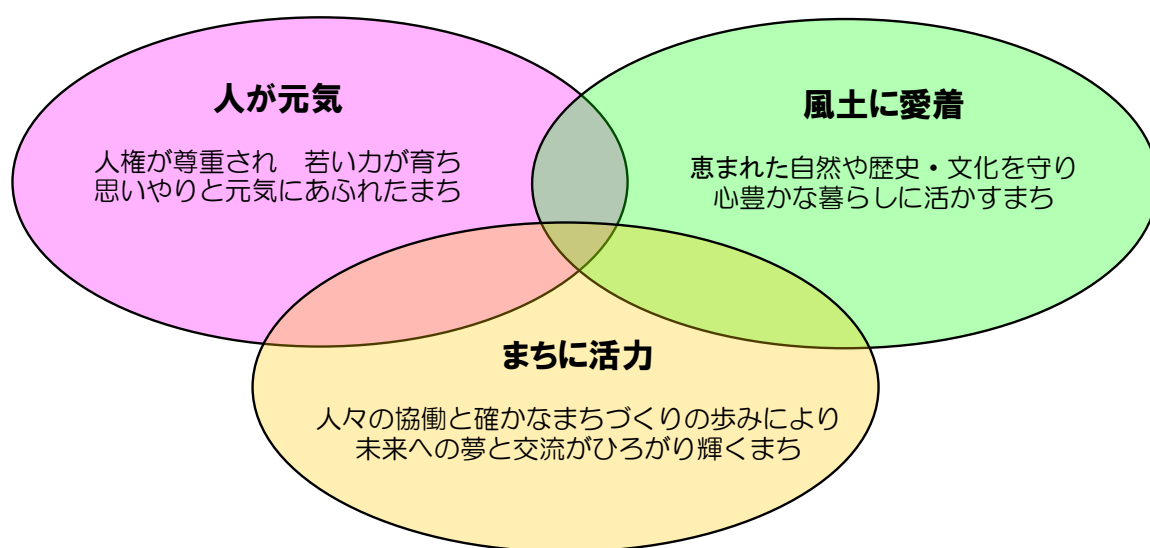
(1) 基本理念

新市は、琵琶湖の東北部に位置し、水と緑に包まれた自然豊かな地域です。古くから近畿・中部・北陸を結ぶ交通の要衝として様々な歴史の舞台となり、行き来する人・モノ・情報が出会い、常に新たな地域文化を育み、美しい風土に溶け込ませてきました。また、人を大切にする温かい風土を培い、人々の協働によって、心豊かな暮らしを創造してきました。

新市においては、こうした地域固有の魅力を引き継ぎ、ゆとりと豊かさを実感できる安全・安心な住みよいまちづくりを進めるとともに、広域交通網が集積する立地の優位性を活かして交流型産業*の振興を図り、多くの出会いと交流を広げるまちづくりを進める必要があります。

心豊かで未来のあるまちづくりをめざすため、「人が元気」・「まちに活力」・「風土に愛着」の3つの基本理念を設定しました。

<基本理念のキーワード>



①「人が元気」

～人権が尊重され 若い力が育ち 思いやりと元気にあふれたまち～

市民一人ひとりの人権が尊重され、心の豊かさが実感できるまちづくりを進めるためには、ひとづくりが最も重要となります。

新市においては、だれもが生涯にわたって学び、活躍することのできる環境を整え、心豊かな思いやりを育み、生き生きと元気にあふれた、ひとが主役のまちをめざします。

②「まちに活力」

～人々の協働と確かなまちづくりの歩みにより 未来への夢と交流がひろがり輝くまち～

未来に希望のもてる輝いたまちにするためには、個人・地域・行政それぞれが相互に協調しあいながら、確かなまちづくりを継続していく協働社会を築くことが必要です。

市民や地域が主役となった個性のあるまちづくりによって、地域へ人々を惹きつけ、出会いと交流がひろがり、にぎわいと活気のあるまちをめざします。

③「風土に愛着」

～恵まれた自然や歴史・文化を守り 心豊かな暮らしに活かすまち～

恵まれた自然や歴史・文化は、市民の日常生活にうるおいとやすらぎをもたらす大切な財産です。

この大切な財産を、新市の宝として次世代に引き継ぐとともに、市民の心豊かな暮らしや新市の魅力・個性の創造に積極的に活かし、全国に発信していくまちをめざします。

（２）将来像

このような基本理念をふまえながら、新市の特徴を最大限に活かすことによって、ここならではの魅力と個性のあるオンリーワンのまちづくりをめざし、１０年後の新市のあるべき姿を表現した将来像を

自然きらめき　ひと・まち　ときめく　交流のまち

とします。

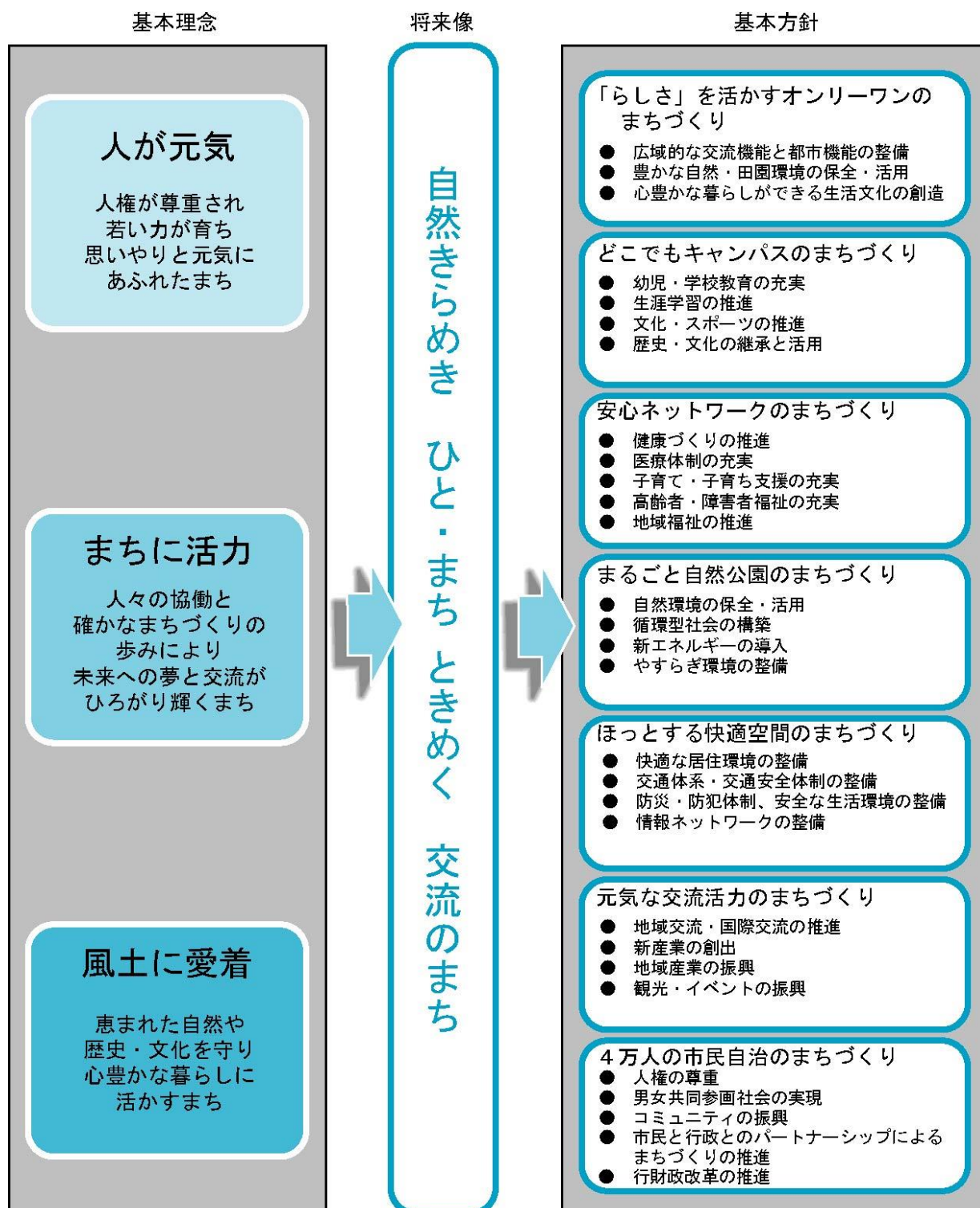
「自然きらめき」は、水と緑に包まれた豊かな自然を大切に守り、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会※の構築に取り組むとともに、自然に包まれたやすらぎのある暮らしを創造していくことをめざしています。

「ひと・まち　ときめく」は、自らの地域課題を自ら解決していく市民自治のもとに、豊かな心を通わせ、生き生きと元気にあふれた、ひとが主役のまちをめざすとともに、地域の特性を活かした個性のあるまちづくりによって、にぎわいと活気のあるまちをめざしています。

「交流のまち」は、京阪神・中京・北陸圏を結ぶ交流の架け橋となることをめざして広域的な交流機能と都市機能を高めるとともに、ひと・モノ・情報が出会い、新たな地域文化を創造・発信することをめざしています。

2 新市まちづくりの基本方針

新市がめざす将来像を実現するため、市民と行政とのパートナーシップ※のもとにめざす分野別のまちづくりの基本方針を次のように掲げ、これに基づいて主要施策を推進します。



(1)「らしさ」を活かすオンリーワンのまちづくり

●広域的な交流機能と都市機能の整備

新市は、多くの「人」「モノ」「情報」が交差する交通の要衝にあり、この立地条件を活かし、周辺圏域や京阪神・中京・北陸圏を結ぶ交流の架け橋となるよう、関係機関との連携を図りながら、広域的な交流・物流機能の充実と鉄道や道路の利便性の向上を推進します。

また、恵まれた自然環境、やすらぎのある農山村環境をそこなうことなく、まとまりのある高度な新市の中核を形成するため、新市内を連絡する道路の効率的な整備と行政・商業・産業交流・住宅・文化など多様な都市機能の集積を図り、広域交通網の結節点にふさわしいまちづくりを進めます。

●豊かな自然・田園環境の保全・活用

新市は、伊吹山をはじめ、市域の7割を占める森林とそれを水源とする姉川、天野川の清流など、地球温暖化の防止や琵琶湖の水環境保全などに貢献する豊かな自然環境に恵まれています。

その自然と共生してきた先人たちの努力によって、心身ともに癒される美しい田園環境が引き継がれており、その保全是私たちの責務となっています。また、この美しい環境によって、人も自然も健康でやさしさあふれる風土が培われてきました。

このような財産を活かして、自然の恵みが循環する、やすらぎのある市民生活を創造するとともに、各地からの来訪者を温かく迎え、アウトドアスポーツや交流体験を通じてこのまちの良さを満喫し、愛着を抱いて、また訪れたいくなるような出会いを大切にしたいまちづくりを進めます。

●心豊かな暮らしができる生活文化の創造

新市は、古くから交通の要衝として栄え、東西文化が融合し、この地域ならではの特色ある文化が育まれてきました。この歴史や文化を伝承しながら、癒しとゆとりのある心豊かな暮らしができる生活文化の創造をめざします。

ふれあいを大切にする地域コミュニティに支えられ、地域福祉※・地域学習・地域文化が一体となった生き生きとしたまちとなるよう、市民や地域の自立的・主体的な取り組みと行政との協働により、心から安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

アンケート、住民説明会やモニター調査などでの意見

- 新市のまちづくりに活かすべき資源は「おいしい水や空気」「子どもがのびのび育つ環境」「通勤・通学、買い物などに便利な交通」 （アンケート結果）
- 重要な施策の上位に「都市計画の見直しと市街地整備」「国道バイパスなど幹線道路や生活道路の整備」 （アンケート結果）
- ハード、ソフト両面が融合した事業推進
- 結節点地域であることを輝かせる「核」の整備
- 心身共に癒される美しい田園環境を守っていく施策が必要

(2) どこでもキャンパス※のまちづくり

●幼児・学校教育の充実

次世代を担う子どもたちを健全に育てていくためには、子どもの視点にも立って、乳幼児期から成長段階に応じて適切な指導をしていく必要があります、家庭・学校・地域の一層の連携が図れるよう取り組みます。

老朽化施設の改築など教育施設の充実、保護者の保育・教育ニーズへの対応を図ります。学校教育においては基礎学力の向上はもとより、地域の人々や自然・社会資源を活用した体験的な学習を充実させたり、自然やくらしを教材にした環境学習の実施、道徳や社会といった教科を総合的に関連させ、効果的な学習を推進することによって魅力ある学校づくりを地域とともに進めます。

また、知育、徳育、体育とならんで「食育※」の学びを取り入れ、健康で豊かな食生活を送る能力を育てます。

●生涯学習の推進

人と人、人と自然や文化との身近なふれあいを通じて、地域について学びながら心豊かな人の育成に努めます。

まちづくりは人づくりの視点から、自らが生涯にわたって学習する環境づくりをめざすため、すでにユニークで先進的な取り組みをしている基盤を活かし、これを新市全体に広げていき、まちじゅうどこでもが生涯学習の場となるまちづくりを推進します。

既存施設を活用しながら推進体制を整え、市民自らが生涯学習に取り組みやすい雰囲気となるよう情報提供や相談窓口となる公民館などの施設のネットワーク※化を図ります。

●文化・スポーツの推進

市民手づくりの文化活動や地域資源を活かしたスポーツ大会など地域色豊かなイベントが数多くあります。近年、芸術文化への志向の高まりがみられるとともに、健康づくりや地域交流の場としてスポーツ活動が活発に行われており、これらの更なる振興に努めます。

また、文化・スポーツ施設の効率的利用を図りながら、適切な指導者の育成や各種イベントへの支援によって、だれもが自分に合った文化・スポーツ活動を楽しめるまちづくりを推進します。

●歴史・文化の継承と活用

交通の要衝として栄えた新市の歴史的文化財・伝統的な祭りなど、固有の歴史・文化を大切に引き継ぐため、それを担う市民の主体的な保全・継承活動を支援します。また、近年新たに国の指定を受けた地域もあり、さらに埋もれた歴史的文化遺産・文化財などの積極的な調査・保存・整備や展示などの活用を進めます。

アンケート、住民説明会やモニター調査などでの意見

- 「図書館や体育館、運動場などをお互いに利用できるのが便利になる」ことに中学生の4割が期待（アンケート結果）
- 重点要望として子どもたちへの施策の充実

(3) 安心ネットワークのまちづくり

●健康づくりの推進

生涯現役で活躍できるよう健康を保つためには、市民一人ひとりが自覚し健康づくりを心がけることが大切です。また、最近では、生活環境の変化や食生活の変化などが、心身の健康に影響を及ぼす大きな要因となっていており、日常の生活習慣を見つめ直す必要があります。

心と身体の健康を保つため、教育・指導・相談などの体制を整えるとともに、保健関係施設の充実を図り、地域全体の健康づくりを推進します。

●医療体制の充実

地域で安心して暮らせるよう、医療機関との連携のもとに疾病を未然に防止する予防医療の充実を図ります。また、高齢社会にも対応した多様な医療を利用できるよう、広域的な視野に立ちながら周辺地域の保健医療機関との連携を図り、医療体制の充実を進めます。

●子育て・子育て支援の充実

少子化が進行する中で、子どもたちが健全で人間性豊かに成長していくためには、家庭・学校・地域での環境づくりが重要となります。安心して子どもを産み育てられる社会を形成するため、子どもの遊び場や親子の交流・学び合いの場を提供するとともに、保育サービスや児童福祉施設などの充実を図り、地域ぐるみで子育て・子育てを支援できる環境づくりを進めます。

●高齢者・障害者福祉の充実

高齢者や障害者が持てる力を十分発揮し、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉・介護が連携したサービスを提供できるまちをめざします。高齢者・障害者福祉施設の充実、介護保険制度や支援費制度の円滑な運営、介護予防や生活支援サービスの充実を図り、自立を支援できる地域生活支援体制の構築を図ります。

●地域福祉の推進

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりのためには、市民が地域に参加することを通じて、互いに安心を支え合う地域福祉[※]の推進が必要です。

人と人のふれあいを大切にする風土を活かし、ボランティア[※]・NPO[※]の育成や地域サロン[※]の支援などに取り組むとともに、各種福祉施策を計画的・総合的に進め、市民参加で互いに支え合う地域福祉のまちを育てます。

アンケート、住民説明会やモニター調査などでの意見

- 現在の診療所体制の維持や障害者作業所の充実を希望
- シルバー世代や元気な高齢者の役割を創り出すまちづくり
- 出産後の保育サービスや子育て支援の充実を希望

(4) まるごと自然公園のまちづくり

●自然環境の保全・活用

琵琶湖国定公園に指定されている恵まれた自然環境や景観は、地域の重要な財産です。まち全体を「まるごと自然公園」と位置づけ、地域の自然に学び、地域資源を活かすエコミュージアム※（自然博物館）構想を推進します。

自然・田園・まちなみ、それぞれの風景が溶け込んだ魅力的な自然公園の景観に市民が愛着と誇りをもてるよう、市民が主体となった自然環境や景観の保全・継承を支援します。また、多面的機能を発揮できる健全な森林づくりを進めます。

さらに、市民・事業者・行政のパートナーシップ※によって環境と共生するまちづくりを進めます。

●循環型社会の構築

大気や水環境などの保全をはじめとした公害のないまちづくりに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、省資源・省エネルギー対策、リサイクルなどを進めることによって、環境と調和し、持続的に発展できる循環型社会※の構築に努めます。

また、将来を担う子どもたちや市民への環境教育を積極的に行い、環境と共生する地域づくりを推進します。

さらに、行政の各施設において環境マネジメントシステム※の取得を図るとともに、家庭や事業者に対する普及啓発・支援を行い、環境負荷低減の取り組みを促進します。

●新エネルギーの導入

豊かな自然を活かしたバイオマスエネルギー※や太陽光、風力など再生可能なエネルギーを導入し、地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます。

●やすらぎ環境の整備

水と緑に恵まれた自然と美しい風土に溶け込んだ歴史をはじめ、花いっぱいの田園、地域の多彩なふれあいの場などをウォーキング道などでネットワーク※しながら、市全体がやすらぎとうるおいに満ちたまちづくりを推進します。

アンケート、住民説明会やモニター調査などでの意見

- 産業廃棄物の不法投棄の防止対策
- 地域資源の活用、系統立てた仕組みや仕掛けの計画
- ゴミ処理、エネルギー対策、住民活動などの活性化

（５）ほっとする快適空間のまちづくり

●快適な居住環境の整備

新市を構成する各地域において、すべての市民が安心して生活できるまちづくりが求められており、都市機能が集積する市街地、田園風景が広がる農村地域、緑豊かな山間地域、それぞれの地域特性を活かした土地利用を図ります。

住宅需要に応じた住宅・宅地の計画的な整備や誘導を進めるとともに、地域の実情に即した安全で快適な居住環境の充実を図り、新市への定住を促進します。

●交通体系・交通安全体制の整備

新市では、今まで以上に地域の資源や施設の共有化、機能の分担・補完などが重要となり、それらを連絡する交通利便性の確保が新市の地域価値を高めるためにも必要となります。

そのため、国道や県道の整備促進のほか新市内を連絡する道路の整備を進めるとともに、鉄道運行の増便については関係機関との連携を図り、市民の身近な交通手段であるバスの自主運行の整備などにより、地域住民の公共交通機関の利用を促進し、効率的で利便性の高い交通体系の充実を図ります。

さらに、交通安全施設の整備・充実や交通安全意識の普及啓発活動の推進など交通安全対策の強化を図るほか、冬期間の除雪体制の整備などを推進し、安全で便利な交通環境づくりに努めます。

●防災・防犯体制、安全な生活環境の整備

東南海・南海地震防災対策や風水害、火災対策などを強化するため、消防・救急、各種災害に対するシステムの充実に努めます。また、地域防災対策を強化するための拠点づくりを検討し、ライフライン※のあり方や防災に対する地域と行政との連携のあり方を明確にした支援体制を構築し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

さらに、市民の自主防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関と一体となり地域に密着した防犯活動を推進します。

また、消費者問題に対処するため、相談窓口の設置や啓発活動の充実に努めます。

●情報ネットワークの整備

行政関係の各種生活関連情報の受発信や消費生活・日常活動など市民生活の利便性向上を図るため、CATV※などを活用した高度情報通信ネットワーク※の拡大・充実を進めるとともに、市民がこれらを効果的に活用するための技術の習得を支援します。

アンケート、住民説明会やモニター調査などでの意見

- 重要な施策の上位に「防災や公害防止、交通事故防止などの安全対策の充実」（アンケート結果）
- 新幹線駅がある利点を活かし、交通アクセスの充実
- 定住（仕事・居住・交流など）のための暮らしやすさを推進

（６）元気な交流活力のまちづくり

●地域交流・国際交流の推進

この地域の立地条件から、新市は各地から訪れる人々と出会う機会に恵まれており、地域や世代を越えて理解を深められるよう、交流事業などを通じて市民の広域的な交流参画を促進します。

また、国際感覚あふれる人づくりや国際社会に対応・貢献できる人材育成を図るため、市民が国際交流に積極的に参画できる環境づくりに努めます。

●新産業の創出

新たな雇用の場を確保するため、広域交通網の集積を活かし、ＩＴ※・環境関連などの先端産業や流通・サービス関連産業の誘致を推進するとともに、自立的な活力を生む民間主体の産業おこしが活発なまちをつくります。さらに、産学官の連携促進を図り、産業を支援する基盤づくりに努めます。

また、農業や林業などを体験しながら交流を深める体験観光を軸として、地域産業が連携することで新たな活力が生まれるよう支援します。

●地域産業の振興

農業については、安心できる農産物を高い鮮度で販売する地産地消※や環境こだわり農業※を推進するとともに、地域の特色を活かしたミニ産地※づくり、高付加価値化、新製品の開発、二次加工品づくりなどを促進し、担い手が育つ農業経営の支援に努めます。また、林業、水産業においても担い手を育成するとともに、森林資源などの有効利用に努めます。

商業については、消費者ニーズに対応しながら、経営体質の改善、駅や駐車場施設と一体となった地域振興施設の整備を進め、活性化を図ります。

鉱工業については、新規産業分野への展開や技術力の強化を促進し、製造品の更なる高度化・高付加価値化を促します。

加えて、新市の立地を活かし、研究開発型企業や物流企業などをうまく融合させ、新たな地域活力を生み出し、特色ある産業の振興と地域のイメージアップに努めます。

伝統産業においても、新商品開発をはじめ地場産業の一層の活性化を推進します。

●観光・イベントの振興

豊かな自然や歴史を背景に、既存の観光施設・サービス・イベントなどを一体化することによって相乗効果を発揮できる観光を振興します。各産業の連携を図りながら地域資源を一体的にとらえるとともに、広域観光ネットワーク※の強化を図り、観光地としての魅力づくりに努めます。また、他地域との交流を深めるグリーンツーリズム※を取り入れながら、集客力の向上をめざした持続可能な観光を推進します。

アンケート、住民説明会やモニター調査などでの意見

- 地理的優位性を最大限に活用する産業振興に期待
- 農林業の新しい型の産業化とその支援・基盤づくり

（７）４万人の市民自治のまちづくり

●人権の尊重

人権は、だれもが生まれながらにして持っている権利であり、幸せに生きるためにはなくてはならないものです。差別や偏見など人権に関わるさまざまな問題をなくし、すべての人の人権が尊重され安心できるまちづくりを進めます。

●男女共同参画社会の実現

家庭・地域・職場など、あらゆる分野で男女が互いに尊重・協力し、喜びも責任も分かち合いながら、一人ひとりの個性と能力を十分発揮できるよう、男女共同参画社会の実現をめざします。

●コミュニティの振興

市民自治をより一層強化するため、地域における自主的・主体的なコミュニティ活動のネットワーク※化とリーダーの育成を通して、地域の課題を地域で解決する市民自治のまちづくりを進めます。

自治会や公民館単位などでのコミュニティ活動を振興し、地域に密着した活動を通じて市民の自立意識の高揚を図り、既存公共施設が地域活動振興の拠点となるよう整備推進に努めます。

●市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進

市民と行政とが対等な立場で互いに協力し、共に考え、そして市民自身がまちづくりに積極的に参画することのできる、開かれたまちづくりを進めます。

新市が行う大規模な事業や計画については、情報公開と説明責任の原則に立ちながら、計画策定段階から市民参加ができるしくみをつくりまします。

また、情報の共有化や広報広聴活動の充実を進めるとともに、個人情報の保護に努めます。

●行財政改革の推進

合併に対する財政支援措置のある期間を、行財政改革の重点期間と位置づけ、財政の中長期的な見通しのもとに、自主財源※の確保に努めながら財政基盤の強化を図ります。

最少の経費で最大の効果をあげるため、職員数の適正化などによる行政組織のスリム化と事業の重点化を図るとともに、費用対効果の高い行政システムを確立します。

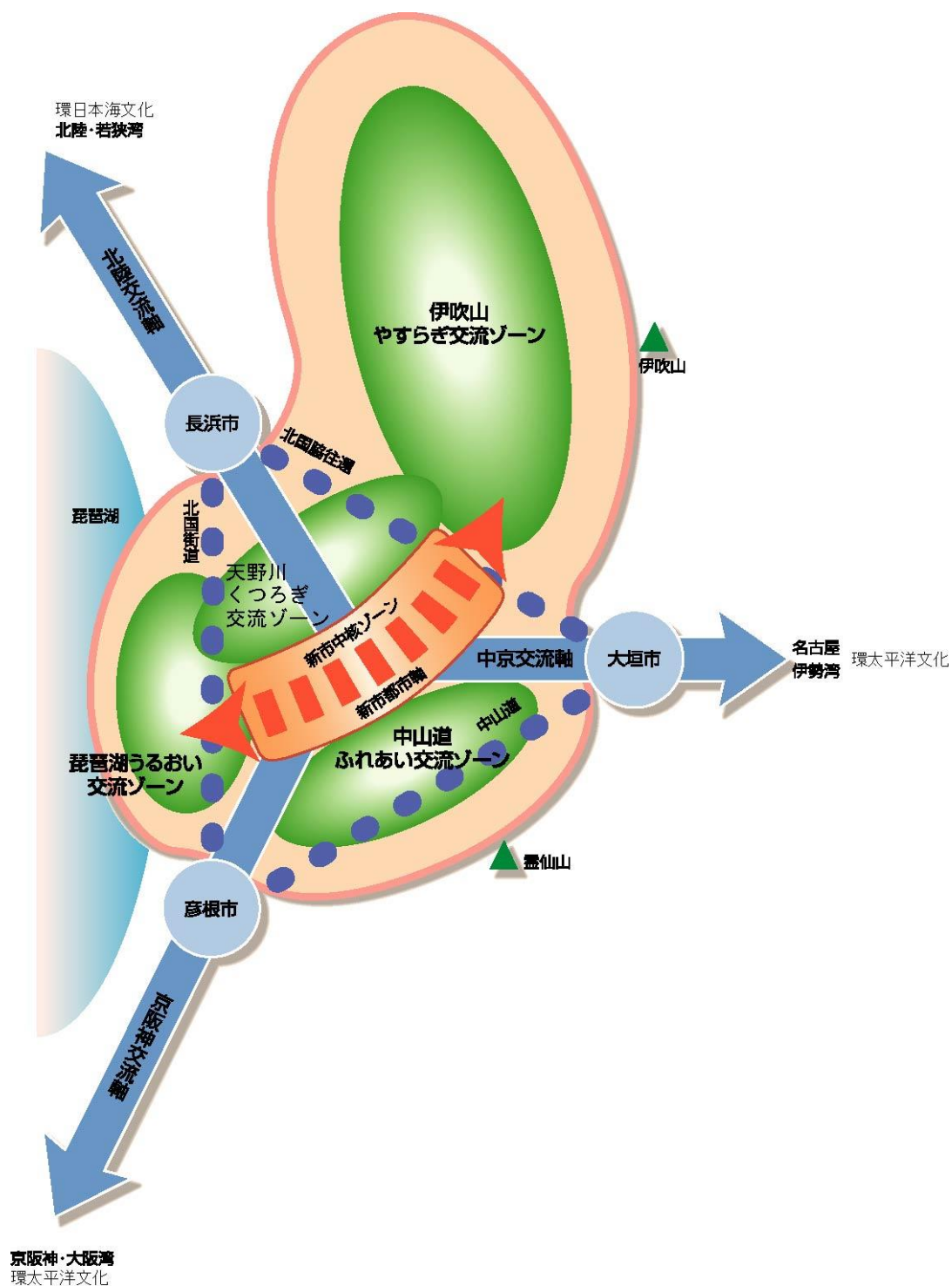
周辺地域との連携を強化し、今後も自治体の枠を超えた広域行政を進め、より質の高い行政サービスの提供ができるような体制づくりを推進します。

アンケート、住民説明会やモニター調査などでの意見

- 重要な施策の最上位は「少ない経費で最大の効果をあげる行財政改革」 （アンケート結果）
- 新市になっても住民の声が近い雰囲気づくり
- 地域独自の伝統や歴史、行事などの継承
- まちづくりにおけるソフト事業の充実とリーダーの育成

3 新市の都市構造

新市の自然的・歴史的・社会的特性を踏まえながら、環日本海文化・環太平洋文化へつながる交流の促進の中でさらなる発展をとげ、調和のとれたまちとなるよう整備を進めていきます。



(1) ゾーン別の整備方向

①新市中核ゾーン

広域交通網の結節点にふさわしい都市基盤整備を進め、行政・商業・産業交流・住宅・文化など多様な都市機能の集積を図るとともに、公園などうるおいのある都市環境の整備を進めます。

また、各種公共施設の集積を活かし、安心していきいきと暮らす生活福祉の交流拠点として、教育文化・保健福祉などの市民サービス機能の強化やネットワーク化を図るとともに、だれもが利用しやすい環境整備を進めます。

②伊吹山やすらぎ交流ゾーン

豊かな自然を活かしたやすらぎ交流ゾーンとして、アウトドアスポーツや環境体験学習をはじめ多面的な活用を図るとともに、居住環境の整備と農林業の振興を図り、地球環境と国土を守る公益的な資源として豊かな森林を守り、活かします。

③中山道ふれあい交流ゾーン

街道などの歴史・文化とふれあい交流ゾーンとして、地域間交流やふるさと体験学習をはじめ多面的な活用を図るとともに、居住環境の整備と農林業・地場産業の振興を図ります。

④琵琶湖うるおい交流ゾーン

湖辺に面した地域として、環境と共生したうるおいのある居住環境の整備を進めるとともに、農業の振興や観光との連携、湖などを舞台とした憩いや交流機能の充実を図ります。

⑤天野川くつろぎ交流ゾーン

伊吹山麓から琵琶湖にひろがる、ふるさとの景観である田園・里山で形成される地域として、環境と共生をテーマとした居住環境の整備を進めるとともに、農業の振興や観光との連携、田園や丘などを舞台とした憩いや交流機能の充実を図ります。

(2) 交流軸の整備方向

①新市都府軸

市域を結ぶ新たな都市軸として、国道21号バイパスや主要地方道山本東線などの整備を促進するとともに、交通の要衝という立地を活かした産業機能の集積を図ります。

②広域連携軸

長浜・彦根・大垣との連携強化とともに、米原駅周辺の広域物流機能の充実、国道など広域幹線道路の改良促進、鉄道の利便性の向上などによって、京阪神・中京・北陸との交流機能を強化し、東西日本との交流がひろがる都市をめざします。

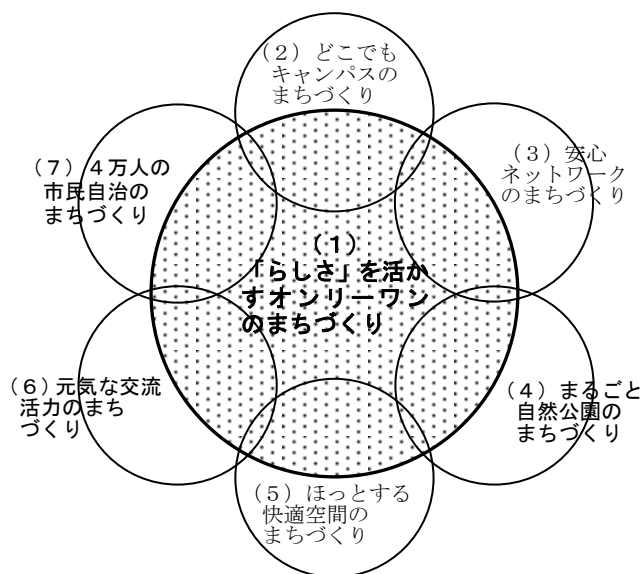
③歴史街道軸

北国街道・中山道・北国脇街道の歴史文化や景観を活かした交流を促進し、美しい風土に溶け込む新たな地域文化の発信をめざします。

第5章 新市のまちづくり施策

1 新市の主要施策の体系

新市まちづくりの基本方針にそって、次のような主要施策を推進します。



【基本方針】

【主要施策】

(1) 「らしさ」を活かすオンリーワンのまちづくり

● 広域的な交流機能と都市機能の整備

- 広域的な交流機能の整備
 - 人材交流の推進
 - 産業交流の強化
 - 情報交流基盤の整備
 - 交流結節点機能の発揮
 - 広域連携の推進
- ネットワーク型都市の整備
 - 米原駅周辺整備と多核的な都市機能の整備
 - 幹線道路トライアングルのまちづくり
 - 地域ネットワーク道路の整備
 - 鉄道とバスのネットワーク
 - ユニバーサルデザインのまちづくり

● 豊かな自然・田園環境の保全・活用

- 環境共生都市の形成
 - 環境基本条例の制定
 - 循環型社会の構築
 - 環境保全のまちづくり
- 自然博物館構想の推進
 - 自然環境の保全
 - エコミュージアム構想の推進
 - 自然を活用した交流の促進

● 心豊かな暮らしができる生活文化の創造

- 市民・地域が主役の生活文化の創造
 - 地域に学ぶ生涯学習の推進
 - 地域を誇れる歴史・文化の継承
 - 自然に癒される健康づくりの推進
 - 互いに安心を創造する地域福祉の推進
- 新たな生活文化創造のための仕組みづくり
 - 強い地域コミュニティの育成
 - パートナーシップの確立

【基本方針】

【主要施策】

(2) **どこでもキャンパスのまちづくり**

- 幼児・学校教育の充実
 - 幼児教育の充実
 - 学校教育施設の整備
 - 学校教育内容の充実
 - 家庭・地域・学校（園）の連携
 - 通学（通園）の支援
 - 高等教育機関の誘致・連携
- 生涯学習の推進
 - 生涯学習環境の充実
 - 生涯学習活動の活性化
 - 青少年の健全育成
- 文化・スポーツの推進
 - 生涯スポーツ環境の充実
 - 文化・スポーツ活動の活性化
 - 文化・スポーツイベントの充実
- 歴史・文化の継承と活用
 - 歴史・文化の保全・活用
 - 歴史・文化の継承

(3) **安心ネットワークのまちづくり**

- 健康づくりの推進
 - 保健・予防体制の充実
 - 市民主体の健康づくりへの支援
- 医療体制の充実
 - 医療施設の整備
 - 地域医療体制の充実
- 子育て・子育て支援の充実
 - 子育て・子育て支援体制の充実
 - 子育て支援の充実
 - 子育て支援の充実
- 高齢者・障害者福祉の充実
 - 高齢者福祉の充実
 - 障害者福祉の充実
 - 介護保険の充実
- 地域福祉の推進
 - 地域福祉の充実
 - ボランティア活動の促進

(4) **まるごと自然公園のまちづくり**

- 自然環境の保全・活用
 - エコミュージアムの推進
 - 自然環境の保全
 - 総合的な環境保全施策の推進
- 循環型社会の構築
 - 循環型消費生活の推進
 - 環境学習の推進
 - 環境共生都市づくりの推進
- 新エネルギーの導入
 - 新エネルギーの活用
 - 環境にやさしいエネルギー利用の促進
- やすらぎ環境の整備
 - 景観の保全と形成
 - 公園・緑地の整備

【基本方針】

【主要施策】

ほっとする快適空間のまちづくり

(5)

- 快適な居住環境の整備
 - └ 都市計画の推進
 - └ 住宅・宅地の供給
 - └ 生活環境の整備
 - └ 墓地公園の整備
- 交通体系・交通安全体制の整備
 - └ 道路ネットワークの整備
 - └ 道路環境の整備
 - └ 公共交通の充実
- 防災・防犯体制、安全な生活環境の整備
 - └ 防災体制の整備
 - └ 治山・治水対策の推進
 - └ 防犯体制の整備
 - └ 消費生活の安全確保
- 情報ネットワークの整備
 - └ 情報基盤の整備
 - └ I T（情報通信技術）活用環境の充実

元気な交流活力のまちづくり

(6)

- 地域交流・国際交流の推進
 - └ 地域交流の推進
 - └ 国際交流の推進
- 新産業の創出
 - └ 米原駅周辺整備
 - └ 新産業集積の推進
 - └ 起業への支援
 - └ 産学官の連携
 - └ 体験型観光の振興
- 地域産業の振興
 - └ 農林水産業の振興
 - └ 商業の振興
 - └ 鉱工業の振興
 - └ 地場産業の振興
- 観光・イベントの振興
 - └ 観光の振興
 - └ イベントの振興

4万人の市民自治のまちづくり

(7)

- 人権の尊重
 - └ 人権擁護の推進
 - └ 施設の整備
- 男女共同参画社会の実現
 - └ 男女共同参画の推進
- コミュニティの振興
 - └ 地域コミュニティ活動の育成
 - └ 地域コミュニティ施設の充実
- 市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進
 - └ パートナーシップの仕組みづくり
 - └ 市民参加の促進
 - └ 情報共有化の推進
- 行財政改革の推進
 - └ 効率的な行財政システムの確立
 - └ 広域行政の推進

2 新市の主要施策

(1)「らしさ」を活かすオンリーワンのまちづくり

●広域的な交流機能と都市機能の整備

①広域的な交流機能の整備

交通の利便性と恵まれた自然環境を活かし、「人」「モノ」「情報」が活発に行き来する広域的な交流機能を高め、京阪神・中京・北陸圏を結ぶ交流の架け橋となるまちづくりを進めます。

ア. 人材交流の推進

高等教育機関や研究機関の誘致・連携に努め、豊かな自然などを舞台にしたサテライトキャンパス※を推進します。

イ. 産業交流の強化

物流拠点整備や工業団地造成を進め、研究開発型企业・物流企業をはじめとする企業誘致を推進します。

また、産学連携や異業種交流の促進に取り組み、産学官の連携による人材交流と産業の活性化を図ります。

ウ. 情報交流基盤の整備

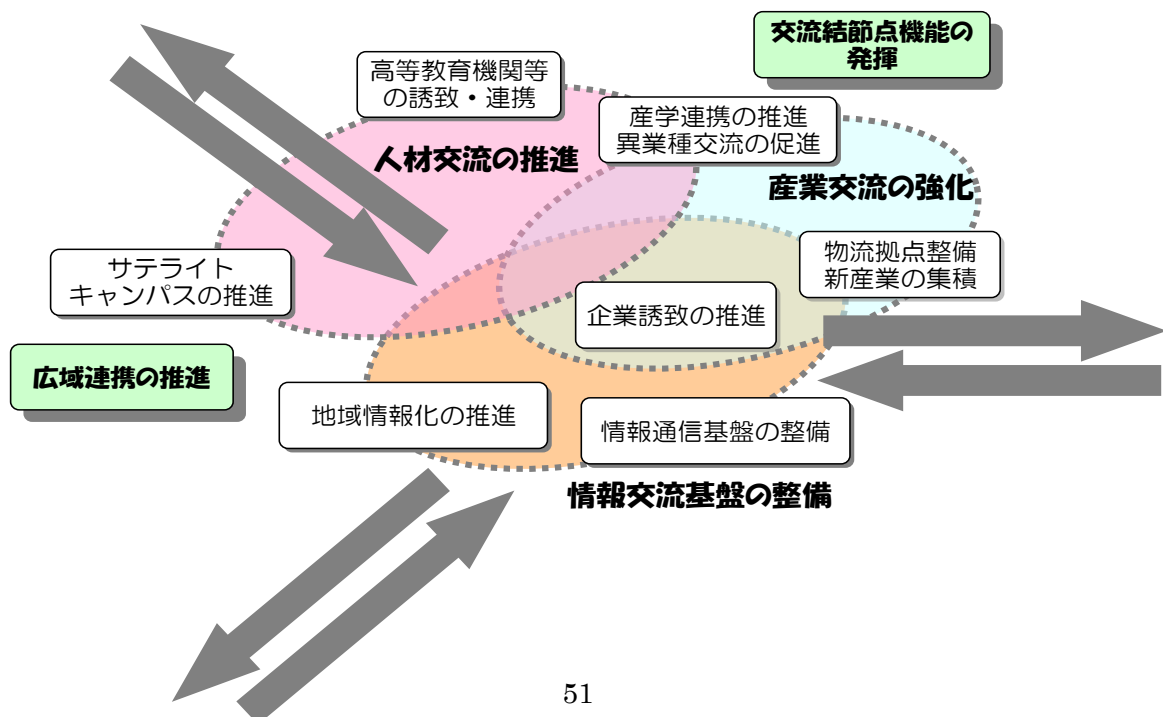
C A T V※の統合整備など高度情報通信ネットワーク※基盤の拡大・充実を図るとともに、生活・行政・防災など様々な分野における情報ネットワーク※化を推進します。

エ. 交流結節点機能の発揮

全国規模で開催されている各種会議、イベントなどを誘致し、東西の架け橋となる交流のさかんなまちづくりを進めます。

オ. 広域連携の推進

いぶき山麓草共和国構想、近江歴史回廊構想など、広域的な連携による地域活性化の取り組みを推進します。



②ネットワーク※型都市の整備

恵まれた自然環境ややすらぎのある農山村環境と、まとまりのある高度な都市機能をネットワーク※することによって、ここならではの都市環境を整備します。

ア. 米原駅周辺整備と多核的な都市機能の整備

新幹線停車駅である米原駅周辺において、広域観光ネットワーク※の拠点づくり、産業機能やサービス業の集積など、玄関口にふさわしい交流拠点の形成を図ります。また、各地域において行政サービスや福祉、生涯学習、文化などの機能をそなえた拠点としての市街地整備を図り、それぞれをつなぐネットワーク※型の都市を形成します。

イ. 幹線道路トライアングルのまちづくり

名神高速道路・北陸自動車道のジャンクションとインターチェンジを有する立地条件を活かし、国道8号、21号、365号などの幹線道路を軸として周辺における都市基盤の整備を進め、トライアングルのまち※の形成を図ります。

ウ. 地域ネットワーク※道路の整備

新市の地域資源や施設の共有化、機能の分担や補完力を高め、市民の利便性を向上させるため、一体性・体系的な道路ネットワーク※の整備を進めます。

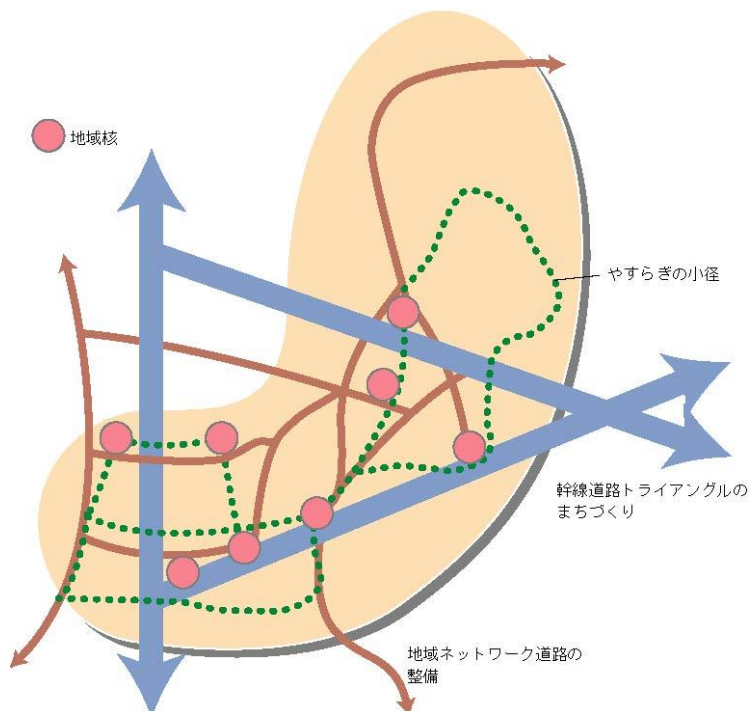
エ. 鉄道とバスのネットワーク※

鉄道駅周辺整備を図るとともに、コミュニティバス※やコミュニティタクシー※の運行を組み合わせ、市民や来訪者が快適に地域を移動できる利便性の高い公共交通ネットワークの形成を進めます。

オ. ユニバーサルデザインのまちづくり

道路、公共交通機関や公共施設などのユニバーサルデザイン※化を推進し、誰もが住みやすく来訪しやすいまちづくりを進めます。

ネットワーク型都市のイメージ



主要施策		主な事業名	事業概要	関連 する頁
広域的な交流機能の整備	人材交流の推進	高等教育・研究機関誘致事業	大学や大学院など高等教育機関や研究機関の誘致推進および連携強化	61 77
		サテライトキャンパス※推進事業	大学などと連携しIT※を活用した幅広い分野にわたる社会人教育の推進	75
	産業交流の強化	物流拠点構想事業	物流拠点企業誘致	77
		企業誘致推進事業	工業団地造成、企業誘致推進、遊休公有地活用、研究開発型企業・物流企業の誘致、活用、雇用促進	77 79
		産・学・官連携推進事業	産・学・行政の相互の交流・連携、大学や大学院とのサテライト締結推進・インターンシップ※制度の導入	77 83
		薬草産業振興事業	薬草を活用した新産業創出、産学官共同の調査・研究、薬草関連企業などの誘致、薬草体験学習	77
	情報交流基盤の整備	情報通信基盤整備事業	高度情報通信ネットワーク※の拡大・充実CATVの統合整備の推進	75
		地域情報化推進事業	生活・行政・防災などの情報提供	75
	交流結節点機能の発揮	東西交流拠点活用事業	全国規模の会議・フォーラム・イベントなどの誘致および交流の活性化	76
	広域連携の推進	広域観光ネットワーク※事業	観光地のネットワーク※化、広域観光ルート整備	80
ネットワーク型都市の整備	米原駅周辺整備と多核的な都市機能の整備	土地区画整備事業	米原駅東部等区画整理、住宅団地造成など	72 77
	幹線道路トライアングルのまちづくり	幹線道路整備促進事業	国道・県道の整備促進	73
	地域ネットワーク※道路の整備	市道整備事業	道路新設・拡幅・改良整備、道路舗装、歩道整備、橋梁改良	73
	鉄道とバスのネットワーク※	駅関連整備事業	JR 米原駅橋上駅舎・東西自由通路整備・エレベーター設置・バリアフリー※整備・(仮称)米原ツーリストステーション整備、JR 醒ヶ井駅・近江長岡駅・柏原駅・坂田駅のバリアフリー整備および周辺整備、琵琶湖環状線の整備促進、利用促進事業の展開、びわこ京阪奈線(仮称)鉄道建設構想の推進 など	73
		コミュニティバス※運行事業	地域バス運行計画の策定と運行支援・デマンド※(予約制)による路線運行、路線バス網の充実	65 73
		コミュニティタクシー※運行事業	地域巡回タクシーのデマンド(予約制)による路線運行	73
	ユニバーサルデザインのまちづくり	ユニバーサルデザイン※のまちづくり推進事業	公共施設、公共交通機関、道路などのユニバーサルデザイン化の推進	72
		人にやさしい道づくり推進事業	歩道・自転車道の設置、ユニバーサルデザイン化の推進	73

①環境共生都市の形成

森林や里地・里山※の保全、省資源・省エネルギー・再資源化の取り組み、環境共生のまちづくりの推進など、ここならではの特性を活かした環境共生都市の形成を図ります。

ア. 環境基本条例の制定

環境基本条例の制定と環境基本計画の策定に取り組み、市民・事業者・行政の連携によって総合的な環境保全施策を推進します。

イ. 循環型社会の構築

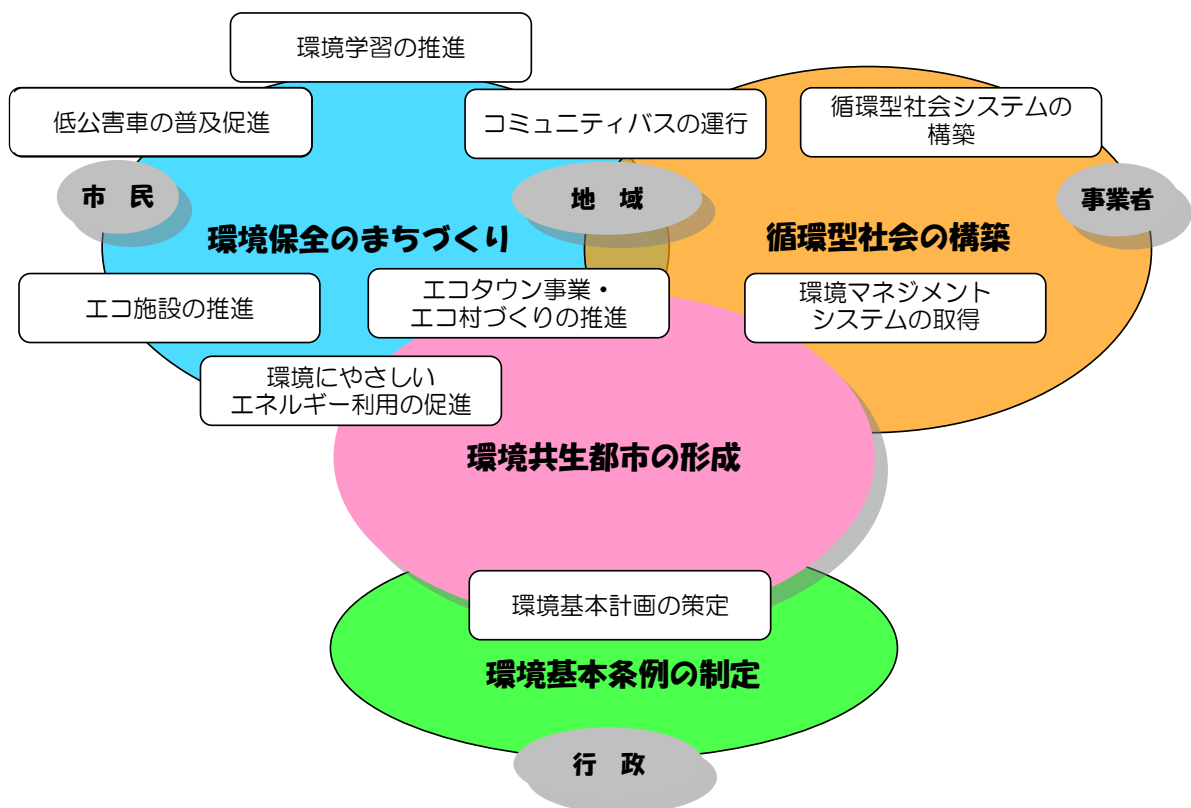
循環型社会※の構築へ向けて、ゴミの減量化やリサイクル、農地を活用した資源循環プロジェクトなどを推進します。市民自らが環境と共生する地域づくりに積極的に参加できるよう推進するとともに、事業者や行政における環境マネジメントシステム※の確立を促進します。

ウ. 環境保全のまちづくり

環境にやさしい交通の要衝をめざして、公共交通ネットワークの充実、低公害車の普及促進を図るとともに、バイコロジーネットワーク※の形成を進めます。

市民・事業者・行政における新エネルギーの導入・活用、省エネルギーの推進に努めます。

持続的に発展する「環境保全のまちづくり」のモデルとしてエコタウン※事業やエコ村※づくりを推進します。



②自然博物館構想の推進

豊かな自然を保全するとともに、これを活かしたエコミュージアム※構想を推進し、各方面への情報発信を充実します。

ア. 自然環境の保全

総面積の7割を占める森林の多面的機能の発揮を図るため、森林の保全に努めます。

市民参加のもとに里地・里山※の保全・修復などに取り組み、地域の自然に学ぶまちづくりを進めます。

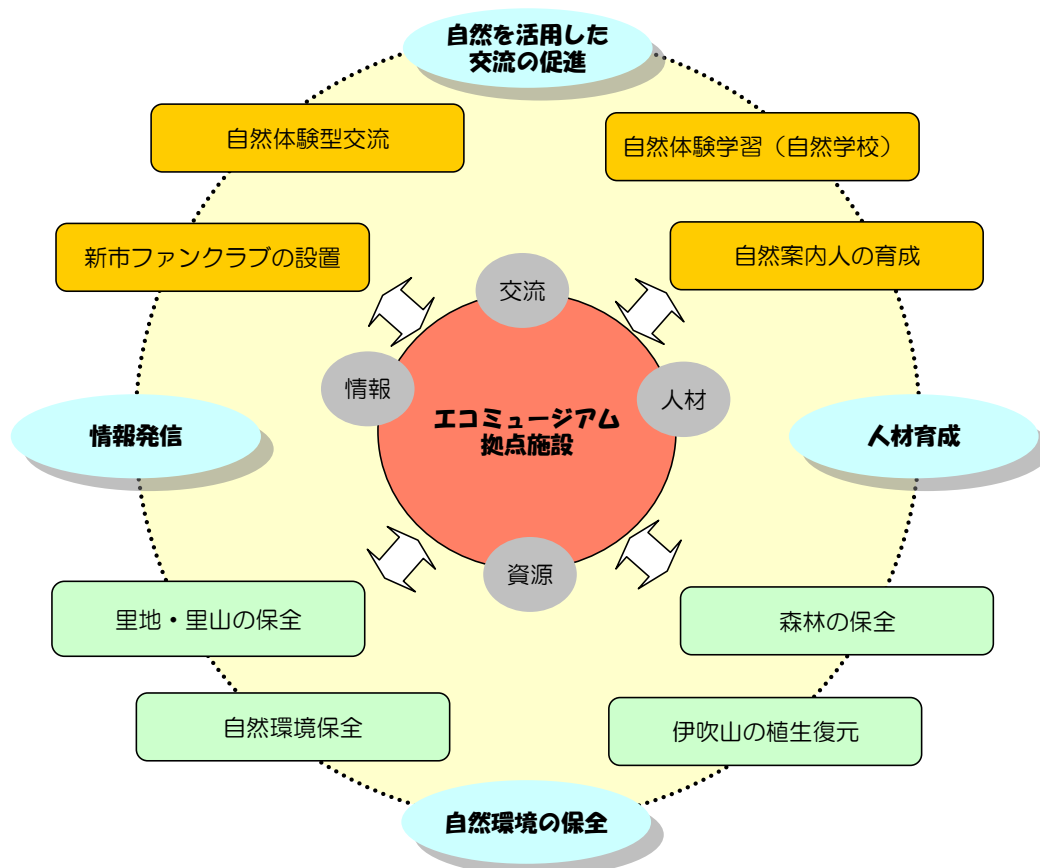
また貴重な動植物の環境保全に努めます。

イ. エコミュージアム構想の推進

地域全体を博物館とみたと、地域の魅力的な資源の再発見、学習、保存、展示、体験提供などを行い、それらを通じて地域の活性化につなげる持続性のあるエコミュージアム※構想を推進します。また核となる拠点施設を整備し、自然案内人の育成や環境学習・自然体験プログラムの開発などに取り組みます。

ウ. 自然を活用した交流の促進

豊かな自然を活かした自然学校※や滞在型・体験型交流を推進するとともに、新市ファンクラブの設置などを通じてリピーター※に対する情報発信を充実します。



主要施策		主な事業名	事業概要	関連 する頁
環境共生都市の形成	環境基本条例の 制定	環境基本計画策定事業	環境基本条例制定、計画策定	69
	循環型社会の 構築	循環型社会※システムの 構築事業	ゴミの減量化、分別収集の徹底、生ごみ処 理堆肥化、菜の花プロジェクトの推進、資 源循環堆肥化施設整備	70
		環境マネジメントシステム ※取得事業	公的施設における環境マネジメントシステ ム(ISO14001)の拡大認定 家庭・事業者に対する普及・啓発・支援	70
	環境保全の まちづくり	コミュニティバス※運行事 業(再掲)	地域バス運行計画の策定と運行支援・デ マンド※(予約制)による路線運行、路線バ ス網の充実	65 73
		低公害車普及促進事業	公用車の低公害車化と市民への啓発	70
		エコ施設推進事業	公共施設の整備にあわせた新エネルギー システムの導入、エコ・スクール※の推進	71
		自然エネルギー活用事 業	木質バイオマス※エネルギーモデル整備、 風力発電などを利用した公共施設へのエ ネルギー供給	71
		環境にやさしいエネルギ ー利用促進事業	太陽光熱・風力利用、雨水利用の推進、支 援	71
		環境学習プログラム構築 事業	市民・地域・事業者の自主的活動支援、学 校における環境教育推進	70
		エコタウン※事業	資源化産業などを核として、地域循環に取 り組む環境まちづくりの推進	70
		エコ村※づくり推進事業	モデル地域の選定、全域への普及啓発活 動、(仮称)エコ村整備	70
自然博物館構想の推進	自然環境の保全	里地・里山※保全、森林 保全事業	里地・里山保全、森林保育・保全、保安林 整備	69
		自然環境保全事業	希少な動植物や自然環境の保護・保全・継 承の支援	69
		伊吹山植生復元事業	伊吹山頂付近の(亜)高山植物群などの植 生回復 (例 (仮称)伊吹山頂自然学習施設整備)	69
	エコミュージアム 構想の推進	エコミュージアム※構想推 進事業	エコミュージアム拠点施設整備、地域の自 然や資源を活かす自然博物館構想の推進	69
		山東・伊吹エコミュージア ムプログラム	自然環境、伝統文化、生活文化などを素 材に体験プログラムを提供	69
		自然案内人育成事業	インタープリター※やボランティアガイド※の 育成など	80
	自然を活用した 交流の促進	自然体験学習推進事業	グリーンツーリズム※との連携による自然 学校の開校、学校や地域での自然体験学 習の推進	69
		自然体験型交流事業	自然・スポーツ・イベント体験などを通じた 交流	76
		新市ファンクラブ設置事 業	リピーター※の確保と定期的な情報提供	80

●心豊かな暮らしができる生活文化の創造

①市民・地域が主役の生活文化の創造

心豊かな暮らしができる生活文化を創造するため、市民や地域が主役となった生涯学習や歴史・文化、健康づくり、地域福祉*など各分野における取り組みを進めます。

ア. 地域に学ぶ生涯学習の推進

地域学・地元学*の視点から、魅力的な地域文化の創造につながる生涯学習活動を推進します。

イ. 地域を誇れる歴史・文化の継承

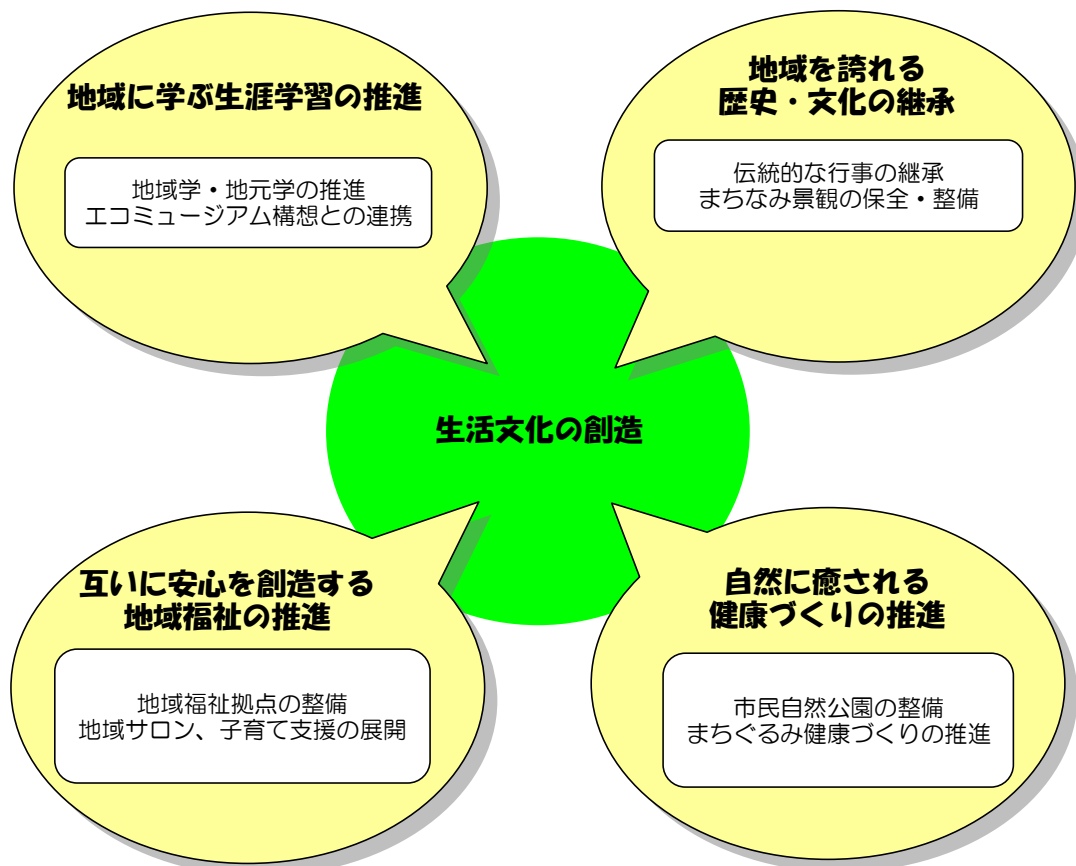
中山道などの歴史的・文化的な景観は、面影を活かしながら美しいまちなみとして保存整備を進めるとともに、地域の宝である伝統的な行事や祭の継承を支援します。また、東西文化が融合して育まれたこの地域特有の文化を継承します。

ウ. 自然に癒される健康づくりの推進

豊かな自然を活かし、癒しの中で心身の健康を増進するための環境整備を進めるとともに、まちぐるみの健康づくりやスポーツ活動を支援します。

エ. 互いに安心を創造する地域福祉の推進

地域サロン*・子育て支援など地域が自ら取り組み、安心を支え合う地域福祉*活動を育成・支援します。



②新たな生活文化創造のための仕組みづくり

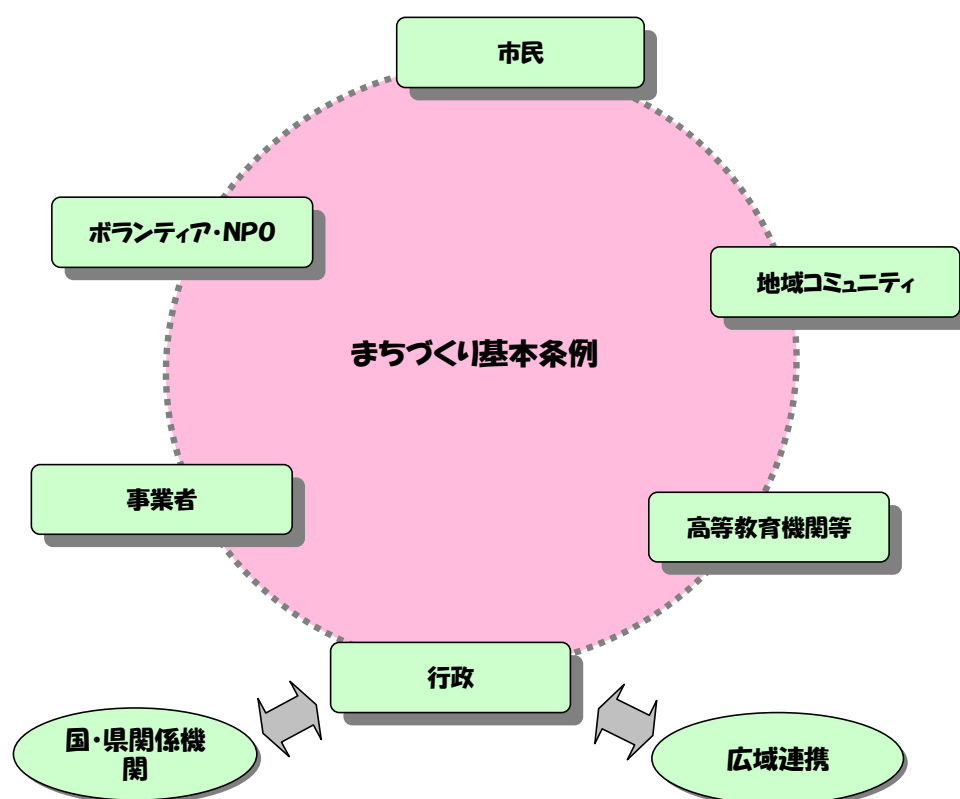
自ら考え自ら行う強い地域コミュニティを育成するとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップ※によってまちづくりを進めるための仕組みづくりに取り組みます。

ア. 強い地域コミュニティの育成

市民自治組織の活動支援やネットワーク※化によって、自ら考え、自ら行う地域コミュニティを育成します。

イ. パートナーシップの確立

まちづくり基本条例を制定し、自治会・ボランティア※・NPO※・事業者・高等教育機関など幅広い協働によってまちづくりを進めるための仕組みづくりに取り組みます。



主要施策		主な事業名	事業概要	関連する頁
市民・地域が主役の生活文化の創造	地域に学ぶ生涯学習の推進	生涯学習推進事業	まちづくり大学開設、知の交流サロン開催、出前講座、各種講座の開設、情報提供	62
		エコミュージアム※構想推進事業	エコミュージアム拠点施設整備、地域の自然や資源を活かす自然博物館構想の推進	69
	地域を誇れる歴史・文化の継承	地域の伝統的な行事継承事業	地域特有の伝統行事・祭の保存、継承	64
		歴史的まちなみ環境整備事業	中山道など歴史的・文化的景観の形成を図りながらの基盤整備・環境整備	64 71
		伝統的まちなみ景観保全事業	ベンガラ塗り※・格子※・連子※などの伝統的な建築様式の継承	64
	自然に癒される健康づくりの推進	まちぐるみ健康づくり推進事業	健康新市21※の策定と推進	65
		市民自然公園整備事業	里山、河川、水の活用と保全などによる癒しの場と湖沼などを活用した水辺の憩いの場の整備（例 癒しの里・水辺の郷づくり整備 など）	71
		総合型地域スポーツクラブ※支援事業	総合型地域スポーツクラブの育成・支援	63
	互いに安心を創造する地域福祉の推進	「あったかほーむ」づくり事業	各地域を拠点として、地域サロン※・子育て支援などを地域自ら取り組むシステム構築	68
新たな生活文化創造のための仕組みづくり	強い地域コミュニティの育成	地域コミュニティ活動支援事業	住民自治組織の活動支援、ネットワーク化の推進	82
		地域リーダー育成事業	地域自治のリーダーとなる人材の育成と活用	82
		地域まちづくりプラン（仮称）推進事業	地域が自ら考え自ら行うまちづくりプランの策定支援	82
	パートナーシップの確立	まちづくり基本条例制定事業	まちづくりの仕組みの制度化	83
		自治会・ボランティア※・NPO※活動支援事業	市民活動支援・情報提供などの支援	83

(2) どこでもキャンパス※のまちづくり

●幼児・学校教育の充実

①幼児教育の充実

幼児期は、子どものすこやかな成長にとって重要な時期であり、幼児教育を充実するため、幼児教育施設の充実や幼稚園・保育所の一元化を進めます。

②学校教育施設の整備

子どもののびのびとした成長を支えるため、エコ・スクール※を推進しながら老朽化した校舎や体育館など学校教育施設の整備を進めます。また、学校給食の充実を図るため給食センターの整備を進めます。

③学校教育内容の充実

知育、徳育、体育および食育※の学びを通して、調和のとれた人間の育成を目指します。また、少人数教育の推進を図るとともに、環境先進地にふさわしい環境教育を進めます。

④家庭・地域・学校（園）の連携

魅力ある学校づくりを進めるため、家庭・地域・学校（園）のそれぞれが教育に果たす役割を再認識し、相互に連携を図る仕組みづくりを進め地域の教育力の向上に努めます。

また、学校施設を地域社会に開放し、地域コミュニティ活動の拠点となるよう開かれた学校づくりを進めます。

⑤通学（通園）の支援

スクール（通園）バスの運行など、子どもたちの通園・通学手段の確保に努めます。

⑥高等教育機関の誘致・連携

自然環境と交通の利便性を活かして、高等教育機関や研究機関の誘致・連携に努めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
幼児教育の充実	幼保一元化※事業	幼稚園と保育所の一元化の推進
学校教育施設の整備	小中学校舎・幼稚園舎整備事業	小中学校舎・幼稚園舎の改築、耐震補強、大規模改修 (例 醒井小学校校舎改築、伊吹山中中学校校舎大規模改造 など)
	小中学校施設整備事業	小中学校の屋内運動場改築、施設改修、プール改修、校内LAN整備 (例 大東中学校、坂田小学校屋内運動場改築 など)
	学校給食施設整備事業	既存施設の統廃合を含めた学校給食センター整備 (例 山東・伊吹給食センター統合整備)
学校教育内容の充実	少人数教育推進事業	少人数学級・少人数指導の推進
	魅力ある学校づくり推進事業	知・徳・体・食育※の学び、体験学習、情報教育、環境教育などの推進、幼小中高などの異年齢児交流の促進
家庭・地域・学校(園)の連携	地域・家庭・学校(園)連携強化事業	家庭・地域・学校(園)との連携システムの構築
	学校(園)評議員※制度の充実	学校(園)評議員制度の充実
通学(通園)の支援	スクールバス等整備事業	通学・通園バスなどの整備、路線バス通学児童への助成
高等教育機関の誘致・連携	高等教育・研究機関誘致事業 (再掲)	大学や大学院など高等教育機関や研究機関の誘致推進および連携強化

●生涯学習の推進

①生涯学習環境の充実

公民館や図書館など既存の生涯学習施設のネットワーク※化や充実によって、一体的な生涯学習環境の向上を図るとともに、市民主体の生涯学習活動を支援できる体制や情報システムの整備、地域公民館活動の推進を図ります。

②生涯学習活動の活性化

地域学・地元学※を取り入れ、魅力的な地域文化の創造につながる学習・交流活動を展開するとともに、様々な年代などに応じた自主的な生涯学習活動の育成・支援に取り組みます。

③青少年の健全育成

次世代を担う青少年を健全に育成していくため、地域社会への参加や自主的活動のきっかけとなる様々な交流や体験の場を提供し、地域全体で支えあえる体制や相談・支援体制づくりを進めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
生涯学習環境の充実	生涯学習施設整備・運営事業	既存施設ネットワーク※化の推進、図書の充実、図書館整備、地域公民館活動の支援
	生涯学習推進体制整備事業	専門職員などの確保
	生涯学習情報システム構築事業	生涯学習情報ネットワーク※の一体化と充実
	学校施設開放事業	体育館・特別教室などの一般開放
生涯学習活動の活性化	生涯学習推進事業（再掲）	まちづくり大学開設、知の交流サロン開催、出前講座、各種講座の開設、情報提供
	家庭教育支援事業	家庭教育学級、相談窓口整備、情報提供
	自主サークル・団体育成事業	市内外の住民による自主的な組織の育成
青少年の健全育成	青少年健全育成事業	指導者育成、青少年教育体制整備、各種団体支援
	わんぱく交流事業	異年齢の子どもの交流や自然とのふれあいの機会・体験の場などの提供

●文化・スポーツの推進

①生涯スポーツ環境の充実

誰もが生涯にわたってスポーツを楽しめるよう、屋外・屋内体育施設の改修・整備を進めます。

②文化・スポーツ活動の活性化

文化・スポーツ活動機会の充実を図るため、総合型地域スポーツクラブ※の育成・支援や、文化スポーツ活動団体の支援に努めます。

③文化・スポーツイベントの充実

各種文化スポーツイベントの一体的な開催による充実を図るとともに、地域特性を活かしたスポーツイベントの開催を進めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
生涯スポーツ環境の充実	スポーツ施設整備事業	スポーツ施設ネットワーク化、グラウンド・体育館・多目的運動公園整備、改修
文化・スポーツ活動の活性化	総合型地域スポーツクラブ※支援事業（再掲）	総合型地域スポーツクラブの育成・支援
	文化・スポーツ活動の支援	各種文化・スポーツ講座の開設、団体の支援
文化・スポーツイベントの充実	文化・芸術イベント開催事業	文化・芸術の各種イベント開催・支援、ホール企画事業開催
	スポーツイベント開催事業	各種スポーツイベントの開催・支援

●歴史・文化の継承と活用

①歴史・文化の保全・活用

歴史的文化遺産や文化財を保全するため、専門職員の確保と各歴史資料館などの充実・整備を進めるとともに、埋もれた歴史的文化遺産・文化財などの調査・保全・整備や展示などの活用を進めます。

また、食文化、建築文化、はなしことばなどに代表されるように日本の東西文化がこの地域で出会い融合して育まれた特有の文化をまちの魅力として活用し、情報発信することで新たな交流の活性化を進めます。

②歴史・文化の継承

固有の歴史・文化を後世に引き継ぐため、伝統的な行事やまちなみ景観の保全・継承を支援するとともに、市史の編さんに取り組みます。

主要施策	主な事業名	事業概要
歴史・文化の保全・活用	歴史資料館等整備事業	各歴史資料館などの充実、整備、管理、運営
	文化遺産保全・整備事業	歴史的文化遺産・文化財などの調査・保全・整備 (例 「観音寺」・「京極氏遺跡」・「鎌刃城跡」・「息長古墳群」整備など)
歴史・文化の継承	地域の伝統的な行事継承事業（再掲）	地域特有の伝統行事・祭の保存、継承
	歴史的まちなみ環境整備事業（再掲）	中山道など歴史的・文化的景観の形成を図りながらの基盤整備・環境整備 (例 柏原地区街なみ環境整備 など)
	伝統的まちなみ景観保全事業（再掲）	ベンガラ塗り※・格子※・連子※などの伝統的な建築様式の継承、支援
	新市市史編さん事業	市史の編さん

(3) 安心ネットワークのまちづくり

●健康づくりの推進

①保健・予防体制の充実

生涯にわたる健康づくりを支援するため、市民に身近な保健サービスを総合的に提供し、市民の自主的な保健活動の場とするため保健センターを設置し、専門職員の確保などによって、予防・指導・相談体制の充実を図ります。

保健センター事業を実施するとともに、保健、福祉および医療の連携を図り、

②市民主体の健康づくりへの支援

市民参加によって健康新市21^{*}を策定し、市民・事業者・行政が一体となって、まちぐるみの健康づくりを推進します。

主要施策	主な事業名	事業概要
保健・予防体制の充実	保健・予防体制整備事業	予防・指導・相談体制の充実、専門職員確保、精神保健 [*] 、健康診断・予防接種の充実
	ヘルスアップモデル事業	個別健康指導、体力づくりなどの推進
	保健センター改修事業	保健センターの改修、整備
市民主体の健康づくりへの支援	まちぐるみ健康づくり推進事業（再掲）	健康新市21の策定と推進

●医療体制の充実

①医療施設の整備

高齢社会に対応した多様な医療サービスを提供するため、保健・医療・福祉が連携した地域包括ケア施設の整備を進めます。

②地域医療体制の充実

地域で安心して暮らせる医療体制を築くため、医療関係団体などに働きかけながら、医療機関などが進出しやすい環境となるよう支援します。また、周辺地域の医療機関までの交通手段についても利便性が高められるよう充実を図ります。

保健・医療・福祉・介護のネットワーク^{*}と広域連携強化を図るとともに、在宅療養を支える体制づくりに取り組みます。

主要施策	主な事業名	事業概要
医療施設の整備	地域包括ケア施設整備事業	診療所と老人福祉施設の複合施設建設（例 地域包括ケア施設整備）
地域医療体制の充実	地域医療体制整備事業	保健・医療・福祉・介護のネットワーク [*] 化の推進、広域連携強化
	在宅医療体制整備事業	訪問看護ステーションなど在宅療養への支援
	コミュニティバス [*] 運行事業（再掲）	地域バス運行計画の策定と運行支援・デマンド [*] （予約制）による路線運行、路線バス網の充実

●子育て・子育て支援の充実

①子育て・子育て支援体制の充実

安心して子どもを産み育てられ、子どもが健やかに成長できるまちづくりを総合的に進めるため、次世代育成支援地域行動計画などを策定し、子育て・子育て支援体制の充実を図ります。

②子育て支援の充実

乳幼児・児童医療の充実、保育サービスの充実、放課後児童クラブ※の支援など、乳幼児から少年期にいたる成長段階に応じた子育て支援体制の充実を図ります。

③子育て支援の充実

交流・学習への支援など、子どもが健やかに成長できる環境づくりを積極的に推進します。

主要施策	主な事業名	事業概要
子育て・子育て支援体制の充実	次世代育成支援推進計画策定事業	次世代育成支援地域行動計画などの策定
	子どもサポートセンター運営事業	相談窓口、アドバイザー・コーディネーター設置、子育てサークルなどの運営、子育て・子育てサポーターの養成 いじめ・虐待などの未然防止
子育て支援の充実	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ※の運営、整備、支援
	乳幼児医療・児童医療助成事業	乳幼児医療費の助成
	保育所運営・保護者負担助成事業	保育所運営管理、民間保育所整備等促進、保護者負担助成
子育て支援・充実	わんぱく交流事業（再掲）	異年齢の子どもとの交流や自然とのふれあいの機会・体験の場などの提供
	自らの学習支援事業	ブックスタート（乳幼児への絵本配布）による発育支援、児童図書などの充実、企画事業への参画、各種情報提供

●高齢者・障害者福祉の充実

①高齢者福祉の充実

高齢者保健福祉計画を策定し、高齢者の生きがい創出や介護予防の推進に努めるとともに、NPO※などと連携を図りながら在宅福祉サービス、施設福祉サービスの充実を図ります。

②障害者福祉の充実

障害者基本計画を策定し、生活支援や雇用促進など障害者の自立を支援する福祉サービスの充実や地域に開かれた障害者福祉施設の充実を図るとともに、だれもが社会参加できるまちづくりを進めます。

③介護保険の充実

介護や支援が必要になっても地域で安心して暮らせるよう、介護サービスなどの円滑な提供体制を充実するとともに、介護保険制度・支援費制度の適切な運営に努めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
高齢者福祉の充実	高齢者保健福祉計画策定事業	高齢者保健福祉計画の策定
	在宅福祉サービス事業	人材の確保や専門家育成に対する支援、在宅介護支援センターのネットワーク※化の推進
	老人福祉施設整備支援事業	デイサービスセンターなどの整備および助成・支援
	介護予防の推進	介護予防・地域生活支援の充実
	高齢者生きがい創出事業	シルバー人材センターの運営、老人クラブ活動、各種交流事業支援
障害者福祉の充実	障害者基本計画策定事業	障害者基本計画の策定
	知的・心身障害者授産施設整備事業	知的障害者等グループホーム、作業所施設整備
	障害者(児)自立・援護事業	生活支援の充実、雇用促進、各種交流事業の充実
介護保険の充実	介護サービス支援事業	介護サービスの提供体制の支援、在宅介護支援センターのネットワーク※化の推進

●地域福祉の推進

①地域福祉の充実

市民参加のもとに地域福祉計画を策定し、各地域を拠点として地域サロン※・子育て支援など地域が自ら取り組む地域福祉活動やそのための人材を育成するとともに、地域福祉の拠点整備など、地域福祉を調整・支援する体制強化に努めます。

②ボランティア活動の促進

市民の主体的なボランティア※活動を育成・支援するため、ボランティアセンターの充実を図るとともに、一人でも多くの市民がホームヘルパーなどとして活躍できるよう資格の取得を推進します。

主要施策	主な事業名	事業概要
地域福祉の充実	地域福祉計画策定事業	地域福祉計画の策定
	地域福祉拠点事業	地域福祉拠点の整備・充実
	「あったかほーむ」づくり事業（再掲）	各地域を拠点として、地域サロン※・子育て支援などを地域自ら取り組むシステム構築
ボランティア活動の促進	ボランティア※活動促進事業	ボランティアの育成・活動促進、ボランティアセンターの充実
	市民ヘルパー取得推進事業	市民の一人でも多くの人がホームヘルパーなどの資格を取得できるよう推進

(4) まるごと自然公園のまちづくり

●自然環境の保全・活用

①エコミュージアム※の推進

豊かな自然を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、地域全体を博物館とみたと、核となる拠点施設を中心に地域の魅力的な資源の再発見、学習、保存、展示、体験提供などを行い、それらを通じて地域の活性化につなげるエコミュージアム※構想（自然博物館構想）を推進します。

②自然環境の保全

森林や里地・里山※の保全を推進し、希少な動植物や自然環境の保護・保全・継承に努めます。

③総合的な環境保全施策の推進

環境基本条例の制定と環境基本計画の策定に取り組み、総合的な環境保全施策を推進します。

主要施策	主な事業名	事業概要
エコミュージアムの推進	エコミュージアム※構想推進事業（再掲）	エコミュージアム拠点施設整備、地域の自然や資源を活かす自然博物館構想の推進
	山東・伊吹エコミュージアムプログラム	自然環境、伝統文化、生活文化などを素材に体験プログラムを提供
	自然体験学習推進事業（再掲）	グリーンツーリズム※との連携による自然学校※の開校、学校や地域での自然体験学習の推進
自然環境の保全	里地・里山※保全、森林保全事業（再掲）	里地・里山保全、森林保育・保全、保安林整備
	自然環境保全事業（再掲）	希少な動植物や自然環境の保護・保全・継承の支援（例 山室湿原の保全 など）
	伊吹山植生復元事業（再掲）	伊吹山頂付近の（亜）高山植物群などの植生回復 （例（仮称）伊吹山頂自然学習施設整備）
総合的な環境保全施策の推進	環境基本計画策定事業（再掲）	環境基本条例制定、計画策定

●循環型社会の構築

①循環型消費生活の推進

循環型社会※の構築へ向けて、ゴミの減量化、分別収集の徹底、生ごみ処理堆肥化の推進に努めるとともに、リサイクルステーション※の活用を促進します。また、湖北広域行政事務センターおよび長浜市との連携により、広域ごみ処理施設の適正配置に基づく新たな施設整備を進めます。

②環境学習の推進

環境と共生する地域づくりのための市民・事業者の自主的活動を支援し、学校における環境教育を推進します。

③環境共生都市づくりの推進

美しい自然環境を未来に引き継ぐため、市民・事業者・行政が一体となって省エネルギー対策やリサイクルの取り組みなど環境にやさしいまちづくりを進め、環境共生都市の形成を図ります。公的施設における環境マネジメントシステム※の拡大認定を推進するとともに、家庭や事業者に対する環境意識の向上に努めます。また、持続的に発展する環境保全のまちづくりのモデルとして、新エネルギーなどの活用も視野に入れたエコ村※づくりを推進します。

主要施策	主な事業名	事業概要
循環型消費生活の推進	循環型社会※システムの構築事業（再掲）	ゴミの減量化、分別収集の徹底、生ごみ処理堆肥化、菜の花プロジェクトの推進、資源循環堆肥化施設整備
	リサイクルステーション※活用促進事業	資源の有効利用・再生利用の促進
	広域ごみ処理施設の整備	広域ごみ処理施設の適正配置に基づく新たな施設整備
環境学習の推進	環境学習プログラム構築事業（再掲）	市民・地域・事業者の自主的活動支援、学校における環境教育推進
環境共生都市づくりの推進	エコタウン※事業（再掲）	資源化産業などを核として、地域循環に取り組む環境まちづくりの推進
	エコ村※づくり推進事業（再掲）	モデル地域の選定、全域への普及啓発活動（仮称）エコ村整備
	環境マネジメントシステム※取得事業（再掲）	公的施設における環境マネジメントシステム（ISO14001）の拡大認定 家庭（ISOエコ家族※）・事業者に対する普及・啓発・支援
	低公害車普及促進事業（再掲）	公用車の低公害車化と市民への啓発

●新エネルギーの導入

①新エネルギーの活用

公共施設において、木質バイオマス※や太陽光発電、風力発電をはじめ新エネルギーの導入・活用を進めます。

②環境にやさしいエネルギー利用の促進

家庭・事業者においても、太陽光・熱、風力などの新エネルギー利用や、雨水利用など環境にやさしいエネルギー利用を支援します。

主要施策	主な事業名	事業概要
新エネルギーの活用	自然エネルギー活用事業（再掲）	木質バイオマス※エネルギーモデル整備、風力発電などを利用した公共施設へのエネルギー供給
	エコ施設推進事業（再掲）	公共施設の整備にあわせた新エネルギーシステムの導入、エコ・スクール※の推進
環境にやさしいエネルギー利用の促進	環境にやさしいエネルギー利用促進事業（再掲）	太陽光・熱・風力利用、雨水利用の推進、支援

●やすらぎ環境の整備

①景観の保全と形成

市全体がやすらぎとうるおいに満ちたまちづくりをめざして、花いっぱい運動などの沿道景観の形成や歴史的まちなみの環境整備を進めます。

②公園・緑地の整備

地域特性を活かした公園などの整備を進めるとともに、公園・緑地と自然・歴史資源などをつなぐ散策道の整備を進めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
景観の保全と形成	沿道景観形成事業	花いっぱい運動、花のある風景、沿道での花の栽培、沿道の植栽管理・美化清掃
	歴史的まちなみ環境整備事業（再掲）	歴史的・文化的景観の形成を図りながらの基盤整備・環境整備 （例 柏原地区街なみ環境整備 など）
公園・緑地の整備	やすらぎの小径整備事業	市域内の公園・緑地や自然・歴史資源などをつなぐウォーキング道やサイクリング道の整備 テーマごとのコース設定
	市民自然公園整備事業（再掲）	里山、河川、水の活用と保全などによる癒しの場と湖沼などを活用した水辺の憩いの場の整備 （例 癒しの里・水辺の郷づくり整備 など）

(5) ほっとする快適空間のまちづくり

●快適な居住環境の整備

①都市計画の推進

都市計画マスタープランを策定し、地域特性を活かした土地利用と都市整備を推進します。
また、新市の一体性を高めるため早期に都市計画区域を見直し、設定します。

②住宅・宅地の供給

米原駅周辺土地区画整理事業をはじめ、坂田駅周辺地域において琵琶湖環状線の効果を活かし隣接地域との一体性を考慮した住宅・宅地の計画的な供給や土地利用計画に沿った住宅整備の誘導に努めます。

③生活環境の整備

誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、公共施設、公共交通機関、道路などのユニバーサルデザイン※化を推進します。

効率的な水道の安定供給を図るため、上水道・簡易水道の統合整備を進めるとともに、引き続き下水道の整備と早期完成を図ります。

また、老朽化に伴う斎場施設の整備を進めます。

④墓地公園の整備

将来の需要を見極めながら、定住環境の一環として墓地公園機能を含めた多目的公園の整備を図ります。

主要施策	主な事業名	事業概要
都市計画の推進	都市計画マスタープラン策定事業	土地利用や都市整備のマスタープランの策定
	都市計画区域策定事業	都市計画区域の設定・見直し
	地籍調査事業※	地籍調査事業の推進
住宅・宅地の供給	土地区画整理事業（再掲）	米原駅東部等区画整理、住宅団地造成など
生活環境の整備	ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業（再掲）	公共施設、公共交通機関、道路などのユニバーサルデザイン※化の推進
	上水道・簡易水道整備事業	上水道・簡易水道の整備および統合整備（例 伊吹南部・山東地域・米原地域上水道等統合整備）
	下水道整備事業	下水道の整備、農業集落排水との接続
	斎場整備事業	斎場施設の整備
墓地公園の整備	墓地公園整備事業	墓地公園（多目的）の整備

●交通体系・交通安全体制の整備

①道路ネットワーク※の整備

国道・県道などの幹線道路の整備を促進するとともに、市域を連絡する市道の体系的な整備を進めます。

②道路環境の整備

交通安全施設の整備や誰もが通行しやすい歩道・自転車道の設置など人にやさしい道路環境の整備を行うとともに、交通安全意識の高揚を図るための教育や広報・啓発活動の充実に努めます。また、冬期の除雪体制の強化を図ります。

③公共交通の充実

誰もが安心して主要施設を利用でき社会参加できるよう、コミュニティバス※など地域を移送する交通システムの充実を図ります。また、路線バスについてはその利用を促進するとともに、鉄道については駅舎やホームの改善や駅周辺整備にも努めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
道路ネットワークの整備	幹線道路整備促進事業（再掲）	国道・県道の整備促進
	市道整備事業（再掲）	道路新設・拡幅・改良整備、道路舗装、歩道整備、橋梁改良
道路環境の整備	交通安全施設整備事業	防護柵・道路反射鏡・道路照明灯・維持補修など
	道路防雪事業	道路消雪整備、除雪体制整備
	人にやさしい道づくり推進事業（再掲）	歩道・自転車道の設置、ユニバーサルデザイン※化の推進
公共交通の充実	コミュニティバス※運行事業（再掲）	地域バス運行計画の策定と運行支援・デマンド※（予約制）による路線運行、路線バス網の充実
	コミュニティタクシー※運行事業（再掲）	地域巡回タクシーのデマンド（予約制）による路線運行
	駅関連整備事業（再掲）	JR 米原駅橋上駅舎・東西自由通路整備・エレベーター設置・バリアフリー※整備・（仮称）米原ツーリストステーション整備、JR 醒ヶ井駅・近江長岡駅・柏原駅・坂田駅のバリアフリー整備および周辺整備、琵琶湖環状線の整備促進、利用促進事業の展開、びわこ京阪奈線（仮称）鉄道建設構想の推進 など

●防災・防犯体制、安全な生活環境の整備

①防災体制の整備

災害に強いまちづくりを目指し地震・風水害・火災などの災害に対する備えを強化するため、消防本部施設および消防署を整備するとともに、地域防災計画を策定し、地域防災の拠点となる公共施設や木造住宅などの耐震化、消防・防災施設の複合多機能整備などを進めます。また、実態に即した総合防災訓練の実施や自主防災組織の強化育成を図ります。

②治山・治水対策の推進

災害を未然に防止するため、自然との共生に配慮した保安林の整備をはじめ砂防、急傾斜地対策、河川改修などを促進します。

③防犯体制の整備

自主防犯意識の普及啓発を図り、関係機関と一体となり地域防犯活動を推進するとともに、防犯灯の設置など犯罪の起こりにくい環境整備を進めます。

④消費生活の安全確保

消費生活をめぐる被害を防止するための啓発や消費生活の安定および向上に関する情報の提供など消費者問題に適切に対応できる相談窓口の設置に努めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
防災体制の整備	地域防災計画策定事業	地域防災計画の策定
	地域防災施設整備事業	仮称)防災コミュニティセンター建設事業
	消防施設整備事業	広域消防施設、消防車両、小型ポンプ、防火水槽などの整備
	公共施設耐震事業	耐震診断に基づく公共建物や橋梁などの耐震補強
	自主防災組織強化育成事業	組織化推進、自主的活動支援
治山・治水対策の推進	急傾斜地対策事業	急傾斜地崩壊危険区域の整備
	治山・砂防事業	山地治山、保安林整備、水土保持治山、砂防堰堤整備
	河川改修事業	治水・利水・環境の総合的な河川整備
防犯体制の整備	防犯施設整備事業	防犯灯などの整備
	地域防犯活動推進事業	自主防犯意識の啓発と地域防犯活動の推進
消費生活の安全確保	消費生活相談事業	消費者問題の相談窓口の設置、情報提供、消費者教育の充実

●情報ネットワーク※の整備

①情報基盤の整備

CATV※の統合整備など高度情報通信ネットワーク※を支える情報基盤の拡大・充実を図ります。

②IT※（情報通信技術）活用環境の充実

生活・行政・防災など様々な分野における市民サービスの向上に向けた情報ネットワーク※化を推進し、出先機関においても本庁と同様の窓口サービスを提供できるシステムの構築を図ります。

また、情報システムなどを活用し、市民と行政が容易に情報の交流や交換をすることができ、まちづくりへの市民参加が活発に行なうことができるよう体制整備に努めます。さらにこれらのIT機能を効果的に活用できるよう技術の習得を支援します。

主要施策	主な事業名	事業概要
情報基盤の整備	情報通信基盤整備事業（再掲）	高度情報通信ネットワーク※の拡大・充実 CATVの統合整備の推進
IT活用環境の充実	地域情報化推進事業（再掲）	生活・行政・防災などの情報提供
	住民IT学習推進事業	IT講習、サポート体制整備
	電子自治体構築事業	行政サービスの提供と市民参加のオンライン化
	サテライトキャンパス※推進事業（再掲）	大学などと連携しITを活用した幅広い分野にわたる社会人教育の推進

(6) 元気な交流活力のまちづくり

●地域交流・国際交流の推進

①地域交流の推進

全国規模で開催されている各種会議、イベントなどを誘致し、東西の架け橋となる交流のさかんなまちづくりを進めます。

また、これまで各町で行われてきた地域交流イベントなどを全市域に広げるとともに、姉妹都市提携などを推進し、新市全体の交流の活性化を図ります。

②国際交流の推進

在住外国人との交流や、海外との交流など、国際理解を深める交流の環境づくりを進めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
地域交流の推進	地域交流・活性化イベント開催事業	各種まつり、教育・スポーツ・文化交流イベントの開催
	自然体験型交流事業（再掲）	自然・スポーツ・イベント・体験などを通じた交流
	姉妹都市・国内都市間交流事業	姉妹都市提携の推進、国内の都市間交流自治体との交流
	東西交流拠点活用事業（再掲）	全国規模の会議・フォーラム・イベントなどの誘致および交流の活性化
国際交流の推進	住民による国際交流事業	住民グループによる在住外国人との交流事業支援
	外国人講師招致事業	小・中学校における外国人語学指導助手の外国語教育
	中学生等海外派遣事業	国際交流に参加できる環境づくり・人づくり

●新産業の創出

①米原駅周辺整備

米原駅周辺において、土地区画整理事業と物流拠点整備、宿泊観光や環境ビジネスなどの産業機能の集積を進め、交流拠点の形成を図ります。特に駅南部においては、鉄道・高速道路等の地理的な優位性を活かし、環境輸送の実現と物流コストの削減の両立を目指した物流拠点の整備を進めます。

②新産業集積の推進

幹線道路を軸とした周辺地域を中心に市街地開発や工業団地造成などを進め、研究開発型企業・物流企業を含めた企業誘致を推進し、地域経済の活性化と新たな雇用の確保を図ります。

③起業への支援

既存事業所の新たな事業展開やコミュニティ・ビジネス※などの起業を育成するため、「元気企業育成機構（仮称）」の設置を図り、情報・人材・融資などの支援を進めます。

④産学官の連携

高等教育・研究機関の誘致と産学連携、異業種交流の促進に取り組み、産学官が連携した産業の活性化を図ります。

⑤体験型観光の振興

地域産業の連携によって、新たな産業活力が生まれるよう、農林業や自然などを活かした体験型観光の振興を図ります。

主要施策	主な事業名	事業概要
米原駅周辺整備	土地区画整備事業（再掲）	米原駅東部等区画整理、住宅団地造成など
	物流拠点構想事業（再掲）	物流拠点企業誘致
新産業集積の推進	企業誘致推進事業（再掲）	工業団地造成、企業誘致推進、遊休公有地活用、研究開発型企業・物流企業の誘致、活用、雇用促進
起業への支援	コミュニティ・ビジネス※支援事業	ベンチャー企業※、SOHO※（在宅小規模オフィス）などによる新規産業、起業支援
	元気企業育成機構（仮称）の設置	新たな事業展開や起業への支援（情報・人材・融資など）
産学官の連携	高等教育・研究機関誘致事業（再掲）	大学や大学院など高等教育機関や研究機関の誘致と連携の推進
	産・学・官連携推進事業（再掲）	産・学・行政の相互の交流・連携、大学や大学院とのサテライト締結・インターンシップ※制度の導入
	薬草産業振興事業（再掲）	薬草を活用した新産業創出、産学官共同の調査・研究、薬草関連企業などの誘致、薬草体験学習
	異業種交流促進事業	異業種交流、産業間の連携の促進
体験型観光の振興	山村活性化施設整備事業	木材加工の施設整備、体験交流施設 （例 伊吹曲谷ダム・カヌー工房、グリーンパーク山東施設改修）
	体験型産業推進事業	市民農園、体験型農園、福祉農園などの整備

●地域産業の振興

①農林水産業の振興

農林業の経営の安定と発展を目指すため、消費者の求める作物を効率的に生産する優れた経営能力を持つ生産組織をはじめ集落営農や農業法人などの育成を支援し、担い手の確保を図ります。また、農林業生産基盤の整備やミニ産地※づくりと地産地消※の推進、地域特産品の開発・生産・加工・販売体制の強化に努めます。さらに、農を基本とした食生活も含めた生活様式の提案、農地の保全活動やグリーンツーリズムの取り組み等を通じて、農業の体験・交流活動の促進を図ります。

景観形成や災害防止など多面的な機能を備えている農地や森林の保全と有効活用を図るとともに、農業用施設等の防災対策を進めます。

②商業の振興

国道８号バイパス整備に伴う立地条件の向上や国道８号と２１号の分岐地域である優位性を活かし、商業集積の形成や郊外型商業施設の立地の可能性等をもった広域的な商業地域としての潜在力の向上を図ります。

また、米原駅周辺整備の推進と土地の高度利用によって、にぎわいの再生を図るとともに、サービス産業の誘導などコミュニティ・ビジネス※としての地域密着型商業の展開を支援します。

③鉱工業の振興

既存企業の経営革新や新たな分野への事業展開を支援するため、「元気企業育成機構（仮称）」の活用を図ります。

④地場産業の振興

伝統産業などの地場産業を振興するため、経営安定、人材確保、商品開発などに対する支援に努めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
農林水産業の振興	農業基盤整備事業	農道整備・舗装、農業用排水路整備、ほ場整備事業、農業用施設等の防災対策
	地域特産品振興事業	地域特産品振興拠点整備、育成・支援・システム構築（例（仮称）アグリビジネスパーク整備）
	ミリオン農業※推進事業	ミニ産地※づくり、地域特産品の開発、地産地消の推進
	体験型産業推進事業（再掲）	市民農園、体験型農園、福祉農園などの整備
	林道事業	林道新設・維持補修・舗装・拡幅・改良
	造林事業	造林保育管理
商業の振興	中心市街地活性化計画の策定	米原駅周辺の土地の高度利用とにぎわいの再生
	コミュニティ商業振興事業	コミュニティ・ビジネス※としての地域密着型商業展開の育成
鉱工業の振興	元気企業育成機構（仮称）の設置（再掲）	新たな分野への展開支援（情報・人材・融資など）
	企業誘致推進事業（再掲）	工業団地造成、企業誘致推進、遊休公有地活用、研究開発型企业・物流企業の誘致、活用、雇用促進
地場産業の振興	地場産業振興事業	経営安定、人材確保、商品開発などへの支援

●観光・イベントの振興

①観光の振興

豊かな自然環境・歴史文化・産業資源など地域の多彩な資源を一体的に活用し、エコミュージアム※構想とも連携することによって、滞在型の来訪者や地域の知名度の向上によりリピーター※の増加につながるような体験型観光を推進します。また、伊吹山から琵琶湖までの雄大な景観を活かしたロケーションオフィス※などの活用を促進します。

このため、交流拠点の整備やネットワーク※化などの基盤整備を進めるとともに、広域観光ネットワーク※の強化に努めます。

②イベントの振興

既存イベントの一体的な展開による相乗効果の発揮を図るとともに、新市の「らしさ」にそった新たなイベントの開催に取り組みます。

主要施策	主な事業名	事業概要
観光の振興	滞在型・体験型観光推進事業	既存施設や空家を利用した滞在型・交流体験型観光、グリーンツーリズム※など新たな観光施策の推進
	自然案内人育成事業（再掲）	インタープリター※やボランティアガイド※の育成など、エコミュージアムの推進と連携
	花のひと・まちづくり事業	花をテーマにした、ひとづくり・まちづくり
	交流拠点整備事業	道の駅など各交流拠点の充実・活用 （例 グリーンパーク山東、伊吹の里、醒井水の宿駅、道の駅近江母の郷等施設および周辺整備 など）
	交流拠点ネットワーク※構築事業	交流拠点の情報ネットワーク※と多彩な体験プログラムづくり
	観光施設整備事業	観光案内サイン整備、ハイキングコース整備、ルート整備、伊吹山・霊仙山登山道・休憩所等整備
	広域観光ネットワーク※事業（再掲）	観光地のネットワーク※化、広域観光ルート整備
	新市ファンクラブ設置事業（再掲）	リピーター※の確保と定期的な情報提供
イベントの振興	観光関連イベント開催事業	イベント開催（例 薬草サミット、ほたるまつり、天の川七タイイベントなど）
	観光関連イベント一体化事業	既存イベントの一体的な展開による相乗効果の発揮

(7) 4万人の市民自治のまちづくり

●人権の尊重

①人権擁護の推進

関係団体や事業者、地域と連携した人権教育・人権啓発の推進や、人権に関する相談体制の充実など、人権の擁護に関する施策を推進します。

②施設の整備

人権教育の推進などを図るため、啓発活動や情報発信の拠点および地域の交流などを目的とした施設の整備などを進めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
人権擁護の推進	人権擁護推進事業	人権教育や人権啓発の推進
施設の整備	地域総合センター整備事業	地域総合センター・(仮称)人権教育総合センター整備
	改良住宅譲渡事業	改良住宅の譲渡の推進

●男女共同参画社会の実現

①男女共同参画の推進

男女共同参画プランを策定し、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる分野において男女共同参画を推進します。

また、行政運営やまちづくりなどに関わる審議会や委員会などへの女性の登用を促進します。

主要施策	主な事業名	事業概要
男女共同参画の推進	男女共同参画プラン推進事業	男女共同参画プラン策定、情報提供、啓発

●コミュニティの振興

①地域コミュニティ活動の育成

市民自治組織の活動支援やネットワーク※化の推進、リーダーの育成などによって、強い地域コミュニティの育成を図ります。

また、自ら考え自ら行う地域コミュニティを育成するため、「地域まちづくりプラン（仮称）」の策定支援と推進に努めます。

②地域コミュニティ施設の充実

地域コミュニティ活動の拠点となるよう、既存公共施設の有効利用を図ります。

主要施策	主な事業名	事業概要
地域コミュニティ活動の育成	地域コミュニティ活動支援事業（再掲）	住民自治組織の活動支援、ネットワーク※化の推進
	地域リーダー育成事業（再掲）	地域自治のリーダーとなる人材の育成と活用
	地域まちづくりプラン（仮称）推進事業（再掲）	地域が自ら考え自ら行うまちづくりプランの策定支援
地域コミュニティ施設の充実	地域拠点施設活動事業	既存公共施設の有効利用、情報発信

●市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進

①パートナーシップ※の仕組みづくり

市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを確立するため、その仕組みを支える基本条例の制定に取り組み、自治会・ボランティア※・NPO※・事業者・高等教育機関などの連携強化を図ります。

また、これにそった各種交流事業・人材育成事業を推進します。

②市民参加の促進

まちづくりの計画から実施・点検・評価にいたる各段階において、多様な市民参加機会の充実に努めます。

③情報共有化の推進

高度情報通信ネットワーク※を活用し、受発信による情報の交流を活発にすることで、積極的な情報公開を進めるとともに市民の声をまちづくりに反映するための広報広聴活動の充実に努めます。情報を共有することにより透明性の高い行政運営の実現を図るとともに、個人情報の保護および公文書の適正な保存管理に努めます。

主要施策	主な事業名	事業概要
パートナーシップの仕組みづくり	まちづくり基本条例制定事業（再掲）	まちづくりの仕組みの制度化
	自治会・ボランティア※・NPO※活動支援事業（再掲）	市民活動支援・情報提供などの支援
	産・学・官連携推進事業（再掲）	産・学・行政の相互の交流・連携、大学や大学院とのサテライト締結・インターンシップ※制度の導入
	地域通貨システム推進事業	地域通貨※制度の構築支援
市民参加の促進	市民参加推進事業	住民モニター・リポーターなどによる市民参加の行政運営
情報共有化の推進	情報公開推進事業	広報広聴の充実など、透明性の高い行政運営の実現、情報公開制度の活用、公文書の適正な保存管理
	行政チャンネル放送事業	CATV※行政放送推進整備、市民と行政との情報の共有化、情報交流、情報公開、議会中継放送

●行財政改革の推進

①効率的な行財政システムの確立

地方分権*時代に対応できる行政基盤を強化するため、職員数の適正化と資質の向上、政策形成能力の向上を図ります。住民アンケートの結果からも行財政改革を望む声は最も高いものであり目標の数値化に努めます。

また、少ない経費で最大の効果をあげる効率的な行政運営を確立するため、行政評価システムなど成果主義にたった公共経営の手法を取り入れるとともに、組織・システム・人材など様々な視点から行財政改革を推進します。

さらに、中長期的な財政計画を策定し、計画的、重点的な事業推進を図るとともに、新市の財政における資産・負債や行政コストに関する情報公開を進めます。

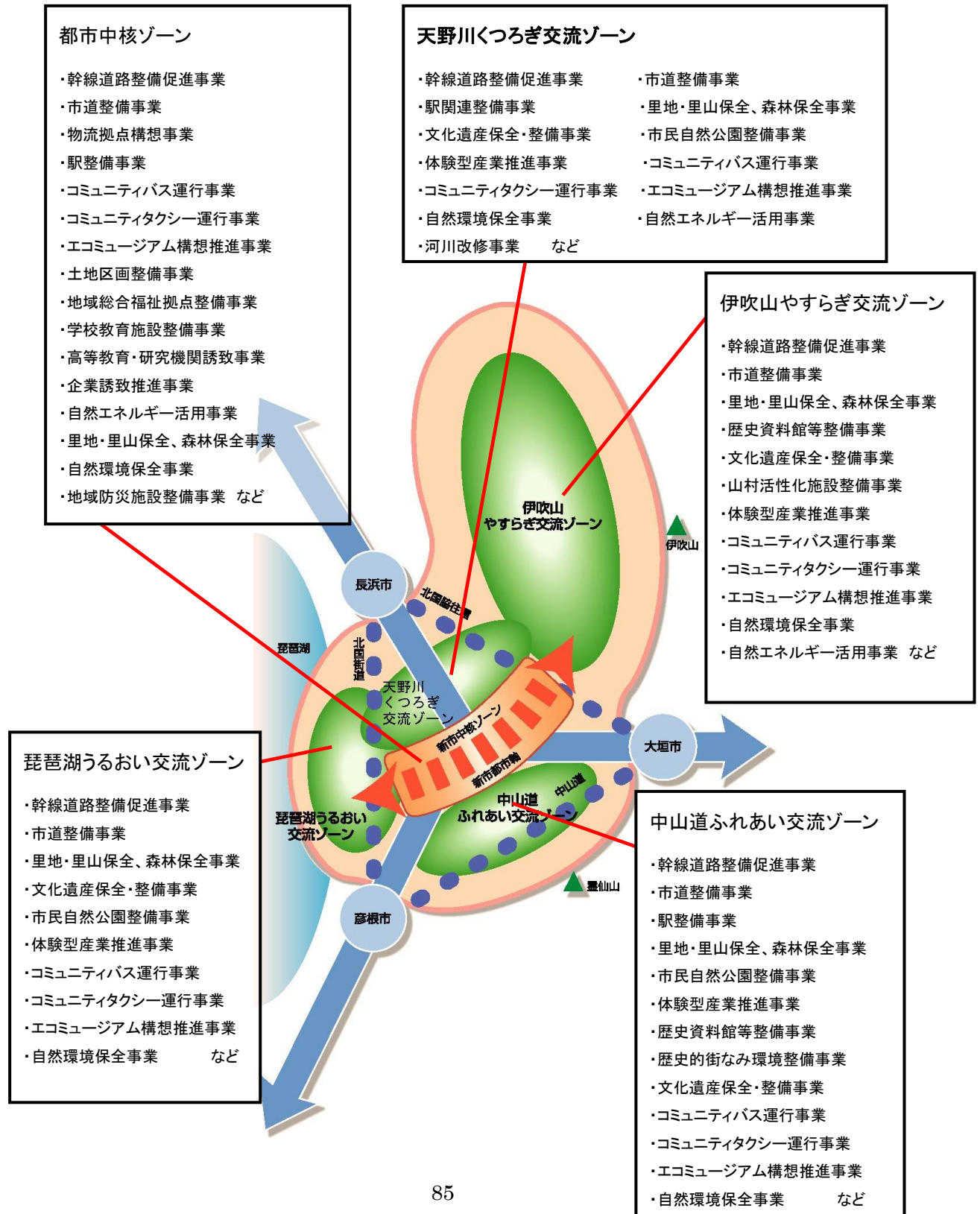
②広域行政の推進

広域的な共同処理の継続・推進をはじめ、周辺地域との連携による広域行政を推進します。

主要施策	主な事業名	事業概要
効率的な行財政システムの確立	行財政改革大綱策定事業	行財政改革大綱の策定
	定員適正化計画策定事業	定員適正化計画の策定
	行政評価システム導入事業	内部・外部評価員による行政評価システムの導入
	外部監査制度導入事業	外部監査人による監査制度の導入
	中・長期財政計画策定事業	中・長期財政計画の策定
	財政情報公開事業	財政状況の情報公開（新自治体会計の導入）
広域行政の推進	広域行政推進事業	広域的な共同処理の継続・推進

3 ゾーン別の主要な施策

本章の2で示した、施策の体系別に展開する主要な施策を、第4章の3. 新市の都市構造で分類した5つのゾーンごとに整理すると次のとおりとなります。



4 市民・地域・企業ができること

本章の2で示した、施策の体系別に展開する主要な施策の中で、市民や地域が主役となったまちづくりを進めるために、市民や地域、企業が自らできる身近な事項を例として挙げると次のとおりとなります。

市民ができること	地域ができること	企業ができること
「らしさ」を活かすオンリーワンのまちづくり		
○市民自らが地域に愛着を持ち、心身ともにゆとりのある暮らしができるよう心がけます。 ○来訪者などとの交流を積極的に深めます。	○心豊かな暮らしができる地域を協働で築いていきます。 ○来訪者などとの交流を積極的に深めます。	○学校や地域などとの交流を深め、地域に根づいた企業を目指します。 ○全国への情報発信により新市をPRします。
どこでもキャンパスのまちづくり		
○地域のことを積極的に学び次世代に伝えていきます。 ○生涯学習やスポーツなどを通じて、まちづくりに参加します。	○学校などと連携し、地域学、地元学を推進します。 ○地域の歴史・文化を守り、継承していきます。	○学校や地域との交流を深め、経験や体験などを通じて地域の人づくりに寄与します。 ○インターンの受け入れなど、若い世代の定住と人材育成を促進します。
安心ネットワークのまちづくり		
○近所づきあいや地域コミュニティにおいて高齢者のお世話や話し相手など自分のできる身近な福祉活動を積極的に行います。	○「あったかほ一む」づくりなど、地域の人みんなで互いに支え合う地域福祉を推進します。	○育児休暇などの制度や社内への託児所の設置など働きながら子育てや介護ができる環境を整え、多様な就業形態を支援します。

市民ができること	地域ができること	企業ができること
まるごと自然公園のまちづくり		
○ごみの分別・減量やリサイクルに心がけます。 ○環境にやさしいエネルギー利用に心がけます。 ○グリーン購入（エコ商品の購入）を進んで行います。	○花壇などの美しいまちなみづくりや環境保全の取り組みを進めます。 ○「やすらぎの小径」づくりなど、やすらぎ環境の整備に参加します。	○排水、排ガスなどの適切な処理を行い、環境に配慮した企業運営に努めます。
ほっとする快適空間のまちづくり		
○日頃からお互いで点検し合ったり、災害時の役割分担を決めるなどの備えを行います。	○地域において、防犯・防災体制を整え、非常時に助け合えるようなコミュニティを形成します。	○緊急時の避難場所や人材（救助員）の確保など、地域の防災体制の一翼を担います。
元気な交流活力のまちづくり		
○地域外や海外の人たちへ市民自らが新市の魅力をアピールします。 ○来訪者を温かく迎える雰囲気を整えます。 ○安全で新鮮な地元の産品を家庭で積極的に使用します。	○集落営農やミニ特産品づくりなど、地域の産業を育てます。 ○来訪者などがまた訪れたくなるあたたかい地域づくりを進めます。	○地域の資源を活用した新製品の研究開発や交通の要衝という立地条件を活かして新産業の展開と連携を図ります。 ○地元の魅力や製品を積極的に地域外へ発信し、新市をPRしていきます。
4万人の市民自治のまちづくり		
○身近な課題を市民で協力して自ら解決していきます。 ○人権意識を高めお互い尊重し合う社会を形成していきます。	○地域でできることは地域で行う、強い地域を協働で築いていきます。	○女性の積極的な登用など男女共同参画社会の実践に取り組めます。 ○企業市民として、公共的なサービスの提供を視野に入れ企業展開を推進します。

5 滋賀県事業の推進

新市のまちづくりの基盤を整え、地域の一体感を高めるため、滋賀県事業の重点的な整備の推進に向け、関係機関と協議、調整を行います。

(1) 都市基盤（道路等）整備

主な事業名	事業概要
県道大野木志賀谷長浜線改良事業	改良工事（長岡・大野木・村木工区）
県道間田長浜線 観音坂トンネル改良事業	トンネル拡幅など（観音坂）
県道山東一色線改良事業	改良工事（山東地域野一色）
国道365号線改良事業	改良工事（伊吹地域藤川）
県道山東本巣線改良事業	改良工事（伊吹地域甲賀、吉槻）
県道長浜近江線改良事業	歩道整備（近江地域長沢・碓）
県道大鹿寺倉線改良事業	改良工事

(2) 農林水産業の振興

主な事業名	事業概要
県営田園空間整備事業（山東・伊吹地区）	用排水・農道・集落道・緑化施設・農村公園・コミュニティ施設など（山東地域・伊吹地域）
県営中山間地域総合整備事業（伊吹山麓地区）	農業用用水施設・農道・融雪施設・防火水槽・集落道路・交流施設基盤・情報基盤施設・農業集落排水路（山東地域・伊吹地域）
県営経営体育成基盤整備事業（入江干拓内）	区画整理・用排水・農道など（米原地域）
県営経営体育成基盤整備事業（大原東部地区）	用排水・道路改良・ホタル水路（山東地域）
県営農村振興総合整備事業（三島池地区）	三島池の水質の自然浄化および周辺ため池および水路における動植物の復元など（山東地域）
県営ため池等整備事業	農地災害の未然防止のため老朽化したため池の全面堤体改修（伊吹地域弥高地先）
県営農業用水再編対策事業	用排水・揚水機など（米原地域・近江地域）
森林基幹道上丹生柏原線開設事業	山東地域と米原地域を結ぶ林道の開設（山東地域・米原地域）
ふるさと林道緊急整備事業（林道国見線）	伊吹地域と岐阜県春日村を結ぶ林道の橋梁の架け替え、法面改良および舗装工事など（伊吹地域）
ふるさと林道緊急整備事業（林道滝谷武奈線）	米原地域と彦根市を結ぶ林道舗装工事など（米原地域）
防災対策林道整備事業	既設林道で災害の恐れや通行に支障のある路線の補修工事など（市全域）

主な事業名	事業概要
保安林整備事業	保安林改良・保育などによる保安林機能の向上 (新市全域)
生活環境保全林整備事業	森林が有する環境保全機能の向上 (米原地域磯)
環境防災林整備事業	森林の防災機能と環境保全機能の向上 (山東地域大鹿・村居田)

(3) 防災対策

主な事業名	事業概要
砂防事業 (通常砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業等)	通常砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業 (山東地域大野木地先ほか) (伊吹地域上平寺地先ほか) (近江地域日光寺地先ほか)
山地治山事業	山腹工・谷止工など (伊吹地域藤川地先ほか) 山腹工・溪間工など (伊吹地域吉槻地先ほか) 谷止工・床固工など (米原地域番場地先)
河川改修事業	湖北圏域河川整備計画の策定・実施 (天野川・姉川) 単独河川改修事業 (米原地域菜種川など) みずべみらい再生事業 (新市全域)

6 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランスおよび適正配置、さらには財政事情などを考慮しながら、逐次、整備していくこととします。

整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存施設の有効活用・相互利用などを総合的に勘案し、市民サービスの低下を招かないよう配慮するものとします。

各町に整備されている施設で機能的に重複あるいは類似のものについては、統合と機能分担、管理運営方法などを検討し有効に活用していくこととし、施設の長寿命化などによる適切な維持管理を行います。また、再配置により廃止する施設については、計画的に譲与、譲渡、解体等による処分を進めることとします。

新市の庁舎については、当面は現行の庁舎を活用することにより対応します。なお、庁舎の在り方について、市民や有識者等による検討を行い、その結果等を踏まえて整備するものとします。

公共的施設のネットワーク※化やワン・ストップ・サービス※などにより、市民サービスの低下を招かないよう努めます。

第6章 財政計画

1 前提条件の設定

財政計画は、合併後令和7年度までの財政運営の指針として、健全な財政運営を行うことを基本に作成したものです。

作成にあたっては、合併による歳出削減の効果や新市の一体的なまちづくりを推進するために必要となる事業経費のほか各種の財政支援措置を反映させ、国民健康保険などの特別会計や公営企業会計以外の「普通会計」を対象に作成しています。

なお、国では、税制・社会保障制度の改革や地方財政改革が進められ、県においても財政構造改革の取組が進められています。こうした国・県の動向を踏まえつつ、現行の財政制度を前提に作成したものです。

歳入・歳出の主な前提条件は、次のとおりです。

（１）歳入

① 地方税※

現行の税制度を基本に、人口推計などの影響を反映させて推計しています。

② 地方交付税※

現行の交付税制度を基本に、普通交付税の算定の特例措置（合併算定替）は、令和2年度で終了するため、令和3年度からは合併後の新市の状態（一本算定）での合併に係る財政措置を見込むとともに、地方債の元利償還金に対する交付税措置を考慮して推計しています。

③ 国庫支出金・県支出金

投資的な事業などに係る一定の補助に加え、合併に係る「合併市町村補助金」などの財政支援を見込んで推計しています。

④ 地方債※

通常の投資的な建設事業などに対する起債のほか、合併特例債の発行を見込んで推計しています。

⑤ その他

各種交付金や使用料、手数料などを見込んでいます。

（２）歳出

① 人件費※

合併後の職員数の抑制、合併による特別職、議会議員数などの減少を見込んで推計しています。

② 扶助費※

過去の実績等を踏まえ、少子高齢化の進展に伴う社会保障経費の増加等を見込んで推計しています。

③ 公債費※

これまでに発行した市債の償還計画に加え、新規の発行分を見込んだ上で償還額を推計しています。

④ 投資的経費※

新市まちづくり計画に示された事業を踏まえ、投資的経費を計上しています。

⑤ その他

合併に伴う一時的な歳出の増加や一定の事務経費の削減効果などを見込んで推計しています。

2 歳入・歳出の見通し

(1) 歳入

(単位：百万円)

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	平成17~ 令和7年度計
地方税	5,646	5,776	6,382	6,364	5,938	5,925	6,127	6,076	6,224	6,240	6,190	6,360	6,381	6,380	6,434	6,388	6,303	6,307	6,312	6,314	6,296	100,257
地方交付税	5,403	5,149	5,015	5,440	5,684	6,317	6,494	6,463	6,394	6,331	6,122	5,692	5,566	5,705	5,651	5,508	5,445	5,430	5,399	5,376	5,358	93,251
国・県支出金	2,851	2,397	3,269	3,384	3,084	3,325	2,662	2,433	3,070	2,928	3,007	2,920	3,304	3,229	3,286	3,746	3,409	3,528	3,321	3,271	3,271	50,710
地方債	3,048	3,114	2,120	3,493	3,718	2,298	1,807	2,316	2,179	3,619	2,352	1,559	2,946	2,381	2,847	5,125	1,475	1,530	1,643	1,544	1,543	37,164
その他	4,982	3,231	2,950	2,744	3,525	2,446	2,850	3,120	2,300	3,041	3,006	2,818	3,355	2,870	3,392	3,784	3,610	3,512	3,212	3,225	2,958	49,499
歳入合計	21,930	19,667	19,736	21,425	21,949	20,311	19,940	20,408	20,167	22,159	20,677	19,349	21,552	20,565	21,610	24,551	20,242	20,307	19,887	19,730	19,426	330,881

(2) 歳出

(単位：百万円)

区 分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	平成17~ 令和7年度計
人件費	3,858	3,182	3,032	2,922	2,945	2,972	3,008	3,074	2,981	3,072	3,100	3,027	3,051	3,036	3,001	3,770	3,740	3,719	3,716	3,694	3,662	52,623
扶助費	1,559	1,626	1,641	1,680	1,806	2,348	2,445	2,410	2,477	2,770	2,835	3,020	3,109	3,107	3,138	3,179	3,210	3,242	3,255	3,257	3,290	47,092
公債費	2,092	2,581	2,697	2,870	4,173	3,357	3,828	3,198	2,447	2,773	2,687	2,128	2,098	2,241	2,393	2,338	2,368	2,369	2,606	2,841	2,748	42,420
投資的経費	5,163	4,312	4,207	4,398	3,201	2,273	1,706	2,482	3,656	4,384	3,006	1,922	3,724	2,370	3,607	6,040	2,729	3,006	2,417	2,093	2,093	47,508
その他	8,469	7,013	7,205	8,817	8,957	8,472	8,087	8,528	7,869	8,473	8,092	8,437	8,747	8,931	8,832	8,696	7,770	7,597	7,518	7,451	7,394	130,894
歳出合計	21,141	18,714	18,782	20,687	21,082	19,422	19,074	19,692	19,430	21,472	19,720	18,534	20,729	19,685	20,971	24,023	19,817	19,933	19,512	19,336	19,187	320,537

※歳入・歳出ともに平成30年度までは決算額、令和元年度は決算見込額です。

用 語 説 明

(50音順)

行	主なページ	用 語	用 語 説 明
あ 行			
	56・80	インタープリター	通訳、ガイドなどの意味。自然案内人。自然のメッセージを伝える人。
	53・77・83	インターンシップ	学生が在学中に企業などで短期間、実務体験すること。
	56・60・71	エコ・スクール	環境に配慮した学校。施設面、運営面で環境への負荷の低減を目的とし、この特徴を環境教育にも活用できる学校施設。
	54・56・70	エコタウン	地域における産業、公共部門、消費者を包含した総合的な資源循環型社会の構築を目指した環境まちづくり構想。
	42・55・56 59・69・80	エコミュージアム	地域全体を博物館とみたち、地域の魅力的資源の再発見、学習、研究、保存、展示を行い、それらを通じて地域の発展につなげようとする取組。地域資源には、生活文化、自然環境、地域の歴史なども含み現地で保存・活用することが原則となる。地域住民が地域を学び地域の専門家として、来訪者に地域の魅力を伝えることが求められるため、運営には地域住民が主体的に関わる必要がある。
	54・56・70	エコ村	エネルギーや水の効率的な利用、ごみの減量化・リサイクルなど、環境に負荷の少ない生活環境を備えた住宅地・集落形成を図る構想。
か 行			
	61	学校評議員	保護者や地域の方々の意見を幅広く校長が聞くためのもので、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携協力しながら特色ある教育活動を推進できるよう、学校を支援する制度。
	42・54 56・70	環境マネジメントシステム	組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のこと。ISO14001とは、地球環境問題に対処するため、環境保全に関する各国企業の取り組み方法の標準化を図ることを目的として、国際標準化機構(ISO= International Organization for Standardization)が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。
	17・44	環境こだわり農業	化学合成農業や化学肥料の使用料を通常よりも削減し、たい肥などを適正に使用し、農業排水を適正に管理するなど環境に配慮して農作物を栽培すること。
	17	クオリティライフ	健康で充実感のある暮らし。
	44・56・69 78・80	グリーンツーリズム	滞在型農村文化体験。農家などの暮らしを体験する民宿に滞在するなど、地域の人々と交流を図りながら楽しむかたちの余暇活動。
	59・65	健康新市21	国民の健康づくりの指標として厚生労働省がまとめた健康づくり計画に習った新市版計画。
	32	コーホート要因法	コーホートとは、同年(同期間)に出生した集団のことをいい、コーホート法とはその集団ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法。ある人口集団を年次的に追跡し、集団の軌跡の変化量と変化率を用いて将来の人口を推計していく。ここでは、1995年(平成7年)及び2000年(平成12年)国勢調査を用いて、男女別に、2000年の当該年齢5歳階級の人口の、1995年の5歳下の階級の人口に対する比率を、直近の5年前の5歳下の階級の結果に乗じて推計する。
	59・64	格子 (こうし)	細い木を縦横に組み合わせて作った建具。
	30・32・35	交流型産業	人が訪れ、集うことにより新たな価値観を生む経済活動。地域の資源を活かして観光、レクリエーション、芸術、文化などの交流を促す産業に加え、飲食・宿泊・滞在など、そこを訪れる人々の日常的行動によって引き起こされる経済活動全体を示す。
	52・53・56 65・73	コミュニティバス	地域住民の利便向上などのため、路線バスの不便地域を補う小・中型バスで、高齢者などの便の確保や環境負荷の軽減など地域の目的に合わせて運行される路線バス。
	52・53・73	コミュニティタクシー	特定の地域や路線を定額・低料金で利用できる乗合方式のタクシー。
	77・78・79	コミュニティ・ビジネス	地域住民が主体となって、地域資源を活用して課題解決を目指し、地域コミュニティを元気にする小規模ビジネス。NPOなどにより行政では対応困難なサービス、企業では採算の合わないサービスなどを可能とする。

さ 行		
51・53・75	サテライトキャンパス	ビジネス街など大学の本拠地とは別の場所で、正規講座を開くこと。もともとは大学キャンパスから離れたところに設置される「分校」のこと。
54・55・56 69	里地・里山	居住地域の近くに広がり、農業など様々な人間の働きかけを通じて自然環境が、維持・形成されてきた地域のこと。樹林地、農地、集落、水辺などで構成されており、多様な野生動植物の生息・生育場所になっている。
2・31	三位一体の改革	国庫補助負担金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しをいう。
17	滋賀3K産業	環境・健康福祉・観光の略。
55・56・69	自然学校	自然の中での体験を中心とした自然体験型の学びの「場」と「プログラム」と「指導者」を提供する組織。自然の中に人を連れて行って、自然の大切さを感じ、親しむ手助けをする組織。
30・37・42 54・56・70	循環型社会	大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。
40・60・61	食育	健康で豊かな食生活や食習慣を送る能力を育てるとともに、地域の食材やその生産・流通に携わる人たちを知り、食べ物の大切さやそれを育む自然の素晴らしさを学ぶこと。食事の自己管理能力を養う教育。
65	精神保健	人々の健康のうち主として精神面の健康を対象とし、精神障害を予防・治療し、また精神的健康を保持・向上させるための諸活動。
17	ゼロエミッション	循環型社会の構築を目的として、排出物・廃棄物（エミッション）を再利用し、ゼロ（なくす）にする取り組み。
59・63	総合型地域スポーツクラブ	スポーツを愛好する住民が地域でいつでも、どこでも、だれでも参加できるスポーツクラブ。
た 行		
57・62・86	地域学・地元学	自分たちが住む地域の自然、歴史、人、事象などを学び、ひとりひとりが郷土観を確立し、地域活性化や地域づくりへの動機づけを図っていくこと。地域を見直し、課題解決に向けて新しいまちづくりを進める運動を意味する。
2	地域間競争の時代	地方分権により「地域の自立」や「地域の個性化」が問われる時代。自らの主体性と責任において地域を経営し、自治を競い合う時代。従来の行政サービスの提供ではなく、地域の個性を活かし、住民・NPO・企業など多様な主体との協働によって活力ある地域づくりを競う時代。
41・57 59・68	地域サロン	地域の身近な拠点を利用し、高齢者などが気軽に寄れる場を設け、住民主体の介護予防、生きがいづくりなどの活動を行うとともに地域コミュニティの再生を図るもの。
83	地域通貨	特定の地域で流通する擬似通貨。サービスや行為を時間やポイントに置き換え、一定の地域やコミュニティで財やサービスと交換して循環させるシステム。
30・39 41・57	地域福祉	地域住民や行政、民間の福祉サービス事業者が力を合わせ、みんなで自分たちが住んでいるまちを暮らしやすくする取組。
44・78・79	地産地消	地域でとれた生産物を地域で消費すること。
72	地籍調査	一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査を確認し、その境界の測量と面積測定を行い、調査の結果を地図及び簿冊に作成するもの。
1・2・4 31・84	地方分権	現在、国が行っている行政権限（行政サービス）の一部を住民にとって身近な地方公共団体に移すこと、あるいは地方公共団体に対する国の関与を見直すこと。これによって、より各地域の特性にあった行政サービスの提供が可能になると考えられている。
53・56 65・73	デマンド	予約制。呼び出し。デマンドバスとは利用客の要望に応じて柔軟に対応する運行方式のバス。
29	東南海・南海地震 防災対策推進地域	東南海・南海地震に関わる防災対策特別措置法に基づく「対策推進地域」として平成15年12月16日に652市町村が指定され、新市の区域では「米原町」「近江町」が指定された。
40・60	どこでもキャンパス	地域の自然・歴史・産業や地域の人材、地域の施設などを活かして、まちのどこでも学習ができるよう、生涯学習の場を広げネットワークすることをめざす考え方。
52	トライアングルのまち	国道8号、21号、365号で形成される三角形の区域において、幹線道路を軸とした都市基盤整備を進める考え方。

な 行		
4・30・40 42・43・44 45・47他	ネットワーク	個人やグループなどでの人のつながり。相互の交流や情報の交換網。網のように縦横に張り巡らされた組織や構造など。
21	ノーマライゼーション	高齢者や身障者などもすべて一緒に暮らす社会こそノーマル（普通）であるという福祉の考え方。
は 行		
1・2・3・4 31・38・42 58・59・83	パートナーシップ	協力、提携。市民と行政、企業などの間で、風通しのよい協力関係を築くための標語などに用いられる。
42	バイオマスエネルギー	生物系資源（bio：生命・生物、mass：集まり）から得られるエネルギー。地球温暖化防止のためカーボンニュートラル（燃焼による二酸化炭素の放出量と光合成による吸収量が等しい）という特性から、特に木質バイオマスへの注目が集まっている。
54	バイコロジーネットワーク	バイコロジーとは自転車（bike）と生態学（ecology）の合成語で、自転車が安全で快適に利用できる環境を作ろうという運動のこと。バイコロジーネットワークとは自転車道などで市域内を結ぶことにより、無公害の自転車の利用を通じて住みよいまちづくり、健康的な社会の実現をめざそうとする構想。
53・73	バリアフリー	障壁を取り払うこと。建築などで段差や仕切りをなくすること。
53・72・73	琵琶湖環状線	JR琵琶湖線、北陸本線及び湖西線は、直流電化区間と交流電化区間に分かれており、電化方式を統一することによって、相互乗り入れによる北琵琶湖周回運行が可能になること。
59・64	ベンガラ塗り	新築家屋の柱などをベンガラ（第二酸化鉄）の粉末で赤黒く塗装する伝統技法。
77	ベンチャー企業	専門性が高く、革新性に富んだ知識集約型の小企業。
66	放課後児童クラブ	仕事や病気などで昼間、保護者が不在となる小学校の子どもたちが、授業終了後、安全に過ごせるよう遊びや集団生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。
31・41・83	ボランティア	自発的な意志によって社会的な奉仕活動をする人。一般的には、無報酬での活動を指す。
56	ボランティアガイド	自然、歴史、文化といった地域の紹介を、そこで暮らす住民ボランティアによって地域の言葉と真心で説明し案内するガイド。
ま 行		
44・78・79	ミニ産地	小規模ではあるが、地域の特色がある農林産物を生産する産地。大規模産地は大市場向けに強いが、ミニ産地は地産地消に向いている。
79	ミリオン農業	農林産物などの地域資源を活用しながら、活力ある農山村の再生を目指した事業。特産品開発や遊休農地解消により、目標を持った生産性の向上と農業振興の活性化を図ろうとするもの。
56・71	木質バイオマス	森林や木を利用して生成されるエネルギーの総称。広範囲には薪、炭、チップ、あるいは木材からのエタノール（エチルアルコール）抽出など木を使った燃料はすべてこれに含まれる。
や 行		
52・53 72・73	ユニバーサルデザイン	あらゆる人に利用しやすいように最初から意図して、建築や機器、身の回りの生活空間などをデザインすること。
61	幼保一元化	幼稚園と保育所について、制度上の違いを越えて施設や運営などを一つのものにすること。
ら 行		
43	ライフライン	都市の社会基盤として、電気、ガス、上下水道など市民生活の根幹をなす諸施設。
70	リサイクルステーション	家庭にある不用品や家庭用品などを資源として、譲り受けたい人へ提供する不用品交換のシステム化により環境にこだわりのあるまちを目指そうとする取り組み。本来の意味は、ゴミとして排出される古紙・古布・飲料缶・ペットボトルなどの資源を回収し、一時保管する拠点施設のことで、回収後は資源として再利用される。
55・56・80	リピーター	同じ地への旅行や同じ観劇などを繰り返す人。
59・64	連子（れんじ）	窓などに一定の間隔で細長い木を取り付けた格子。

80	ロケーションオフィス	映画、テレビドラマ。CMなどのあらゆる種類の野外撮影を誘致し、実際の撮影を円滑に進めるための非営利公的機関のこと。
わ 行		
90	ワン・ストップ・サービス	多様な手続きなどをひとつの（身近な）窓口や1回の手続きで対応できる仕組み。
【 略字用語 】		
17	BI産業	バイオ・ITの略。
43・51・53 75・83	CATV	【Cable Television】 ケーブルテレビ（有線）。同軸線や光ファイバーなどを使い、テレビ放送や情報を加入者の受信機に分配する。
29・44 53・75	IT	【Information Technology】 コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。
31・41・58 59・67・83	NPO	【Non Profit Organization】 民間非営利組織。営利を目的としない民間団体の総称。
16	RDF	【Refuse Derived Fuel】 ごみ固形燃料。一般廃棄物から可燃物を分別し、粉碎、圧縮、乾燥して固形燃料に成型したもの。
77	SOHO	【Small Office Home Office】 インターネットなどの情報通信手段を使って、自宅に事務所を開いたり、在宅勤務で仕事をする形態。

【 財政用語 】		
2・7	依存財源	国庫支出金のように国や県の基準により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のこと。地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債などが含まれる。
15	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費などの義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているのかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標。一般的に市では75%、町では70%程度が適当と考えられ、それぞれ5%を超えると弾力性を失いつつあると考えられる。
92	公債費	地方公共団体が借り入れた資金（地方債）の元金の返済、利子の支払いに要する経費。
15	財政力指数	平均的な収入で平均的な行政を行った場合における財政の余裕度を表す。1に近く、あるいは1を超えるほど財政に余裕があることになる。
45	自主財源	地方公共団体が自主的に収入できる財源のこと。主に、町税、使用料、手数料などが該当する。
91	人件費	議会議員および各種委員の報酬、特別職および一般職の給与、手当、共済費、退職手当組合負担金などをいう。
2・7・91	地方交付税	地方公共団体間の財源調整と地方公共団体に必要な財源を保障するために設けられた地方財政の仕組み。地方公共団体が標準的な仕事をしていくうえで必要な額と、税收額を計算し不足額を国が交付する仕組み。
7・91	地方債	地方公共団体が、道路や学校などの施設整備を行うために、国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のこと。
15	地方債許可制限比率	地方債許可の制限にかかる指標として地方債許可方針に規定されたものであり、この比率が20%を超えると地方債の発行に制限がかかる。
91	地方税	地方公共団体が課税するもので、大きく都道府県税と市町村税に分けられる。市町村税には、市町村民税（個人・法人）、固定資産税（土地・家屋・償却資産）、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税などがある。
92	投資的経費	その支出の効果が資本形成に向けられ、施設や財産として将来に残るものに支出される経費。普通建設事業費、災害復旧事業費などがある。
92	扶助費	生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費。地方自治体独自の扶助経費も含まれる。